



第2章 防災指針

第2章 防災指針

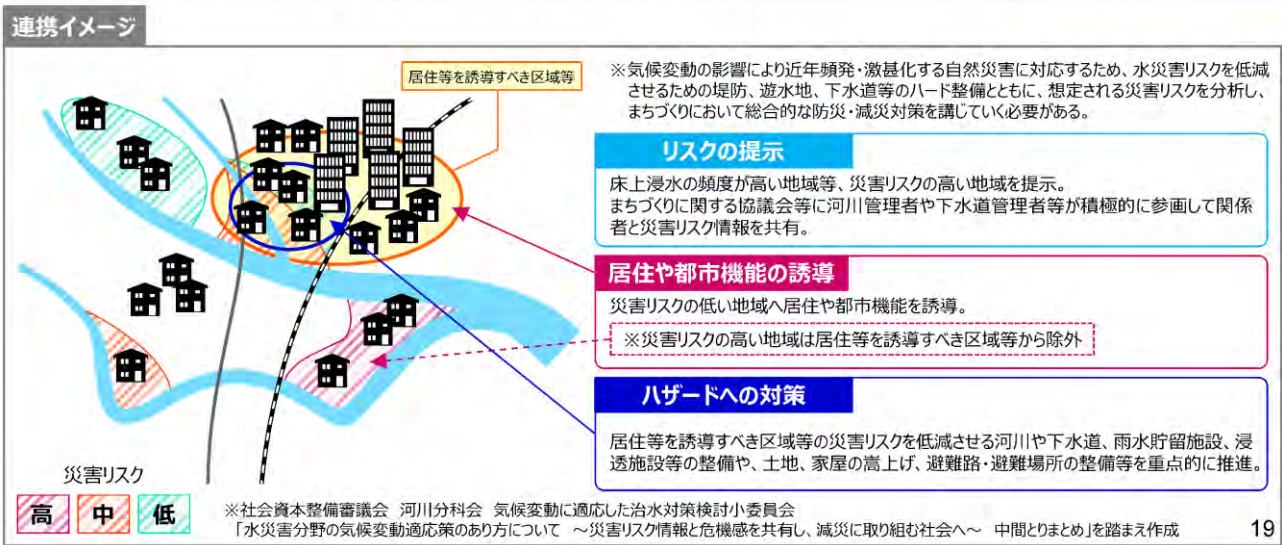
1. 防災指針とは

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものです。

防災指針の検討結果は、「第4章 都市機能・居住を誘導する区域と誘導施設」へ反映することにより、詳細な災害リスクを考慮した誘導区域設定を行うとともに、「第1章 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出」、「第3章 立地適正化計画の基本的な方針」とも連携を図っています。

また、防災指針は防災に係る計画である「恵那市国土強靱化地域計画」や「恵那市地域防災計画」と整合を図りながら、居住や都市機能の誘導に向け、都市の防災機能の確保を図るという役割を担います。

- コンパクトシティの形成に取り組むにあたっては、河川管理者、下水道管理者等との連携により、**災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を推進**することが重要。
- 立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、**都市の防災に関する機能の確保のため「防災指針」を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置づけること**としている。**居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが必要。**
- 防災指針については、市町村が独自に定める防災に関する計画が防災指針の内容を含み、かつ、都市再生特別措置法第81条第22項に定める手続きを経た場合、当該計画を防災指針と位置づけることが可能。



出典：立地適正化計画の手引き【資料編】(国土交通省)

図 110 立地適正化計画と防災施策との連携

2.災害ハザード情報等の収集・整理

本市における災害ハザード情報の一覧を以下に示します。

表 20 災害ハザード情報一覧

災害種別	災害ハザード情報等	整理内容
土砂災害	(1)土砂災害に関する情報	○急傾斜地崩壊危険区域 ○土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン) & 土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)
洪水 ※阿木川、永田川、田違川、横町川における洪水が対象	(2)洪水に関する情報	○洪水浸水想定区域 (L1 計画降雨、L2 想定最大規模降雨) ○内水洪水浸水想定区域 (L2 想定最大規模降雨)
地震	(3)地震に関する情報	○想定される震度 ○液状化

- * 本防災指針においては、岐阜県が公表する洪水浸水想定区域図、及び洪水ハザードマップにおける、想定最大規模降雨、計画降雨を記載します。
- * 計画降雨とは、河川法施行令に規定する基本高水の設定の前提となる降雨をいいます。
- * 想定最大規模降雨とは、水防法第14条第2項に規定する想定しうる最大の降雨規模をいいます。概ね年超過確率 1/1,000 以下の降雨を想定しています。
- * 年超過確率とは、1年間に於いて一定の規模を超える降雨が発生する確率をいいます。例えば、年超過確率 1/1,000 とは、1年間に発生する確率が 0.1% (1/1,000) 以下の降雨をいいます。1,000年毎に1回といったような発生する周期を示すものではありません。
- * 土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)、土砂災害警戒区域 (イエローゾーン) について、詳しくは資料編の用語集に記載しています。

(1) 土砂災害に関する区域

① 急傾斜地崩壊危険区域

用途地域内には、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている状況です。

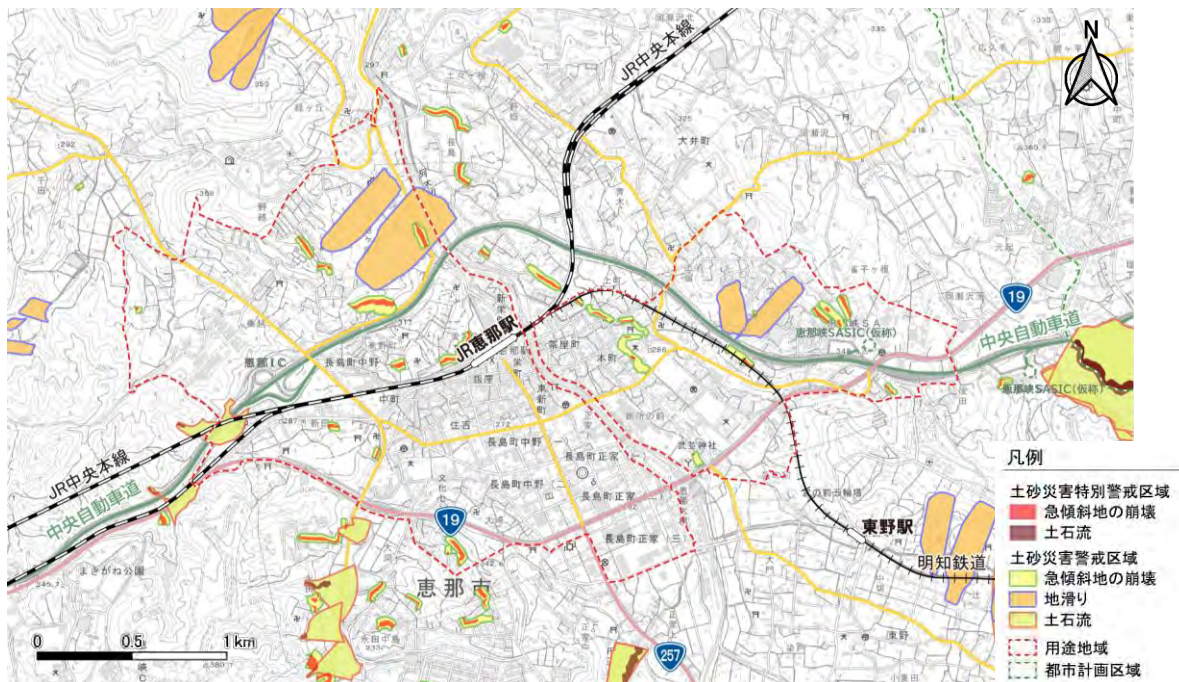


出典：国土数値情報

図 111 急傾斜地崩壊危険区域 [用途地域]

② 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）と土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が指定されている地域が存在しており、用途区域の外縁部等において土砂災害（特別）警戒区域が指定されています。なお、本市において地滑りによる土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定されている地域はありません。



出典：岐阜県砂防課（土砂災害警戒特別区域、土砂災害警戒区域）

図 112 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 [用途地域]

(2) 洪水リスクに関する区域

市街地を流れる1級河川の阿木川、永田川、田違川、横町川について、洪水によるハザード（L1及びL2）を整理しました。

（降雨強度）

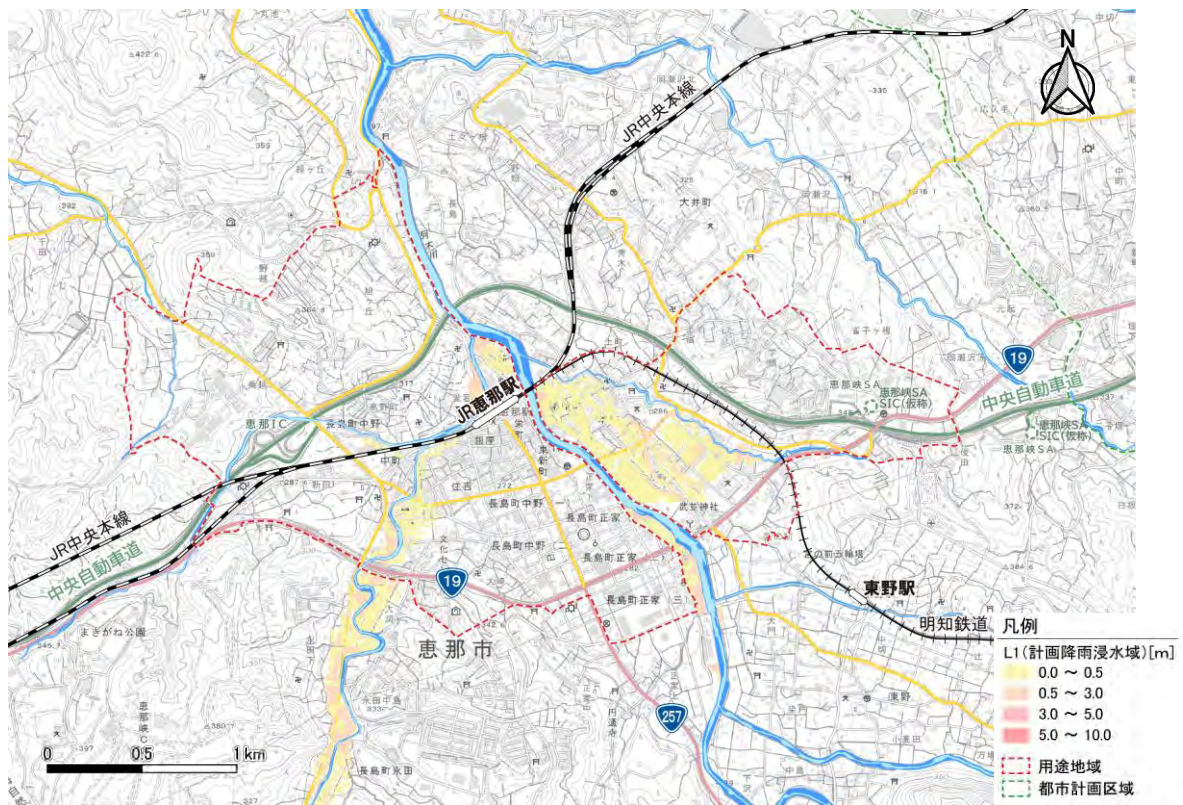
L1：洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/30（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30（3.33%）の降雨に伴う洪水により、河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの。

L2：水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの。

① L1による浸水状況

（洪水浸水想定区域）

L1（計画降雨）の場合、阿木川右岸の住宅地において0.5m以下の浸水が広がり、最大で3.0mの浸水が予測されています。また、永田川においても最大3.0mの浸水がみられます。



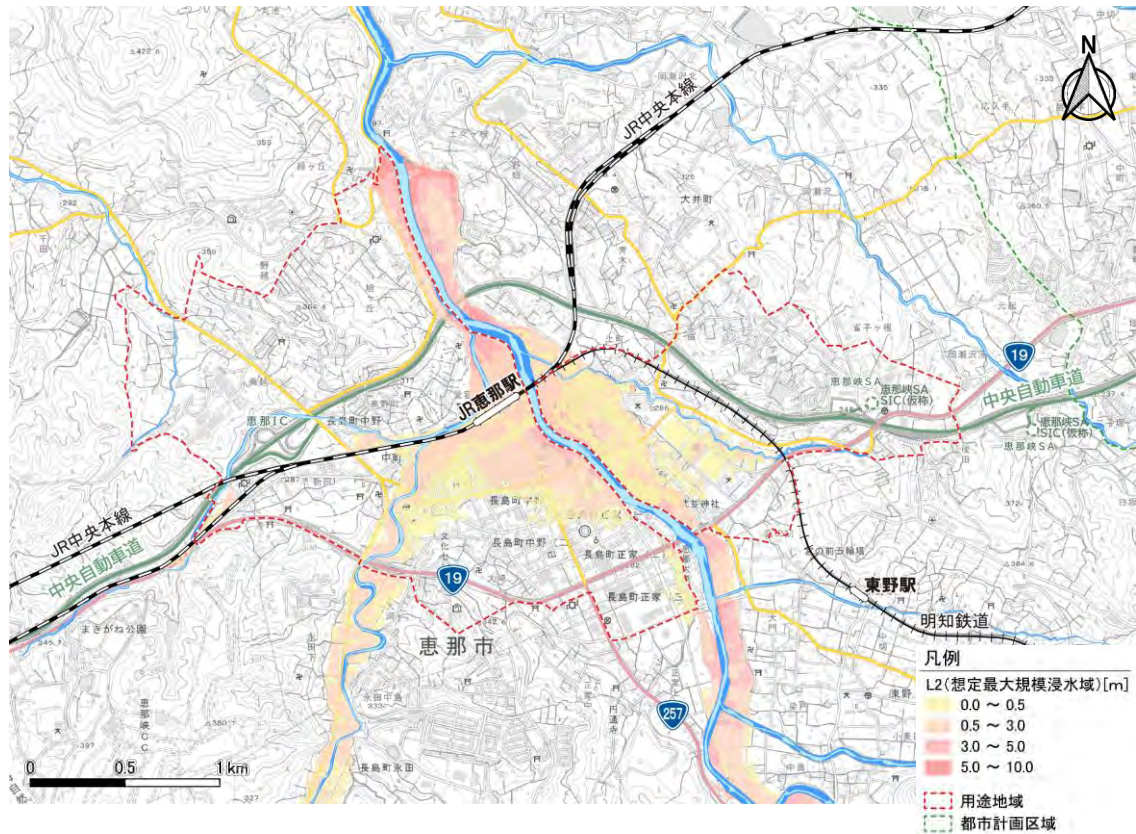
出典：岐阜県（木曾川水系阿木川、永田川、田違川、横町川洪水浸水想定区域図（L1計画降雨））

図 113 洪水浸水想定区域(L1) [用途地域]

② L2 による浸水状況

(洪水浸水想定区域)

L2 (想定最大規模) の場合、阿木川、永田川、田邊川、横町川の洪水により、JR 恵那駅及び周辺の市街地の浸水が予測されており、最大 10.0m の浸水が予測されています。

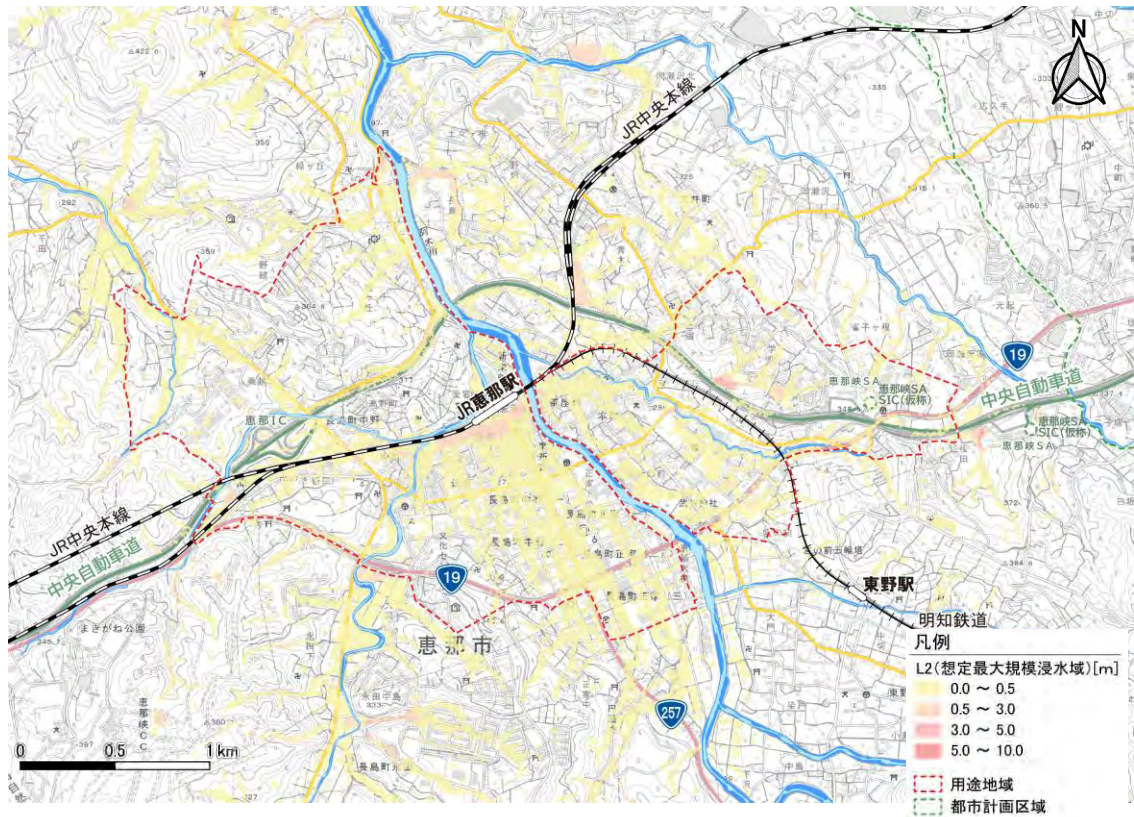


出典：岐阜県（木曾川水系阿木川、永田川、田邊川、横町川洪水浸水想定区域図（L2 想定最大規模））

図 114 洪水浸水想定区域(L2) [用途地域]

(内水浸水想定区域)

L2(想定最大規模)により想定される内水氾濫が発生した場合、JR恵那駅及び周辺の市街地の浸水が予測されており、最大6.4mの浸水が予測されています。

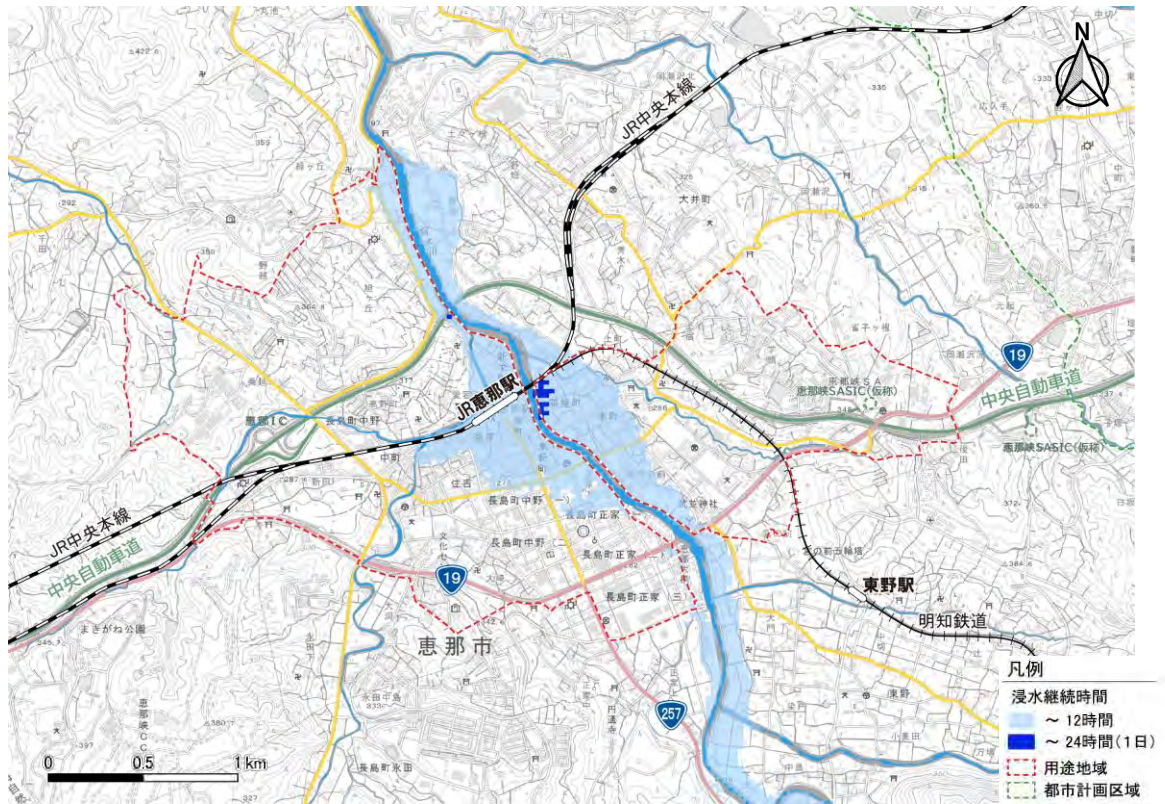


出典：恵那市（内水浸水想定区域図）

図 115 内水浸水想定区域 [用途地域]

(浸水継続時間)

L2 (想定最大規模) での阿木川の洪水により、JR 恵那駅及び周辺の市街地において12時間の浸水継続が予測されています。

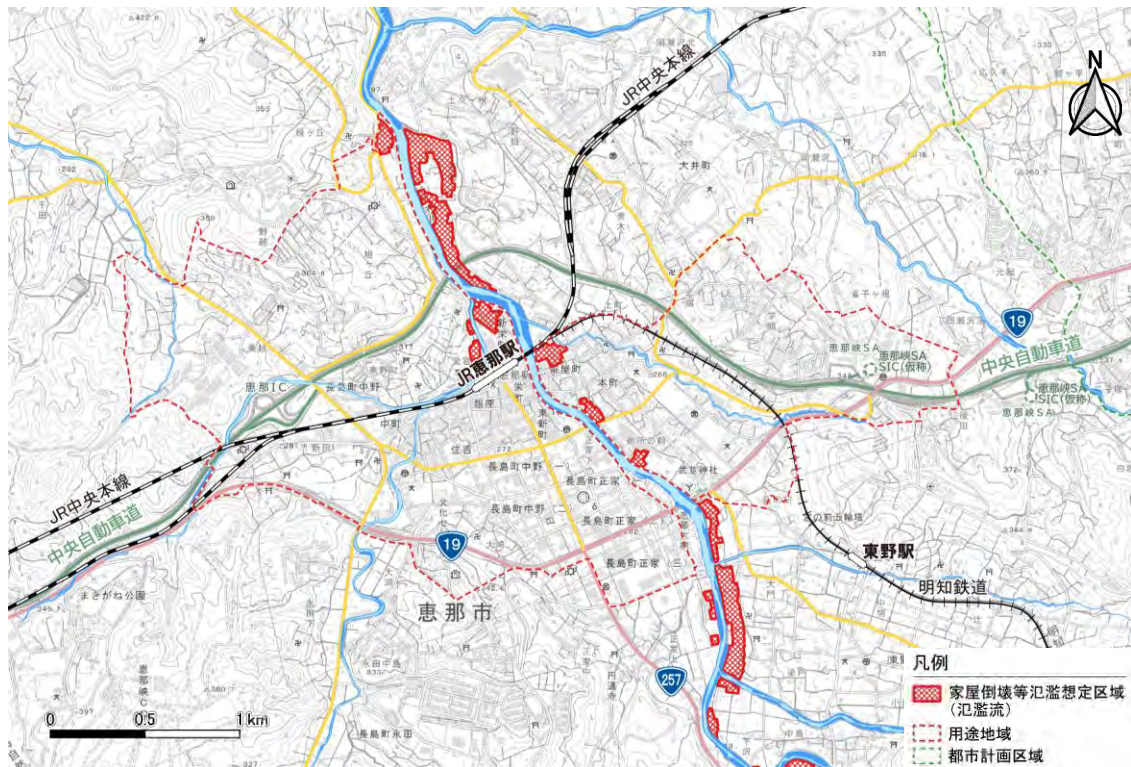


出典：岐阜県（木曾川水系阿木川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間））

図 116 浸水継続時間 [用途地域]

(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))

L2(想定最大規模)での阿木川の氾濫流によって家屋の倒壊が想定されています。

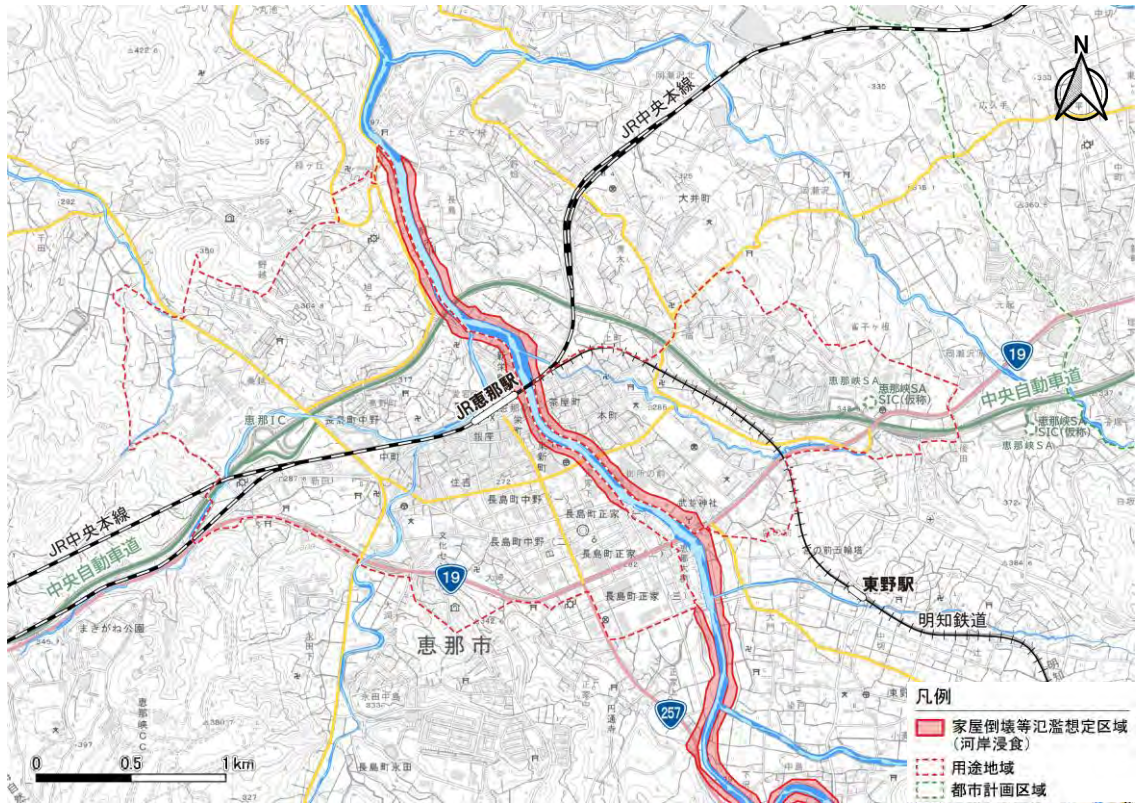


出典：岐阜県(木曾川水系阿木川洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)))

図 117 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)[用途地域]

(家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食))

L2 (想定最大規模) での阿木川の河岸浸食によって家屋の倒壊が想定されています。



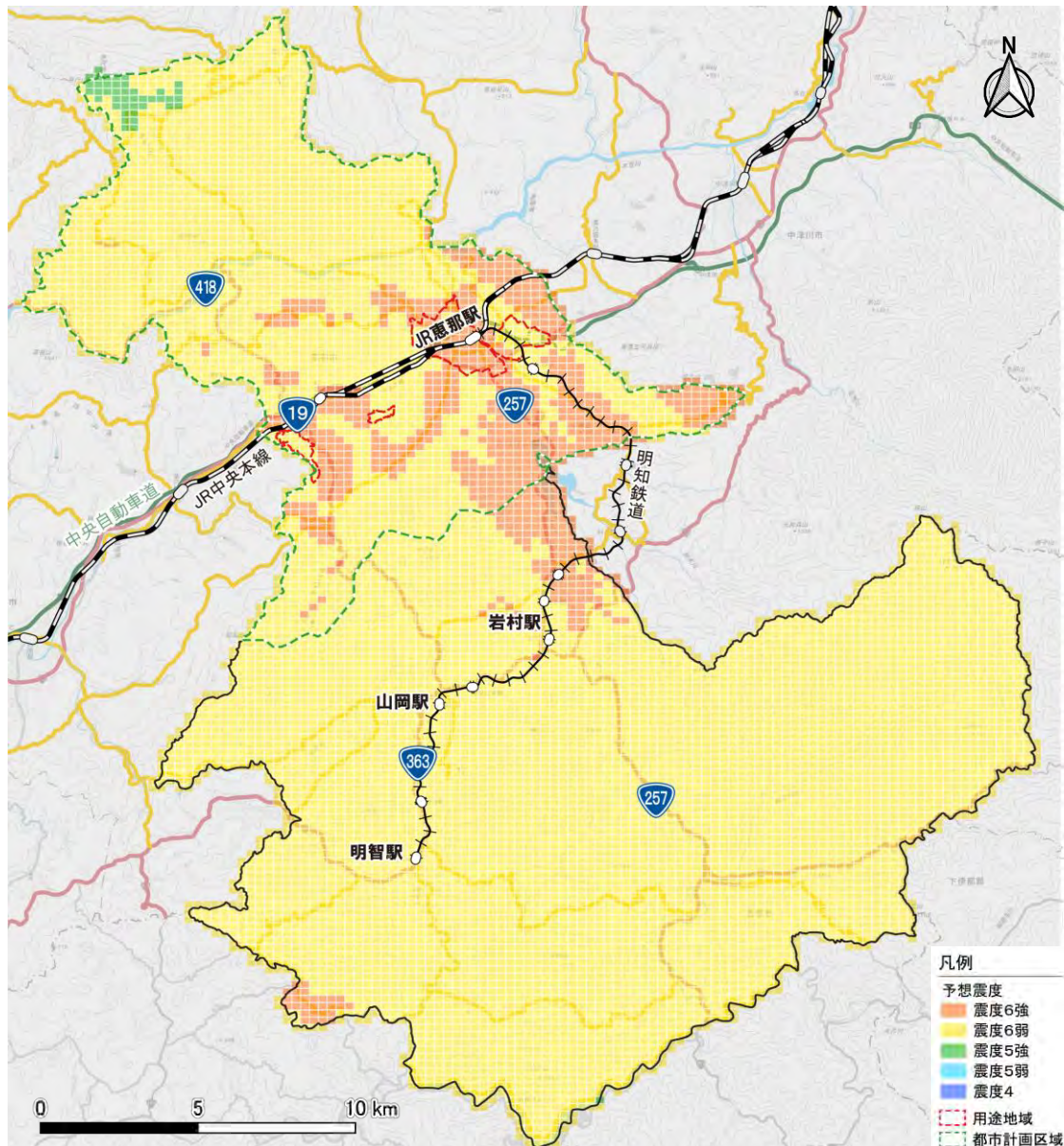
出典：岐阜県 (木曾川水系阿木川洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)))

図 118 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食) [用途地域]

(3) 地震に関する区域

① 震度分布予測

本市には、恵那山-猿投山北断層帯、屏風山断層帯、赤河断層帯の3つの活断層があり、3つの断層による地震を想定した震度分布では、市内の大半は震度6以上が予測されています。



出典：平成30年度岐阜県内陸直下地震等被害想定調査

図 119 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震予想震度分布図 [市全域]

表 21 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震 被害予測

被害予測		恵那市	東濃圏域	県合計	
計測震度	最小	5.45	5.12	4.01	
	最大	6.37	6.41	6.41	
震度に対応する人口比 (%)	4	0	0	1	
	5弱	0	0	33	
	5強	0	2	47	
	6弱	40	40	9	
	6強	60	58	10	
	7	0	0	0	
PL値 (液状化指数)	最小	0.00	0.00	0.00	
	最大	21.16	24.36	24.36	
PL値に対応する面積比 (%)	対象外	79	67	90	
	0-5	10	17	7	
	0-15	3	4	2	
	15-	8	12	2	
建物被害	全壊 (棟)	揺れ	5,501	26,369	26,882
		液状化	399	2,496	3,757
		急傾斜地	5	22	22
	半壊 (棟)	揺れ	8,135	36,956	46,267
		液状化	607	3,818	5,725
	合計(棟)	全壊	5,905	28,887	30,660
半壊		8,742	40,774	51,992	
火災	午前5時	炎上出火件数	7	34	37
		残火災件数	6	30	30
		焼失棟数	28	159	160
	午後12時	炎上出火件数	7	39	42
		残火災件数	6	35	35
		焼失棟数	31	185	185
	午後6時	炎上出火件数	18	94	108
		残火災件数	17	90	92
		焼失棟数	80	470	480
人的被害	午前5時	死者数	338	1,621	1,649
		負傷者数	2,436	11,383	13,178
		重症者数	560	2,699	2,750
		要救出者数	785	4,551	4,640
	午後12時	死者数	128	615	626
		負傷者数	2,694	11,153	12,392
		重症者数	493	2,079	2,142
		要救出者数	385	2,198	2,250
	午後6時	死者数	198	950	968
		負傷者数	2,064	8,953	10,127
		重症者数	411	1,840	1,889
		要救出者数	508	2,922	2,984
避難者数		12,290	72,429	85,345	

出典：平成30年度岐阜県内陸直下地震等被害想定調査

② 液状化予測

屏風山断層帯、恵那山-猿投山北断層帯による地震を想定した液状化予測では、特に JR 恵那駅や市役所を含む南北のエリアにおいて液状化発生の可能性が高いと予測されています。

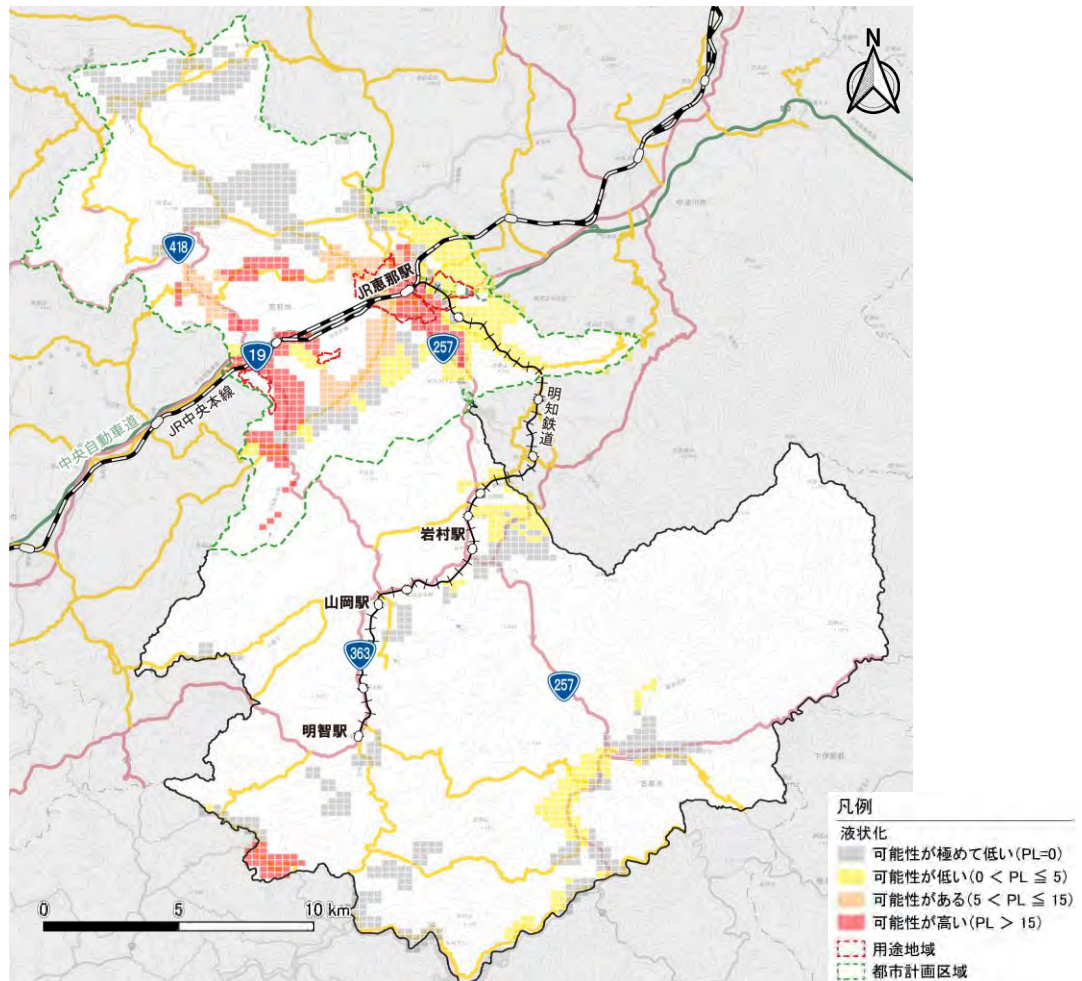
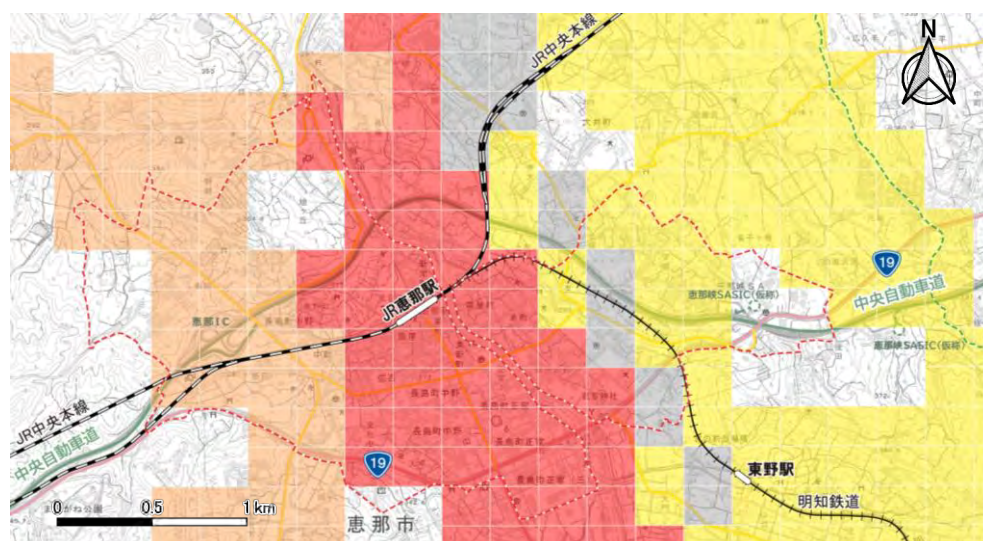


図 120 液状化予測 [市全域]



出典：平成 30 年度岐阜県内陸直下地震等被害想定調査

図 121 液状化予測 [用途地域]

3. リスク影響分析

災害リスクの高い地域等を抽出するため、人口の分布、避難路・避難場所や病院等の生活支援施設の配置等の現状や将来の見通しなど各種の都市の情報と、災害ハザード情報とを重ね合わせることにより、人的被害や社会・経済被害等の観点から災害リスクを分析しました。

(1) 災害リスク把握のための分析項目等

災害リスクの高い地域等を抽出するにあたっての分析項目等を以下に示します。

表 22 分析項目

災害ハザード情報		都市の情報
【洪水】 洪水浸水想定区域（浸水深） 【土砂災害】 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域	×	【人口】 【施設立地状況】 ・避難所 ・要配慮者施設 ・病院 ・行政関連施設
【洪水】 洪水浸水想定区域（浸水深）	×	【施設立地状況】 ・建物

表 23 分析に用いたデータ・出典一覧表

【ハザード情報】

種別	情報	出典
【洪水】	・洪水浸水想定区域（浸水深） （計画降雨） （家屋倒壊等氾濫想定区域） （内水浸水想定区域）	岐阜県（木曾川水系阿木川、永田川、田邊川、横町川洪水浸水想定区域図） 〃 〃 恵那市（内水浸水想定区域図）
【土砂災害】	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・急傾斜地崩壊危険区域	岐阜県（土砂災害警戒特別区域、土砂災害警戒区域） 〃 国土数値情報
【地震】	・震度分布予測 ・液状化予測	平成30年度岐阜県内陸直下地震等被害想定調査 〃

【都市の情報】

種別	情報	出典
【人口】	250mメッシュ人口	国勢調査令和2(2020)年
【施設立地状況】 ・避難所 ・要配慮者施設 ・病院 ・行政関連施設 ・建物	・避難施設 ・社会福祉施設 ・医療機関 ・公共施設 ・建築物	国土数値情報 〃 〃 〃 恵那市都市計画基礎調査

(2) 洪水リスクの影響

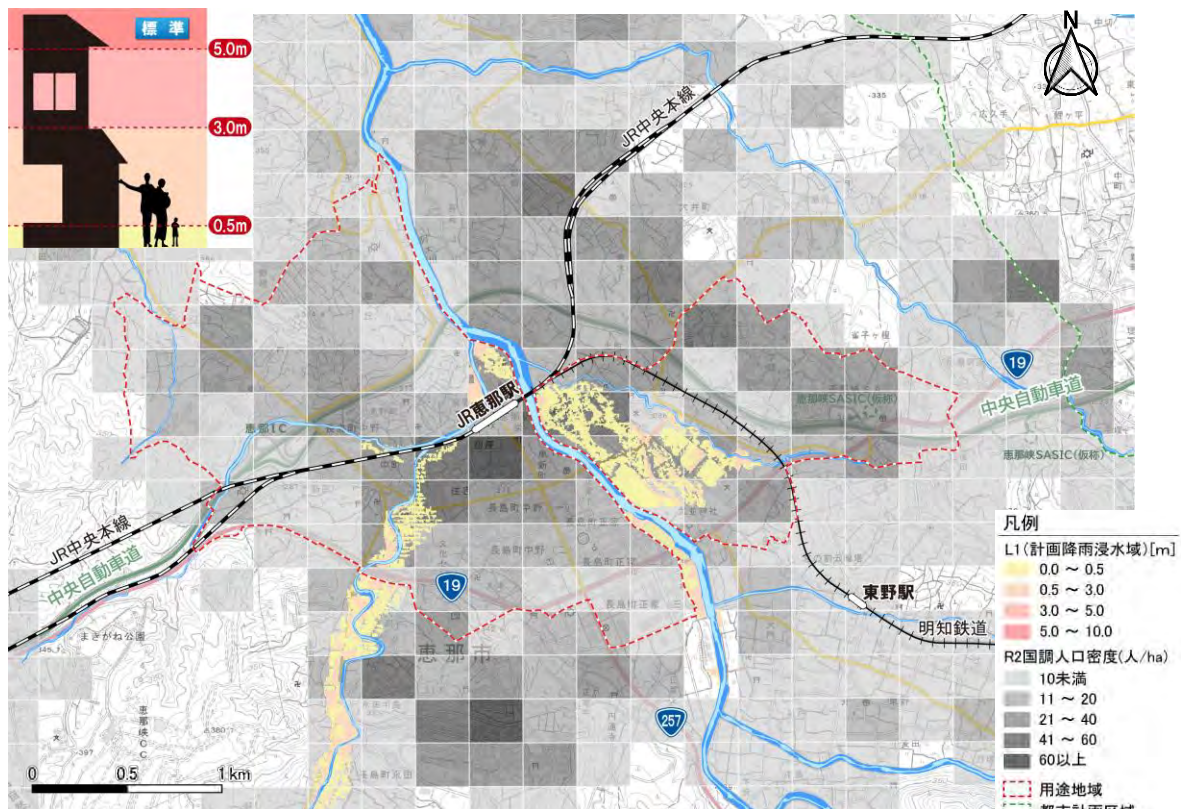
市街地を流れる1級河川（阿木川、永田川、田違川、横町川）の洪水リスクによる影響人口（L1及びL2）について、用途地域内を対象として分析を行いました。

① 洪水浸水想定区域×人口

（L1 想定による影響）

L1（計画降雨）の影響人口でみると約900人が浸水による影響を受けると想定されています。

特に阿木川の右岸の住宅地において、横町川の洪水による0.5m未満の浸水が多くみられます。



出典：岐阜県（木曾川水系阿木川、永田川、田違川、横町川洪水浸水想定区域図（L1 計画降雨）、250mメッシュ人口 令和2(2020)年国勢調査

図 122 洪水浸水想定(L1)と人口密度 [用途地域]

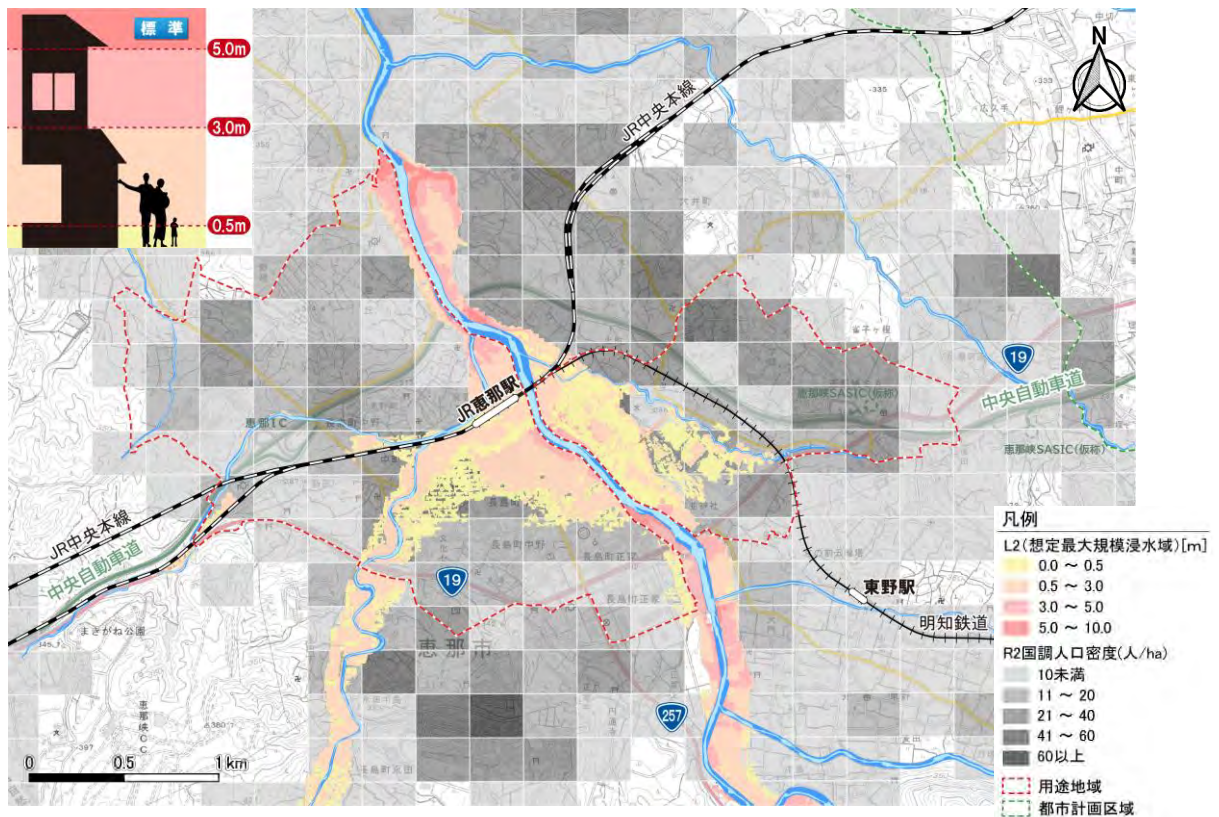
表 24 洪水浸水想定(L1)と河川別の影響人口 [用途地域] (人)

L1	河川名	～0.5m	0.5m～3m	3m～5m	5m～10m	計
		阿木川	30	17	0	0
	永田川	154	46	1	0	201
	田違川	13	0	0	0	13
	横町川	571	79	1	0	651
	計	768	142	2	0	912

※浸水域推定人口は250mメッシュを按分して算出。

(L2 想定による影響)

L2 (想定最大規模) の影響人口で見ると約 4,400 人が浸水による影響を受けると想定されています。特に市街地を南北に縦断する阿木川は最も影響が大きく、住居の2階まで浸水 (3m 以上) による影響人口が約 600 人と想定されています。



出典：岐阜県（木曾川水系阿木川、永田川、田邊川、横町川洪水浸水想定区域図（L2 想定最大規模）、250mメッシュ人口 令和 2(2020)年国勢調査

図 123 洪水浸水想定(L2)と人口密度 [用途地域]

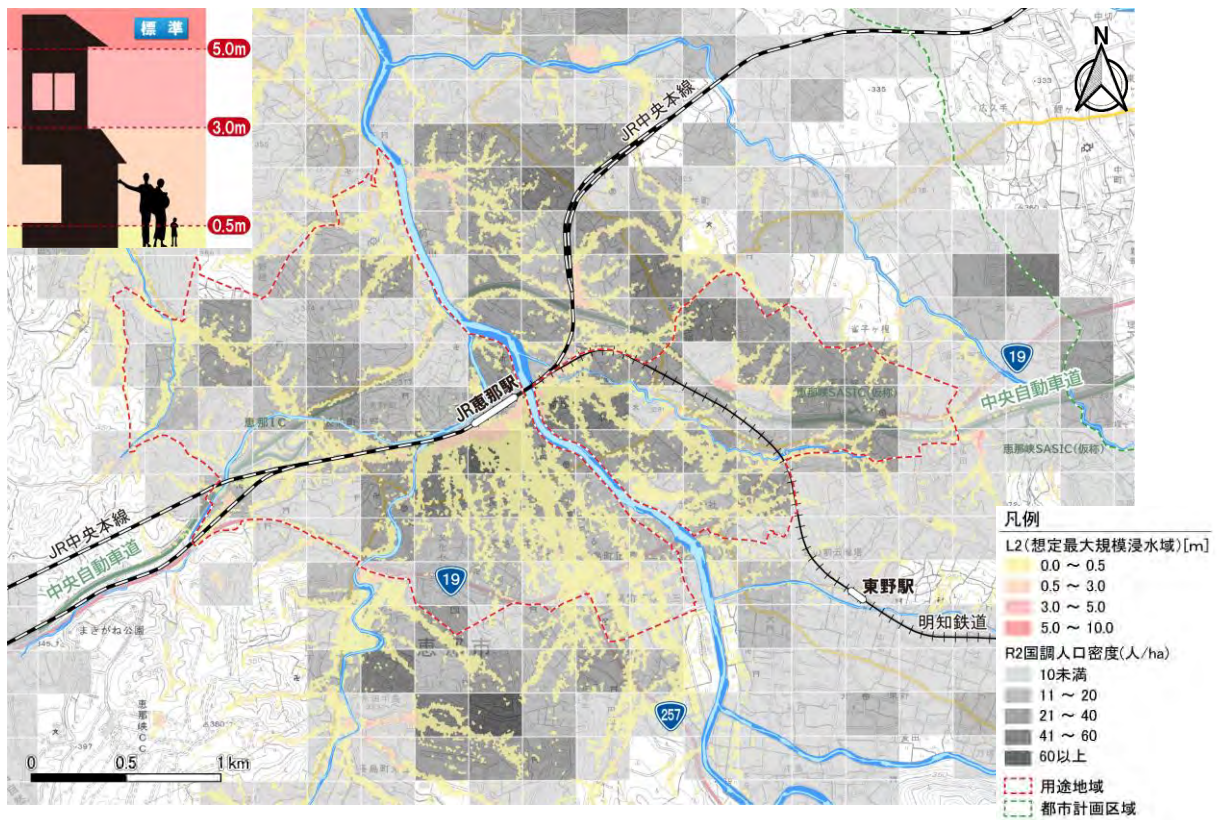
表 25 洪水浸水想定(L2)と河川別の影響人口 [用途地域] (人)

L2	河川名	～0.5m	0.5m～3m	3m～5m	5m～10m	計
		阿木川	321	1,432	552	64
	永田川	474	557	41	1	1,073
	田邊川	33	49	2	0	84
	横町川	655	212	2	0	869
	計	1,483	2,250	597	65	4,395

※浸水域推定人口は 250mメッシュを按分して算出。

(内水浸水想定区域による影響)

L2(想定最大規模)により想定される内水氾濫の影響人口で見ると約5,900人が浸水による影響を受けると想定されています。広い範囲で影響が大きく、内水氾濫により0.5m未満の浸水が多くみられます。



出典：恵那市（内水浸水想定区域図）

図 124 内水浸水想定区域と人口密度 [用途地域]

表 26 内水浸水想定区域と河川別の影響人口 [用途地域] (人)

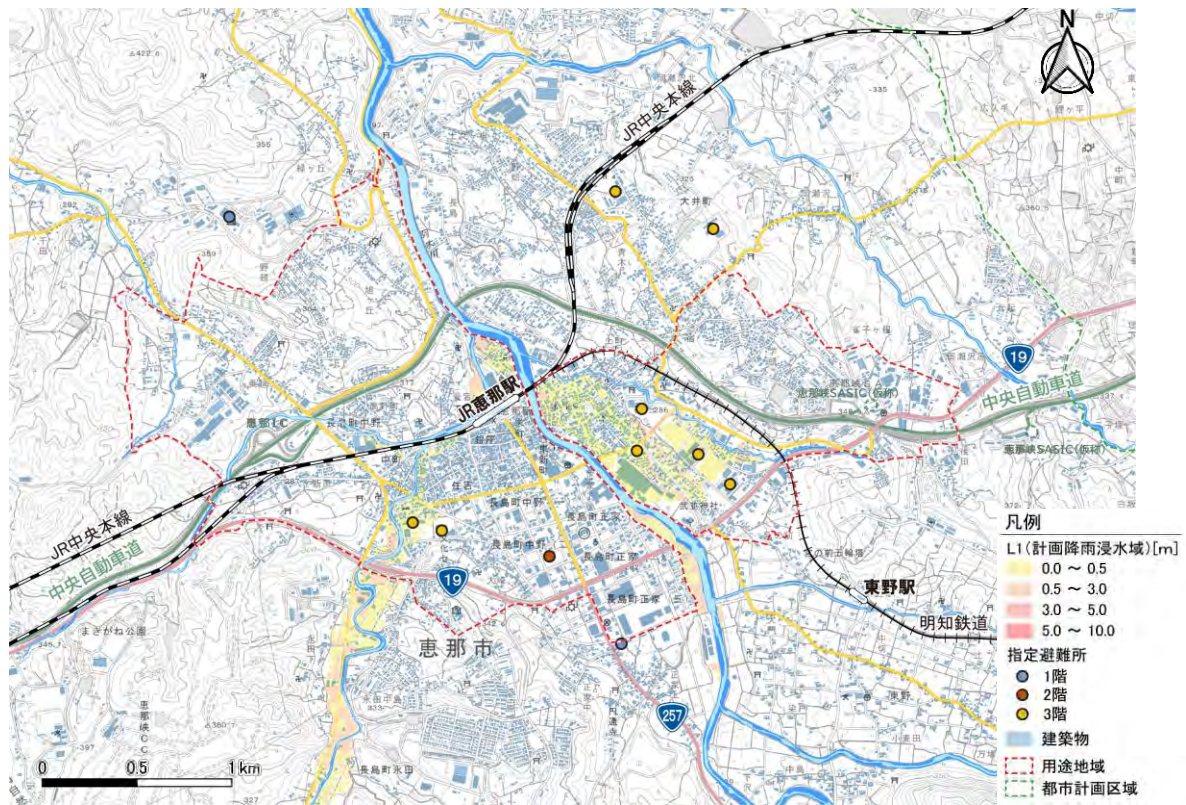
	～0.5m	0.5m～3m	3m～5m	5m～10m	計
内水氾濫	5,158	695	16	0	5,869

※浸水域推定人口は250mメッシュを按分して算出。

② 洪水浸水想定区域×施設立地状況

(L1 想定による影響)

L1 (計画降雨) の影響施設軒数で見ると、約 1,200 軒が影響を受けると想定されています。特に、0.5m～3m 未満の浸水想定水域では、垂直避難が困難と考えられる 1 階建ての建物が 100 軒以上あります。



出典：岐阜県（木曾川水系阿木川、永田川、田邊川、横町川洪水浸水想定区域図（L1 計画降雨））、
 恵那市 HP（避難所）、令和 6(2024)年都市計画基礎調査

図 125 洪水浸水想定(L1)と施設立地状況 [用途地域]

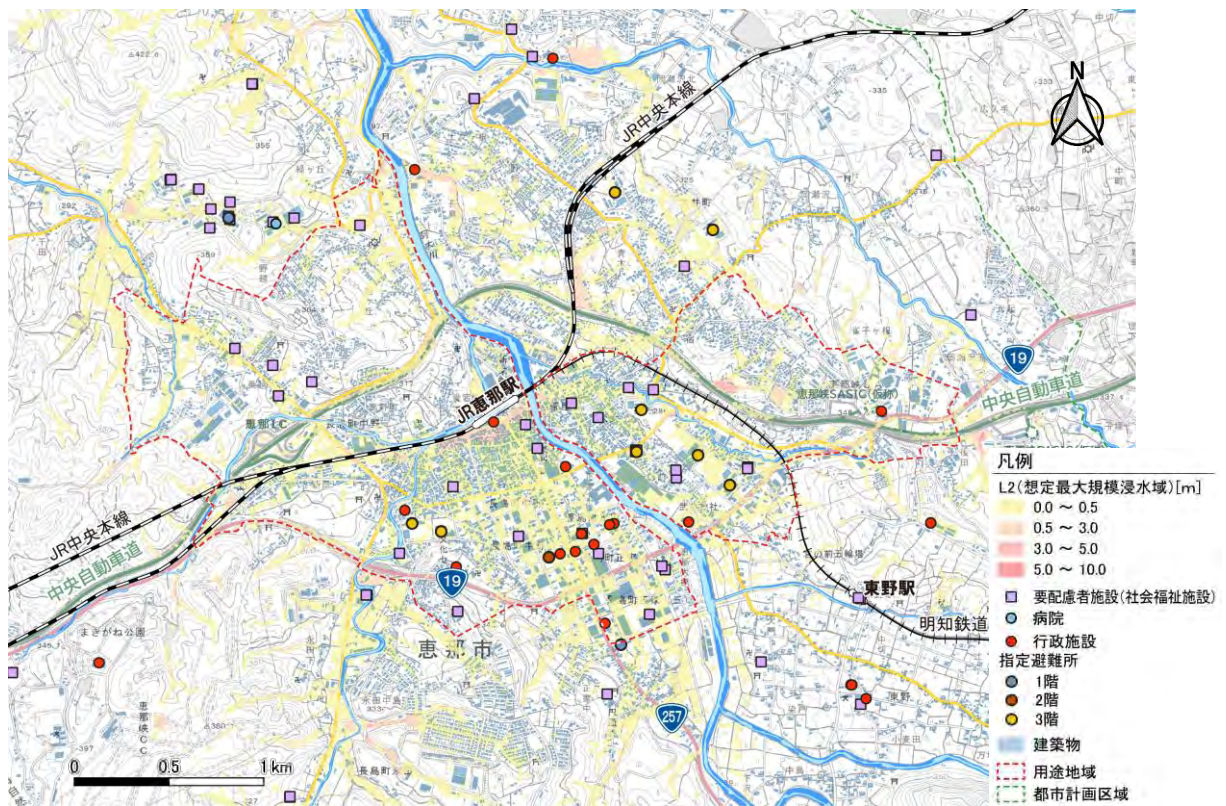
表 27 洪水浸水想定(L1)と影響施設軒数 [用途地域]

種別		～0.5m	0.5m～3m	3m～5m	5m～10m	計
L1	1階	429	136	5	0	570
	2階	474	164	4	0	642
	3階	16	7	0	0	23
	4階以上	6	2	0	0	8
計		925	309	9	0	1,243

※ は垂直避難が困難となる建物（立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）より）

(内水浸水想定区域による影響)

L2 (想定最大規模) により想定される内水氾濫の影響施設軒数で見ると、約 3,700 軒が影響を受けると想定されています。特に、0.5m～3m 未満の浸水想定水域では、垂直避難が困難と考えられる 1 階建ての建物が 100 軒以上あります。



出典：恵那市（内水浸水想定区域図）

図 127 内水浸水想定区域と施設立地状況 [用途地域]

表 29 内水浸水想定区域と影響施設軒数 [用途地域] (軒)

種別		～0.5m	0.5m～3m	3m～5m	5m～10m	計
内水 氾濫	1階	1,440	118	3	0	1,561
	2階	1,646	190	4	0	1,840
	3階	161	42	0	0	203
	4階以上	57	8	0	0	65
計		3,304	358	7	0	3,669

※ は垂直避難が困難となる建物（立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）より）

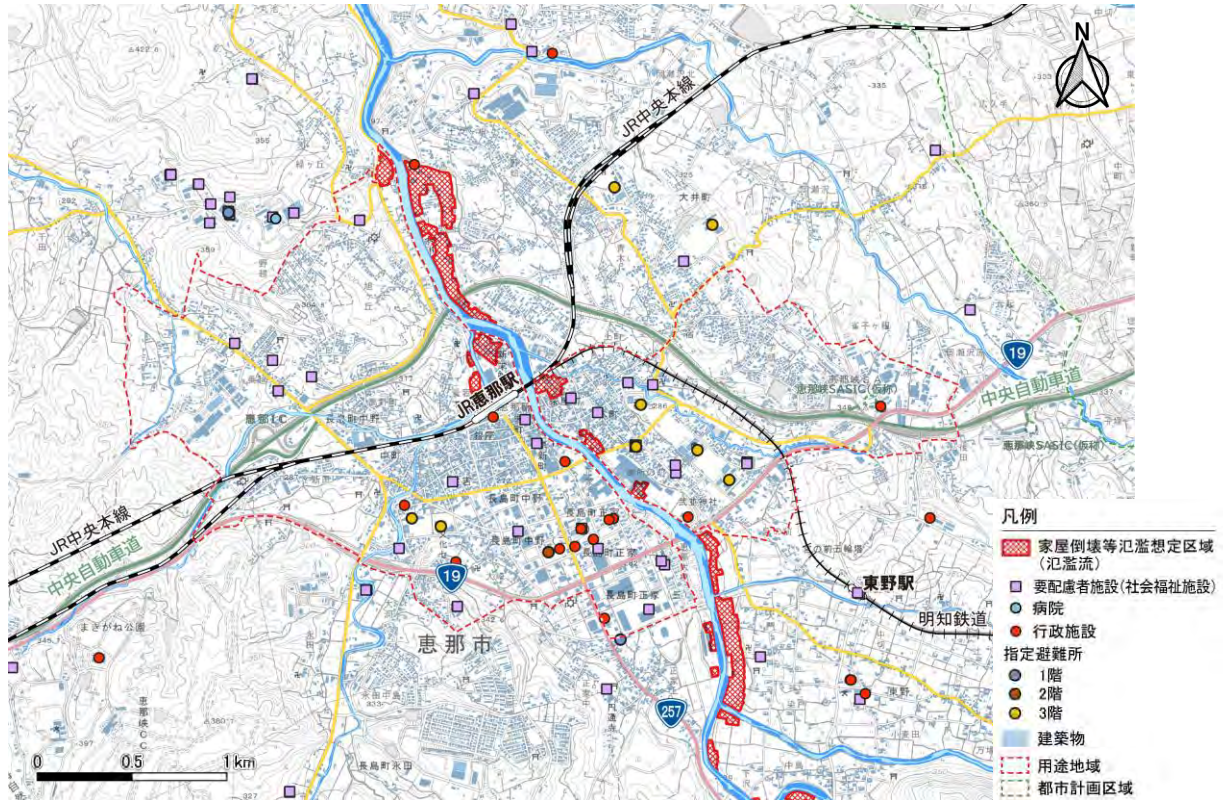
表 30 内水浸水想定区域と施設立地 [用途地域]

施設	影響軒数 (軒)	指定避難所	影響軒数 (軒)
病院	0	1階	0
要配慮施設	19	2階	1
行政施設	9	3階	6

(家屋倒壊等氾濫 (氾濫流) による影響)

L2 (想定最大規模) での阿木川の氾濫流によって家屋は 279 棟の倒壊が想定されます。特に 1 階の建物が多く影響を受けると想定されています。

要配慮施設や指定避難所は、区域内にはありません。



出典：岐阜県 (木曾川水系阿木川洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)))、

恵那市 HP (避難所)、令和 6(2024)年都市計画基礎調査

図 128 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流) と施設立地状況 [用途地域]

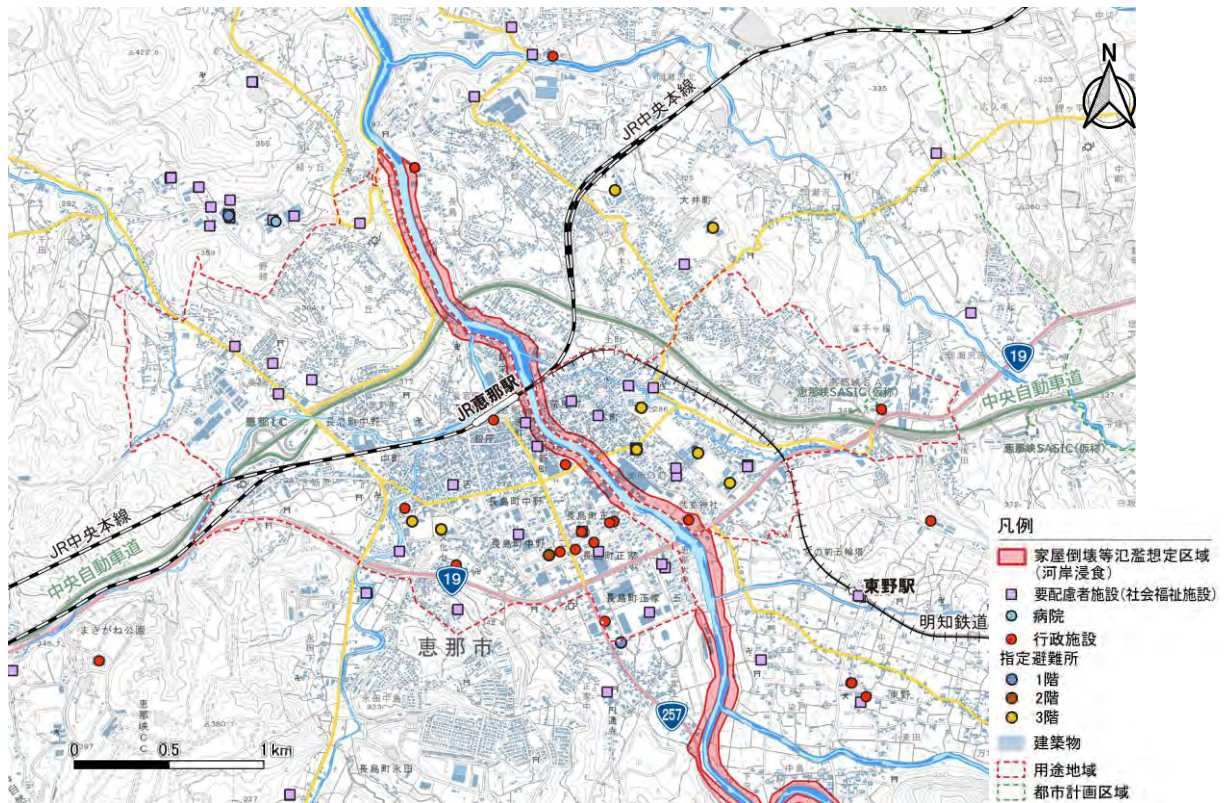
表 31 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流) の影響施設軒数

建物階数	影響施設軒数 (軒)
1 階	154
2 階	118
3 階	2
4 階	3
5 階	0
6 階	1
7 階	0
8 階	1
合計	279

(家屋倒壊等氾濫 (河岸浸食) による影響)

L2 (想定最大規模) での阿木川の河岸浸食によって家屋は 471 棟の倒壊が想定されます。特に 1 階、2 階の建物が多く影響を受けると想定されています。

要配慮施設や指定避難所は、区域内にはありません。



出典：岐阜県 (木曾川水系阿木川洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)))、
 恵那市 HP (避難所)、令和 6(2024)年都市計画基礎調査

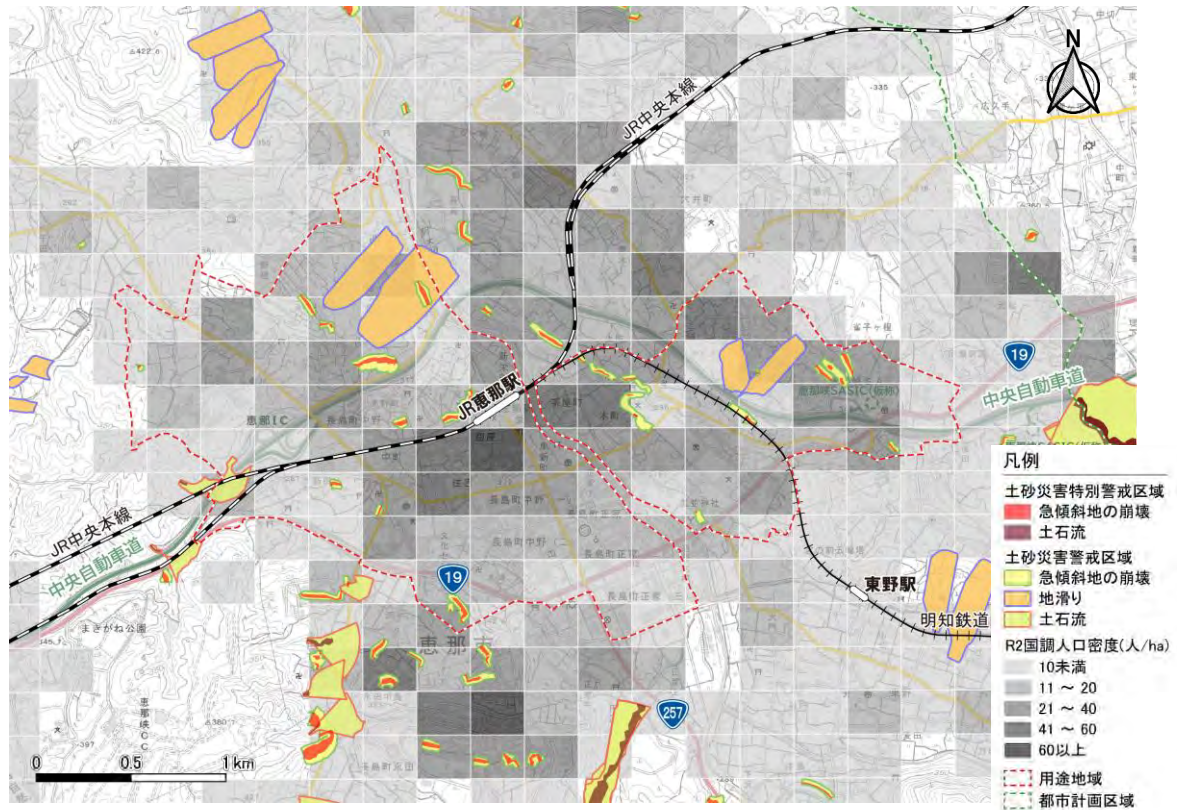
図 129 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食) と施設立地状況 [用途地域]

表 32 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食) の影響施設軒数

建物階数	影響施設軒数 (軒)
1 階	220
2 階	227
3 階	19
4 階	5
合計	471

(3) 土砂災害(特別警戒区域・警戒区域)リスクの影響

用途地域内において土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定箇所がみられ、一部で居住区域との重なりがみられます。



出典：岐阜県（土砂災害警戒特別区域、土砂災害警戒区域）、250mメッシュ人口 令和2(2020)年国勢調査

図 130 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域と影響人口 [用途地域]

表 33 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域と影響人口 [用途地域]

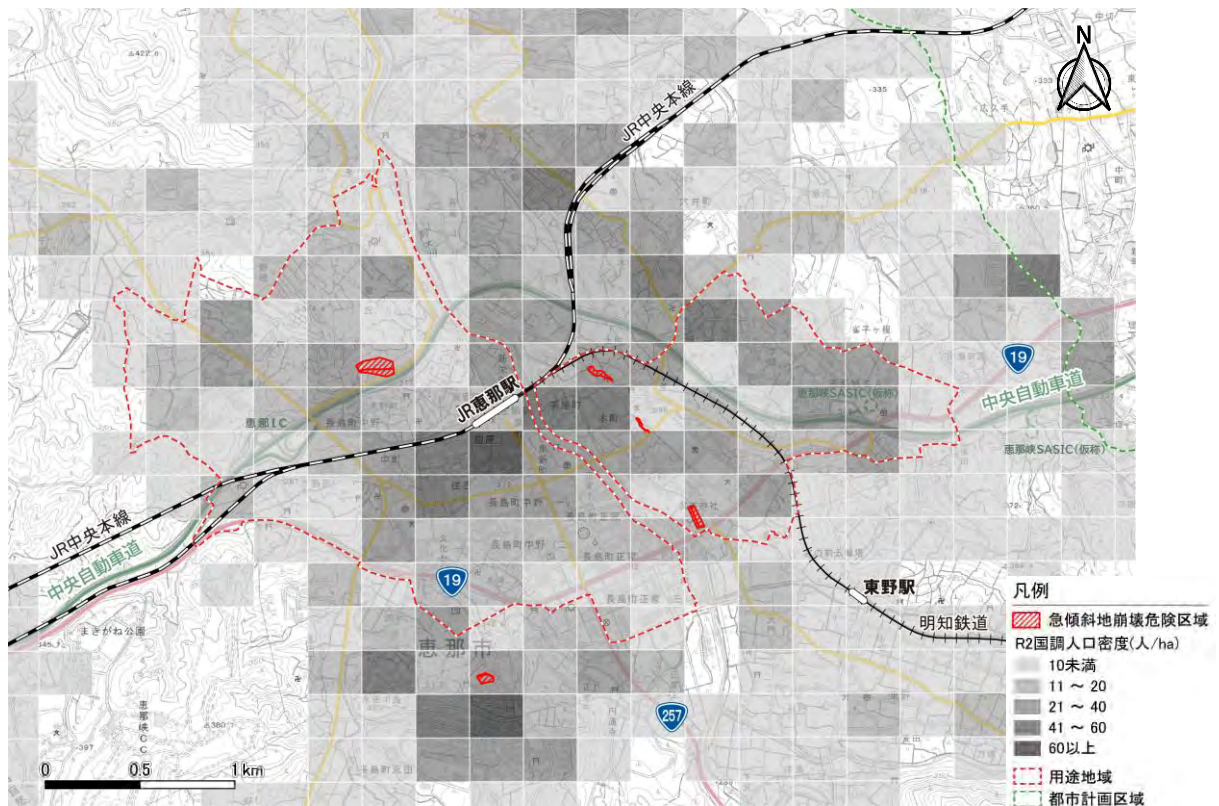
(人)

土砂災害		影響人口	
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	急傾斜地の崩壊	55	55
	土石流	0	
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	急傾斜地の崩壊	220	629
	地滑り	385	
	土石流	24	

※影響人口は250mメッシュを按分して算出。

(4) 土砂災害(急傾斜地崩壊危険区域)リスクの影響

用途地域内において急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所がみられ、一部で居住区域との重なりがみられます。



出典：国土数値情報、250mメッシュ人口 令和2(2020)年国勢調査

図 131 急傾斜地崩壊危険区域と影響人口 [用途地域]

表 34 急傾斜地崩壊危険区域と影響人口 [用途地域]

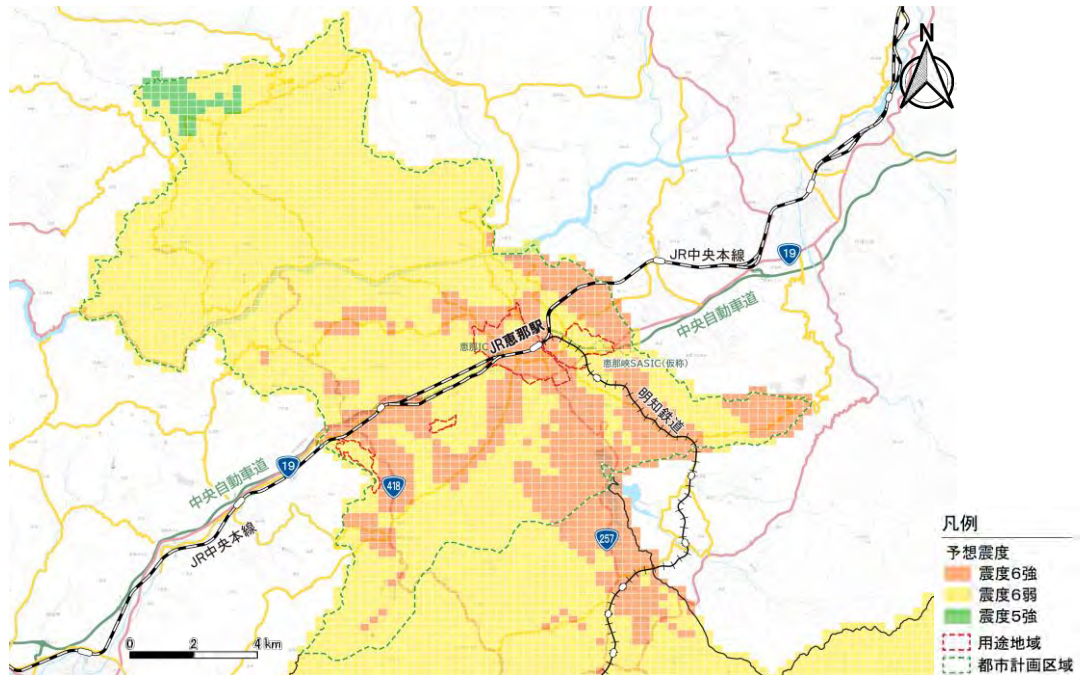
(人)	
土砂災害	影響人口
急傾斜地崩壊危険区域	36

※影響人口は250mメッシュを按分して算出。

(5) 地震リスクの影響

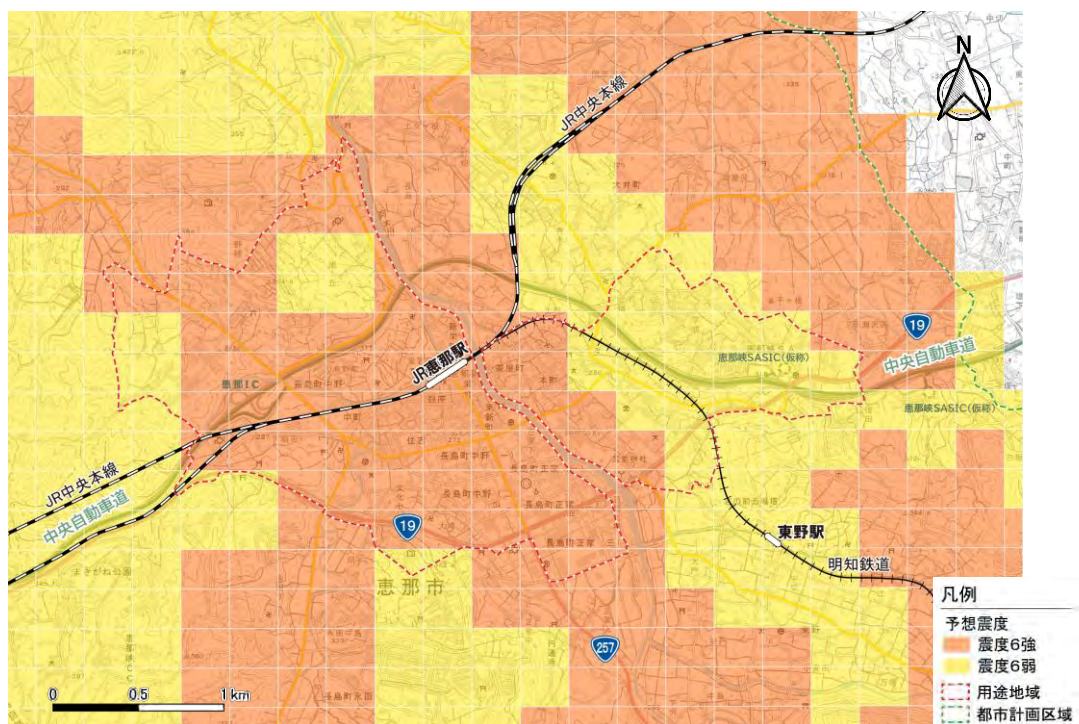
① 地震リスク

本市には、恵那山-猿投山北断層帯、屏風山断層帯、赤河断層帯の3つの活断層があり、3つの断層による地震を想定した震度分布では、市内の大半は震度6以上が予測されています。特に、用途地域では、震度6強の可能性が高いと予測されています。



出典：平成30年度岐阜県内陸直下地震等被害想定調査

図132 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震予想震度分布図 [都市計画区域]

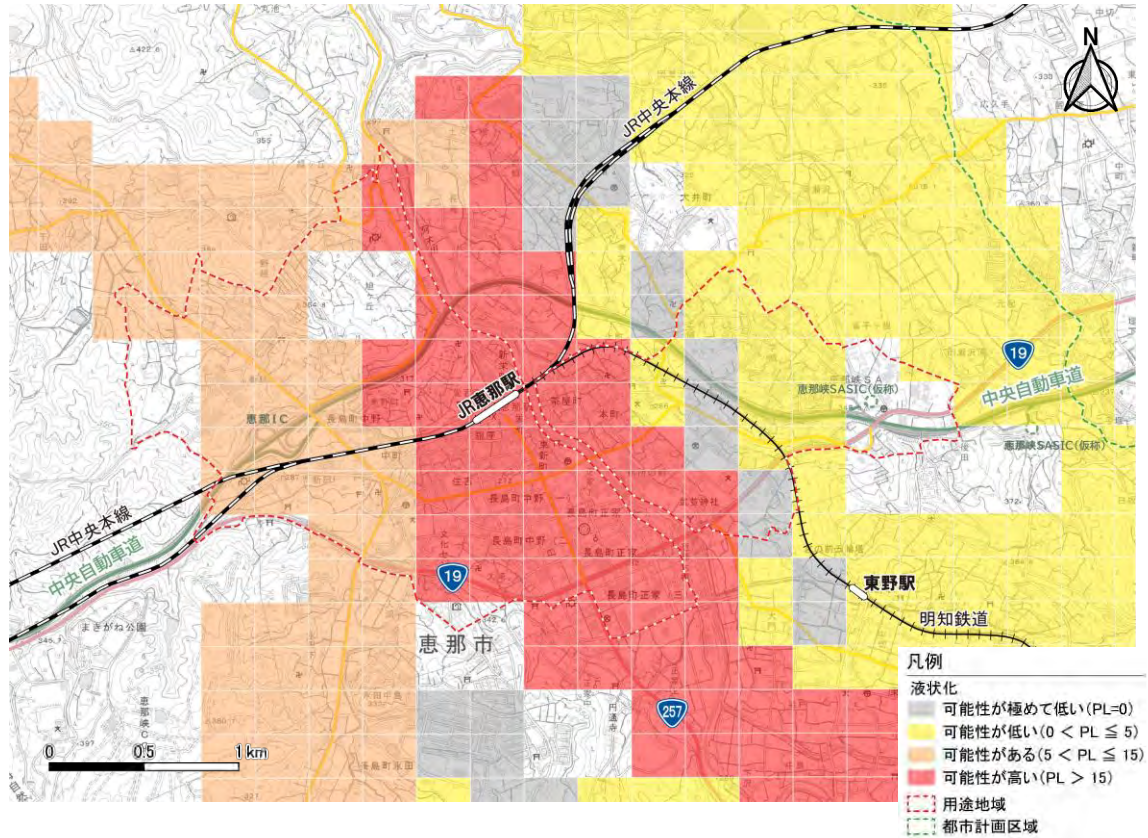


出典：平成30年度岐阜県内陸直下地震等被害想定調査

図133 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震予想震度分布図 [用途地域]

② 液状化リスク

屏風山断層帯、恵那山-猿投山北断層帯による地震を想定した液状化予測では、特に JR 恵那駅や市役所を含む南北のエリアにおいて液状化発生の可能性が高いと予測されています。



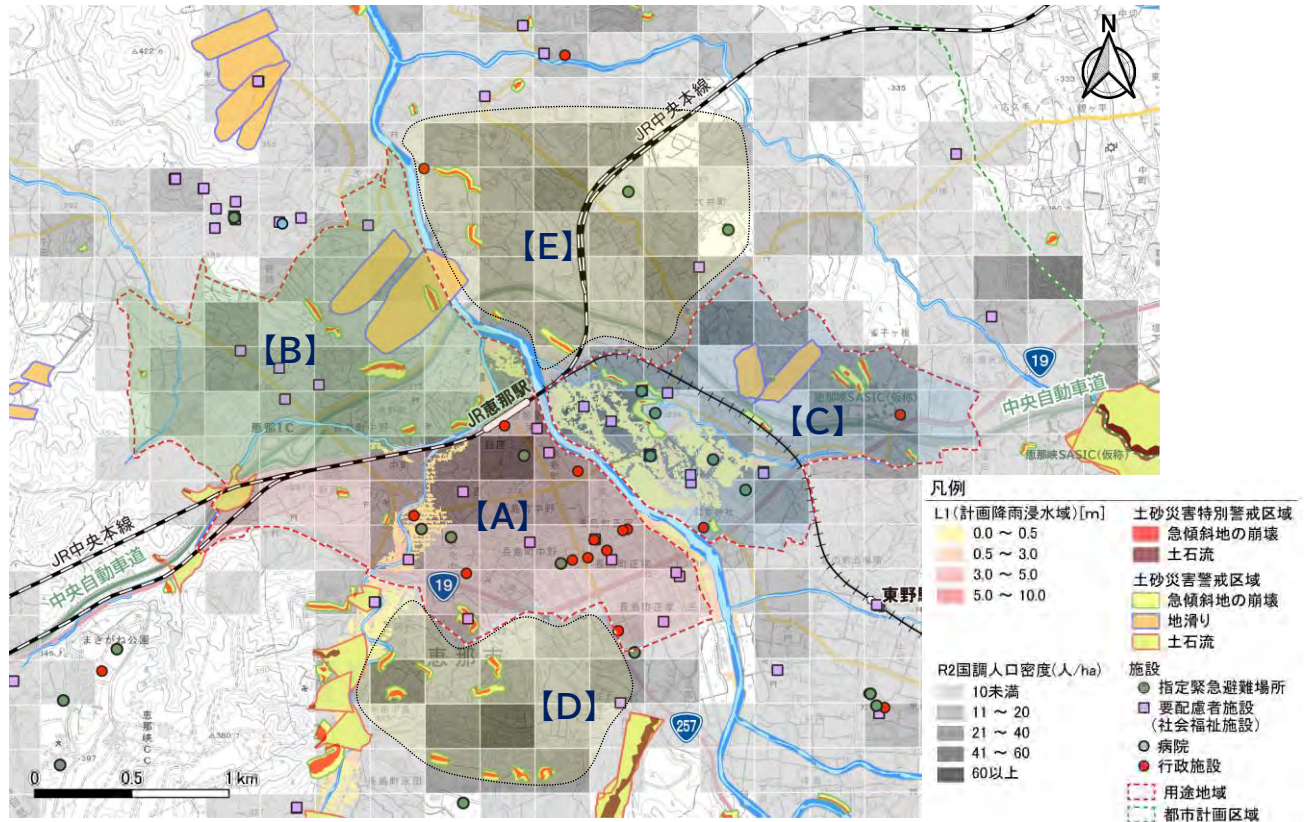
出典：平成 30 年度岐阜県内陸直下地震等被害想定調査

図 134 液状化によるリスク [用途地域]

4.課題を踏まえた取組み方針

前述までの分析の結果をもとに、以下のとおり地区ごとの防災上の課題を整理しました。

(1) 防災上の課題



出典：岐阜県(木曾川水系阿木川、永田川、田邊川、横町川洪水浸水想定区域図(L1計画降雨))、250mメッシュ人口 令和2(2020)年国勢調査、国土数値情報、介護サービス情報公表システム

図 135 防災上の課題

【A】JR 恵那駅南部地区

- ・都市機能、住居が多く、人口が集中する地区であり、阿木川、横町川及び永田川の洪水浸水区域に住居が多く、また一部が田邊川の洪水浸水区域に含まれる。洪水浸水からの防災、減災対策が課題。

【B】JR 恵那駅北部地区

- ・一部が阿木川及び永田川の洪水浸水区域に含まれるが、地区の大半は浸水想定区域外。土砂災害からの防災、減災対策が課題。

【C】阿木川東部地区

- ・阿木川及び横町川の洪水浸水区域に住居が多く、避難所、要配慮者施設も区域に含まれる。洪水浸水からの防災、減災対策が課題。

【D】市街地南部地区

- ・夜間人口が多い地区であり、土砂災害からの防災、減災対策が課題。

【E】市街地北部地区

- ・一部が阿木川の洪水浸水区域に含まれる。近年、夜間人口が増加している地区であり、土砂災害からの防災、減災対策が課題。

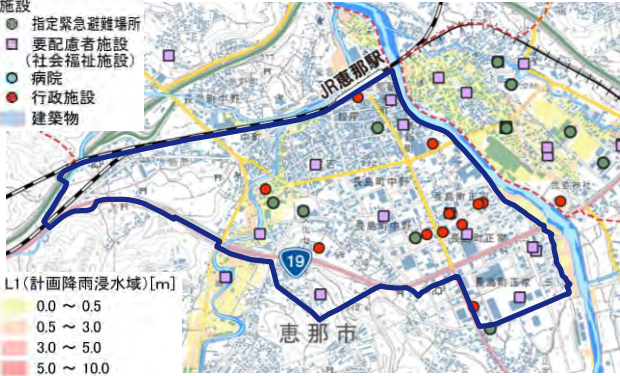
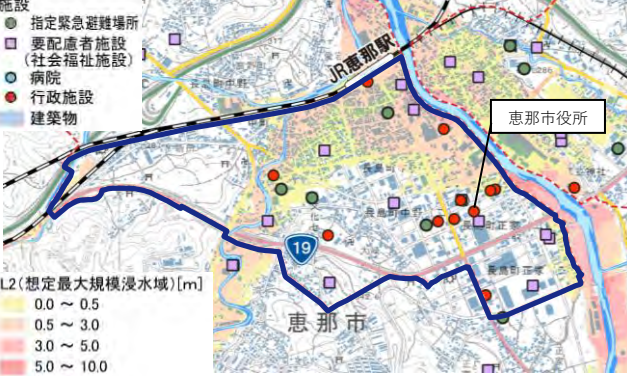

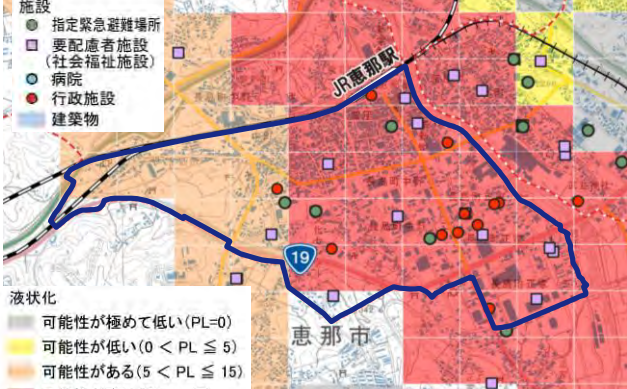
(2) 災害リスクの分析・整理

【A】JR 恵那駅南部地区

都市機能、住居が多く、人口が集中する地区であり、L2 想定最大規模では阿木川、永田川の洪水浸水区域に市街地部が含まれます。

洪水浸水からの防災、減災対策が課題といえます。

表 35 【A】 JR 恵那駅南部地区における災害リスクの分析結果のまとめ


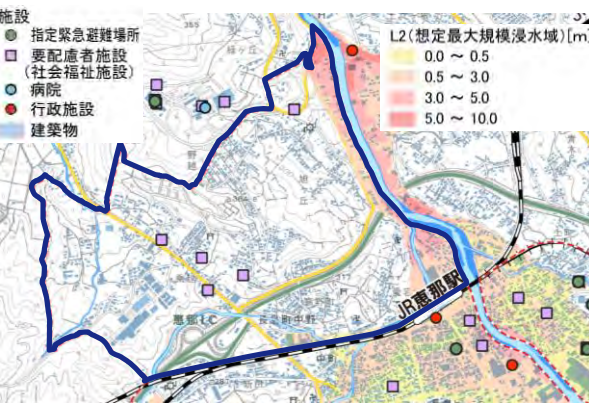
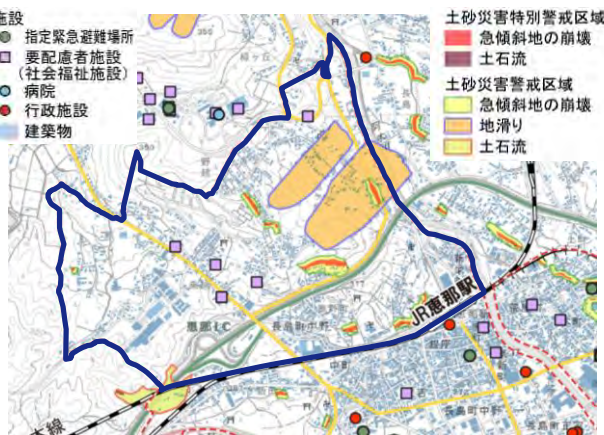
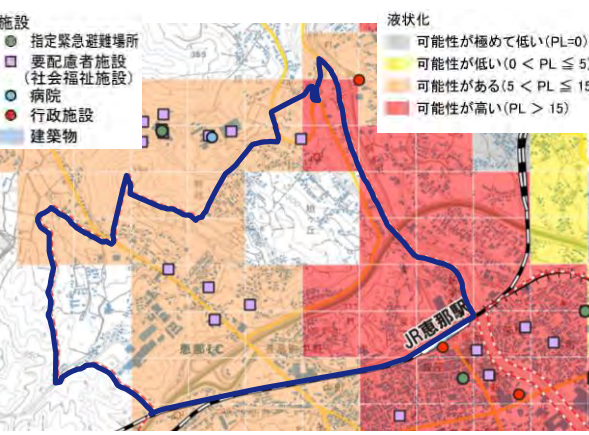
洪水リスク（洪水浸水想定区域(L1)）	洪水リスク（洪水浸水想定区域(L2)）
 <p>●L1 計画降雨の浸水想定では、阿木川の浸水はありませんが、永田川沿いに浸水する区域があります。浸水深は 0.5m 未満が大半ですが、一部 0.5m 以上 3m 未満の区域があります。</p>	 <p>●L2 想定最大規模の浸水想定では、阿木川、永田川の洪水により、JR 恵那駅及び周辺の市街地で最大 3.0m の浸水が想定されています。</p> <p>●市役所など行政施設、要配慮施設の多くは浸水想定区域外ですが、多くの建物が浸水想定区域内に立地しています。</p>
土砂災害リスク（（特別）警戒区域）	地震リスク（液状化）
 <p>●土砂災害（特別）警戒区域が、国道 19 号の南や地区の西部にあります。</p> <p>●土砂災害警戒区域内に含まれる建物や要配慮施設があります。</p>	 <p>●揺れやすさマップでは震度 6 弱が予想され、ほぼ全域で地震による液状化の発生が懸念されます。</p> <p>●特に行政施設等都市機能が集積する東部で液状化の可能性が高いと予測されます。</p>

※ ○：災害リスクが見られない、●：災害リスクが見られる

【B】JR 恵那駅北部地区

洪水のリスクは阿木川沿いなど一部ですが、浸水深は最大 10.0m が想定されます。土砂災害からの防災、減災対策が課題です。

表 36 【B】JR 恵那駅北部地区における災害リスクの分析結果のまとめ

洪水リスク（洪水浸水想定区域(L1)）	洪水リスク（洪水浸水想定区域(L2)）
 <p>●L1 計画降雨の浸水想定では、阿木川、田邊川沿いに一部浸水する区域があります。浸水深は0.5m未滿が大半ですが、一部0.5m以上3.0m未滿の区域があります。</p> <p>○地区の大半は浸水想定区域外です。</p>	 <p>●L2 想定最大規模の浸水想定では、阿木川、田邊川沿いや合流部で浸水が想定されます。浸水深は最大 10.0m 未滿です。</p> <p>○地区の大半は浸水想定区域外です。</p>
土砂災害リスク（（特別）警戒区域）	地震リスク（液状化）
 <p>●JR 恵那駅周辺や地区の北部に土砂災害（特別）警戒区域が点在します。</p> <p>●土砂災害警戒区域・地滑り区域は、広範囲に存在しています。</p>	 <p>●揺れやすさマップでは震度 6 弱が予想され、ほぼ全域で地震による液状化の発生が懸念されます。</p> <p>●JR 恵那駅北部では液状化発生の可能性が高いと予想されます。</p>

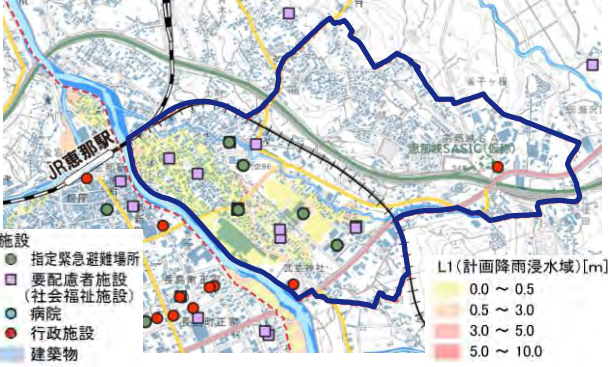
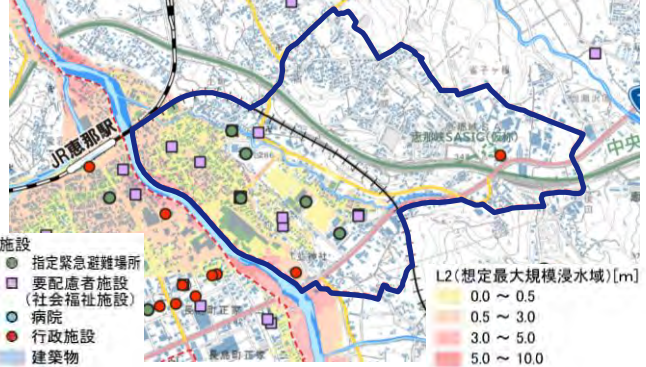
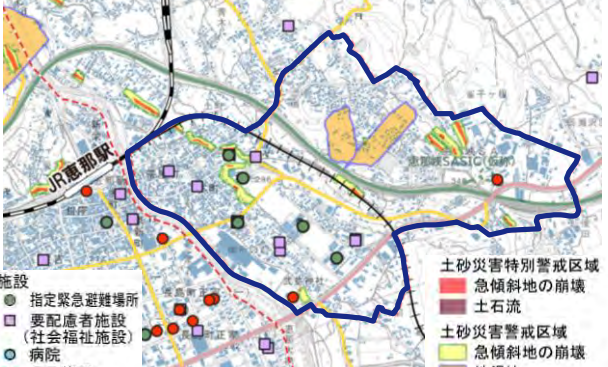
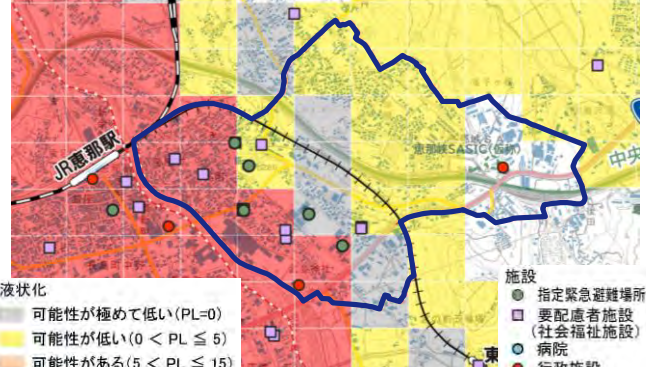
※ ○：災害リスクが見られない、●：災害リスクが見られる

【C】阿木川東部地区

阿木川及び横町川の洪水浸水区域に住居が多く、避難所、要配慮者施設も洪水想定区域内に多数存在します。

洪水浸水からの防災、減災対策が課題です。

表 37 【C】阿木川東部地区における災害リスクの分析結果のまとめ

洪水リスク（洪水浸水想定区域(L1)）	洪水リスク（洪水浸水想定区域(L2)）
 <p>●L1 計画降雨の浸水想定では、阿木川右岸沿いに浸水する区域があり、浸水深は0.5m未満が大半ですが一部0.5m以上3.0m未満の区域があります。</p> <p>●多くの建物、避難所や要配慮者施設が浸水区域内に存在します。</p>	 <p>●L2 想定最大規模の浸水想定では、阿木川右岸沿いに浸水する区域があり、浸水深は最大5.0m未満まで見込まれます。</p> <p>○地区の北東部は浸水想定区域外です。</p>
土砂災害リスク（（特別）警戒区域）	地震リスク（液状化）
 <p>●土砂災害（特別）警戒区域が地区内の北東部、南西部ともに存在します。</p> <p>●避難所や要配慮者施設の多くは土砂災害警戒区域外に立地していますが、多くの建物が区域内に存在しています。</p>	 <p>●揺れやすさマップでは震度6弱が予想され、阿木川右岸沿いで地震による液状化の発生が懸念されます。</p>

※ ○：災害リスクが見られない、●：災害リスクが見られる

【D】市街地南部地区

夜間人口が多い地区です。洪水浸水、土砂災害のリスクは比較的小さい地区です。

表 38 【D】市街地南部地区における災害リスクの分析結果のまとめ

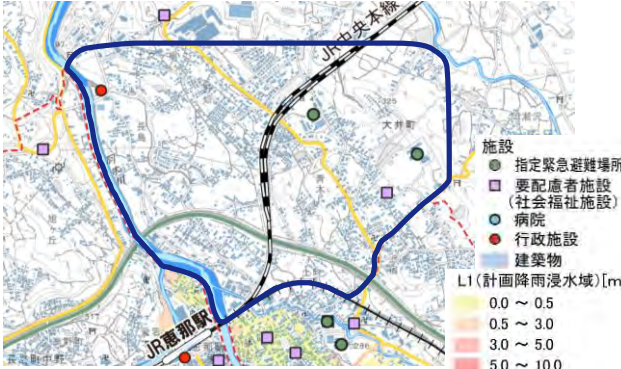

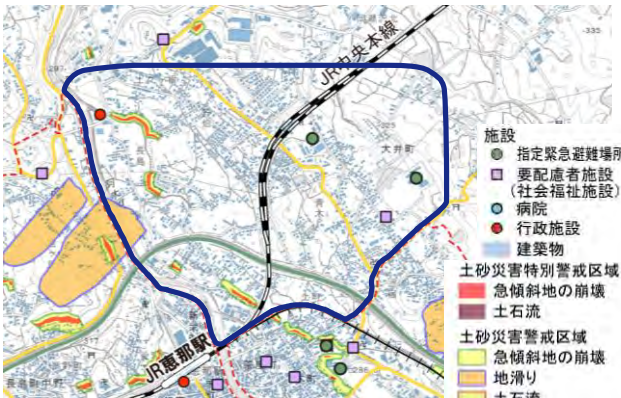
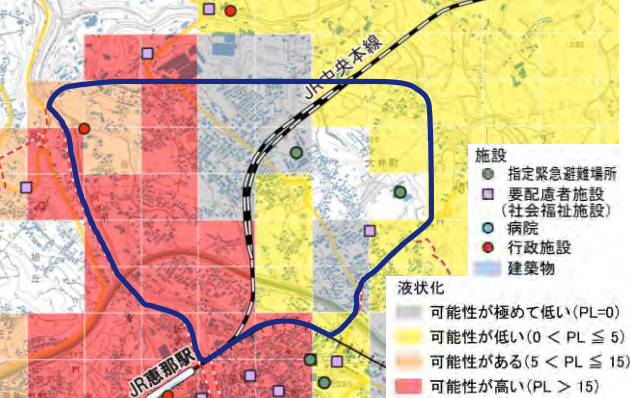
洪水リスク（洪水浸水想定区域(L1)）	洪水リスク（洪水浸水想定区域(L2)）
<p>L1(計画降雨浸水域)[m]</p> <ul style="list-style-type: none"> 0.0 ~ 0.5 0.5 ~ 3.0 3.0 ~ 5.0 5.0 ~ 10.0 <p>施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所 要配慮者施設(社会福祉施設) 病院 行政施設 建築物 <p>○L1 計画降雨の浸水想定では、地区内に浸水想定区域はありません。</p>	<p>L2(想定最大規模浸水域)[m]</p> <ul style="list-style-type: none"> 0.0 ~ 0.5 0.5 ~ 3.0 3.0 ~ 5.0 5.0 ~ 10.0 <p>施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所 要配慮者施設(社会福祉施設) 病院 行政施設 建築物 <p>○L2 想定最大規模の浸水想定では、地区内に浸水想定区域はありません。</p>
土砂災害リスク（(特別)警戒区域）	地震リスク（液状化）
<p>土砂災害特別警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地の崩壊 土石流 <p>土砂災害警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地の崩壊 地滑り 土石流 <p>施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所 要配慮者施設(社会福祉施設) 病院 行政施設 建築物 <p>●土砂災害（特別）警戒区域が点在し、区域内に建物が存在しています。</p> <p>●区域の周辺は土砂災害（特別）警戒区域が広範囲に指定されています。</p>	<p>液状化</p> <ul style="list-style-type: none"> 可能性が極めて低い(PL=0) 可能性が低い(0 < PL ≤ 5) 可能性がある(5 < PL ≤ 15) 可能性が高い(PL > 15) <p>施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所 要配慮者施設(社会福祉施設) 病院 行政施設 建築物 <p>●揺れやすさマップでは震度6弱が予想されています。</p> <p>○北東部や西部では液状化の発生が懸念されますが、大部分は液状化の可能性が低いといえます。</p>

※ ○：災害リスクが見られない、●：災害リスクが見られる

【E】市街地北部地区

近年、夜間人口が増加している地区であり、一部地区では洪水浸水、土砂災害からの防災、減災対策が課題です。

表 39 【E】市街地北部地区における災害リスクの分析結果のまとめ

洪水リスク（洪水浸水想定区域(L1)）	洪水リスク（洪水浸水想定区域(L2)）
 <p>○L1 計画降雨の浸水想定では、地区内に浸水想定区域はありません。</p>	 <p>○L2 想定最大規模の浸水想定では、阿木川沿いに浸水想定区域があり、浸水深は最大 10.0m と想定されます。</p>
土砂災害リスク（(特別) 警戒区域）	地震リスク（液状化）
 <p>●土砂災害（特別）警戒区域が点在し、区域内に建物が存在しています。</p>	 <p>●揺れやすさマップでは震度 6 弱が予想され、阿木川右岸沿いで地震による液状化の発生が懸念されます。</p>

※ ○：災害リスクが見られない、●：災害リスクが見られる

(3) 取組方針

本市では、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市及び各防災関係機関が処理すべき事務、又は業務の大綱を「恵那市地域防災計画」に定めています。

また、大規模自然災害等に対し、致命的な被害を追わない強さと速やかに回復するしなやかさを備えた安全安心な地域・経済社会の構築をめざした「恵那市国土強靱化地域計画」を策定し、関係機関及び住民との協働により、強靱な地域づくりを推進しています。

本市は、前述の洪水浸水及び土砂災害に関する課題を踏まえたうえ、これらの計画との整合を図りながら、都市の防災に関する機能の確保に関する指針として、強靱な地域づくりに向けた重点化施策を推進します。

表 40 施策分野ごとの重点化施策

分野		重点化施策項目(37項目/全100項目)	
個別 施策 分野	i 行政機能	○避難施設の確保 ○初期消火対策 ○受援体制の整備 ○防災拠点としての庁舎機能の向上 ○避難所機能の充実	○消防力の強化 ○情報伝達ツールの多重化 ○災害用トイレ対策
	ii 住宅・都市・ 土地利用	○民間建築物の耐震化 ○公園整備 ○公共施設の総合的な管理計画 ○上下水道施設の耐震化・老朽化対策	○空き家対策 ○ブロック塀の除却推進 ○公共下水道の整備
	iii 保健医療・福祉	○医療救護体制の充実	
	iv 産業	○企業誘致の推進 ○農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ○森林の整備・保全	○ため池の防災対策 ○地籍調査
	v 国土保全・交通	○道路整備・狭あい道路解消 ○急傾斜地及び道路法面の崩壊対策 ○道路ネットワークの確保 ○幹線道路整備	○河川・水路施設等の整備 ○通信手段・迂回路の確保
	vi 環境	○災害廃棄物処理体制の充実強化	
横断的 分野	vii リスクコミュニケーション	○民間建築物の耐震化(再) ○適切な避難行動の周知啓発 ○通信手段・迂回路の確保(再)	○家具固定の推進 ○地域の防災力の向上 ○自主防災組織育成
	viii 老朽化対策	○河川・水路施設等の維持・長寿命化対策 ○道路施設の維持・長寿命化対策 ○上下水道施設の耐震化・老朽化対策(再)	

出典：恵那市国土強靱化地域計画

5. 具体的な取組み

(1) 取組の内容

前述の取組方針をもとにした具体的な取組の内容は以下のとおりです。

対策を「災害リスクの回避の対策」「災害リスクの低減の対策（ソフト）」「災害リスクの低減の対策（ハード）」の3つに分類し、恵那市国土強靱化地域計画と一体的に推進するため、その関係性を整理しました。

表 41 具体的な取組の内容(1)

施策分野	施策項目	施策の内容	災害リスクの回避	災害リスクの低減	
				ソフト	ハード
i 行政機能	市有建築物の耐震化	市有建築物耐震化を計画に基づき行うとともに、非構造部材の耐震化等を実施し、早期に完了させる。			●
	避難施設の確保	災害に備え、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ等の配布等により、避難施設の位置について周知強化を図る。		●	
	緊急地震速報時等の対応強化	不特定多数の人が出入りするすべての市有施設において緊急地震速報を導入するなど適切な維持管理に努めるとともに、各施設において対応訓練の実施、緊急地震速報対応マニュアルの策定等を進める。		●	
	防災行政無線	移動式無線の配備、維持管理、操作訓練を行う。		●	
	情報伝達ツールの多重化	多様なツールでの情報発信の多重化、SNS等の活用を進める。		●	
	特設公衆電話の配備	避難所等に特設公衆電話を配備し、使用法の普及を進める。		●	
	防災拠点としての庁舎機能の向上	市役所等の耐震強化や非常用設備の整備を行う。			●
	業務継続体制の強化	BCPに基づく訓練、優先業務の維持体制を強化する。		●	
	避難所機能の充実	備蓄品や設備の更新、施設利用計画の策定を行う。			●

表 42 具体的な取組の内容(2)

施策分野	施策項目	施策の内容	災害 リスク の 回避	災害リスク の低減	
				ソフト	ハード
ii 住宅・ 都市・土地 利用	民間建築物の耐震化	住宅及び多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）の耐震化の重要性必要性についての普及啓発と、無料耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策を一層進めることにより、旧基準建築物の建て替え耐震改修の促進を図る。		●	●
		緊急輸送道路沿いの建築物（3号特定建築物）のうち、旧基準建築物の耐震化を重点的に進める。			●
	危険住宅の移転	がけ地等の土砂災害危険箇所からの住宅移転を支援し、安全な居住環境を確保する。	●		
	応急危険度判定体制の整備	応急危険度判定士及び判定コーディネーターの確保と啓発、必要な資機材の整備、関係団体との連携体制の強化に努める。		●	
	耐震改修促進計画に基づく取組の推進	住宅や特定建築物の耐震診断耐震改修の促進など、計画に基づく取組を推進する。			●
	市街地整備	市街地の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る。			●
	公園整備	公園は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な整備を行う。		●	●
iii 保健医療 ・福祉	医療・介護人材の育成	災害時に関係者と連携できるように計画的に会議及び訓練を通じて、県医療機関等との連携の強化を図る。		●	
	福祉施設の防災対策	民間の社会福祉施設に対し、あらゆる機会を活用して耐震化等を進め、防災減災対策の強化を図る。			●
iv 産業	観光施設等の耐震化・老朽化対策	観光客が訪れる施設の安全性の向上を図るため、市の管理する観光施設の耐震化を進めるとともに、老朽化が進んでいる観光施設については、計画的な更新、維持管理を進める。			●
	ため池の防災対策	農業用ため池の堤体の補強や、余水吐断面の拡大等の対策を進めるとともに、住民へため池ハザードマップの一層の周知啓発を図る。		●	●

表 43 具体的な取組の内容(3)

施策分野	施策項目	施策の内容	災害 リスク の 回避	災害リスク の低減	
				ソフト	ハード
v 国土保全 ・交通	緊急輸送道路等道路 ネットワークの確保	緊急車両が通行できる機能確保のため、緊急輸送道路やそれに繋がる幹線道路等の整備や耐震補強、狭あい道路の拡幅を行う。			●
	橋梁の耐震補強・ 長寿命化	橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の耐震補強と計画的な修繕を進める。			●
	急傾斜地・がけ崩れ 対策	急傾斜地崩壊危険区域の対策工事や住民への避難指導を実施する。		●	●
vii リスク コミュニ ケーション	外国人への情報伝達	多言語表示の避難所看板設置、JIS規格国土 地理院ピクトグラムの導入。		●	
	高齢者等要配慮者へ の情報伝達	要配慮者に向けた配慮ある表現と手段を講 じた情報伝達手法の整備。		●	
	防災教育・普及啓発	自主防災組織地域住民への防災リーダー育 成や訓練支援。		●	
	避難行動の啓発	複数の避難パターンを想定した避難行動計 画の普及啓発。		●	
	地域と連携した広報 体制	市民、自主防災組織等と連携した情報伝達 や避難誘導體制を構築。		●	
	避難訓練の推進	地域や学校単位の避難訓練の計画的実施、 参加率向上策の検討。		●	
	平常時からの 啓発活動	地域の防災力向上のため、広報紙 SNS など を通じて継続的な啓発を実施。		●	
viii 老朽化 対策	上下水道施設の 耐震化・老朽化対策	水道事業及び下水道事業において、更新耐 震化が必要な施設や管路の優先順位を定 め、計画的に整備を行う。			●
		重要施設である浄水場、配水池、ポンプ 場、下水処理場などについて、地震動によ る被害を受けないよう、耐震性の確保と老 朽化対策を進める。			●

(2) 取組スケジュールと目標

取組スケジュールは以下のとおりです。

表 44 取組スケジュールと目標

施策分野	施策項目	主体	目標	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
i 行政機能	市有建築物の耐震化	市	継続	→	→	→
	避難施設の確保	市	継続	→	→	→
	緊急地震速報時等の対応強化	市	継続	→	→	→
	防災行政無線	市	継続	→	→	→
	情報伝達ツールの多重化	市	継続	→	→	→
	特設公衆電話の配備	市	継続	→	→	→
	防災拠点としての庁舎機能の向上	市	継続	→	→	→
	業務継続体制の強化	市	継続	→	→	→
	避難所機能の充実	市	継続	→	→	→
ii 住宅・都市・ 土地利用	民間建築物の耐震化	市	実施	→	→	→
	危険住宅の移転	市	検討・準備			
	応急危険度判定体制の整備	市	継続	→	→	→
	耐震改修促進計画に基づく 取組の推進	市	検討・準備			
	市街地整備	市	実施	→	→	→
	公園整備	市	検討	→		
iii 保健医療 ・福祉	医療・介護人材の育成	市	継続	→	→	→
	福祉施設の防災対策	市	検討・準備			
iv 産業	観光施設等の耐震化・老朽化対策	市	実施	→	→	→
	ため池の防災対策	市	検討・準備			
v 国土保全 ・交通	緊急輸送道路の確保	市	検討・準備			
	橋梁の耐震補強・長寿命化	市	実施	→	→	→
	急傾斜地・がけ崩れ対策	市	継続	→	→	→
vii リスク コミュニ ケーション	外国人への情報伝達	市・市民	継続	→	→	→
	高齢者等要配慮者への情報伝達	市・市民	継続	→	→	→
	防災教育・普及啓発	市・市民	継続	→	→	→
	避難行動の啓発	市・市民	継続	→	→	→
	地域と連携した広報体制	市・市民	継続	→	→	→
	避難訓練の推進	市・市民	継続	→	→	→
viii 老朽化対策	上下水道施設の耐震化・ 老朽化対策	市	継続	→	→	→

※実施時期の目標（ → : 計画 → : 実施 → : 継続）



第3章

立地適正化計画の基本的な方針

第3章 立地適正化計画の基本的な方針

1. まちづくりの方針

まちづくりの方針の検討に際しては、誰を対象に（例えば高齢者なのか子育て世代なのか）、何を実現するか・変えるか（健康な高齢者を増やす、子育て世代の生活利便性を向上させる）というレベルまで、対象と目的を明確化するように検討することが重要です。そこでまず、本市の上位計画が誰を対象とした施策を実施するのか確認するとともに、第1章で抽出整理した「解決すべき課題」を踏まえ、まちづくりの方針を検討しました。

(1) 上位計画が示すターゲット

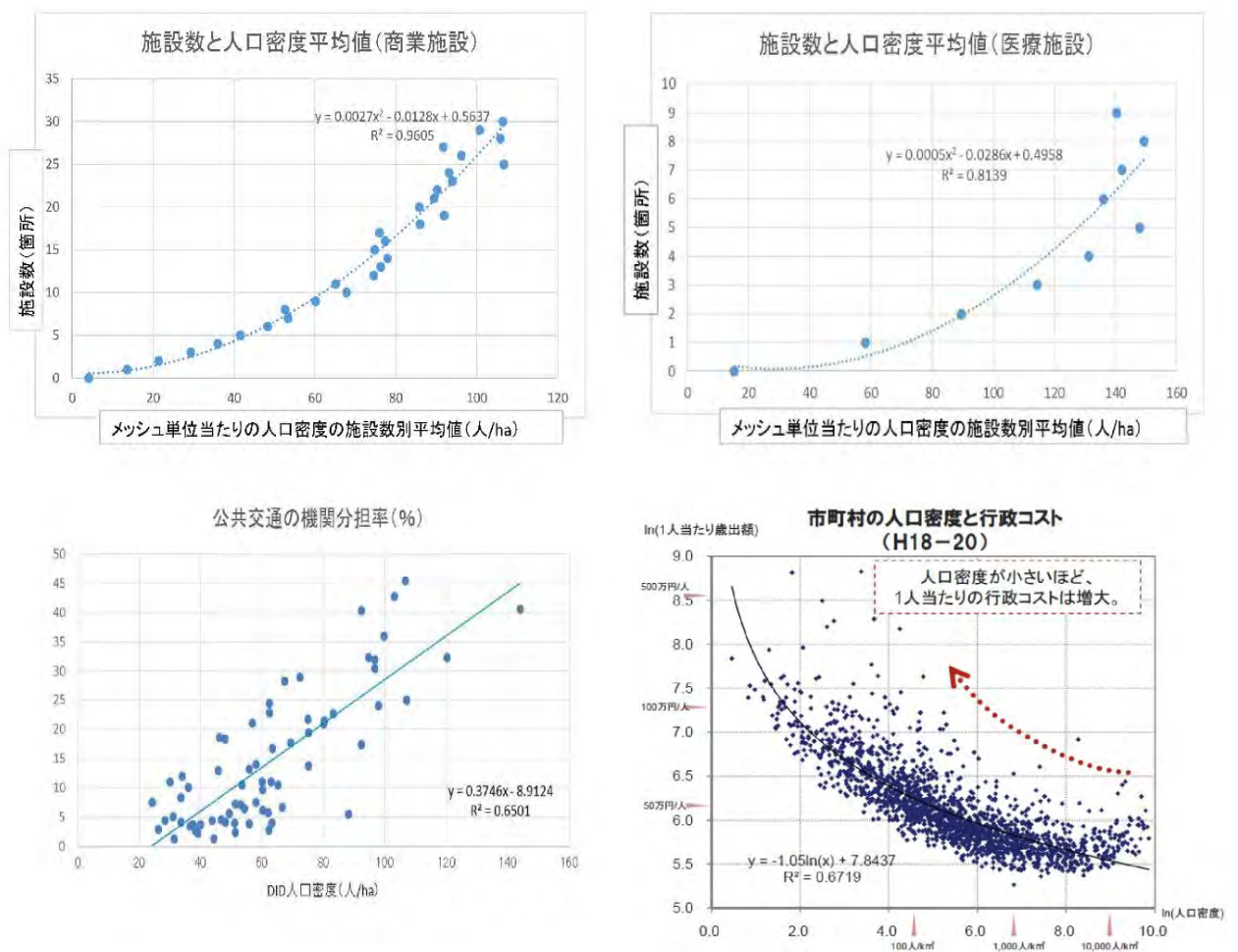
恵那市総合計画においては、20年後の将来像として「自然とともにひととまちが輝く活力あふれる恵那」が掲げられ、市民から寄せられた意見等をもとに、本市の豊かな自然を守り、活かしながらひととまちが輝く活力あふれるまちの実現を目指そうという願いが込められています。



出典：恵那市総合計画

(2) 人口規模維持の必要性

第1章で抽出した「解決すべき課題」をもとに、まちづくりの方向性について整理しました。まず基本認識として、人口減少や人口密度の低下が進行すると、日常生活を支える施設（商業施設、医療施設など）は利益を得られなくなり、閉店や市外への移転を選択せざるを得ず、その結果市民の生活が不便になり、さらなる人口減少（特に若年層や子育て層の市外転出を食い止めることが困難）となる負のスパイラルに陥ると考えられます。そのため、ある一定程度の人口規模とりわけ人口密度の維持が重要となります。下表に示されるように人口密度と商業施設数あるいは医療施設数等との関係を見ると、人口密度が低下すると都市施設数（商業施設、医療施設など）の減少や公共交通利用率の低下、行政コストが上昇する傾向です。この傾向は、人口密度の低下が持続可能な都市活動の維持を困難にすることが示唆されています。



出典：都市構造の評価に関するハンドブック

図 136 人口密度と都市構造の関係性

(3) まちづくり方針の検討

第1章で抽出整理した「解決すべき課題」を踏まえ、まちづくりの方針（ターゲット）を「活力があり、便利で、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり」としました。

まちづくりの方向性	解決すべき課題
<p>【活力があり便利なまち】 中心市街地の都市機能や地域の日常を支える利便機能を維持しつつ、各地域が有する機能を補完、連携しながら住み続けることができるまちを目指す。</p>	<p>(課題1) 都市拠点の機能低下 ・都市拠点における都市機能の維持・集積。 ・人口密度低下への対応。</p> <p>(課題2) 生活拠点の機能低下 ・人口減少による地域経済の停滞と産業の衰退抑制。 ・日常生活に必要なサービス施設（買物、医療など）の維持。</p> <p>(課題8) 救急・医療体制の構築が不十分 ・安心して子育てができる環境、増加する高齢者に対応可能な医療体制の充実。</p>
<p>【誰もが住みたくなるまち】 移動利便性の向上や環境と調和した住宅環境の整備により、誰もが暮らしやすく、住みたくなるまちを目指す。</p>	<p>(課題3) 公共交通による移動利便性の確保が不十分 ・公共交通の利用率向上とサービスの維持。</p> <p>(課題4) 用途地域外への居住増加 ・用途地域外における住宅増加に伴う用途地域内の人口密度低下への対応。</p> <p>(課題5) 市外への転出超過 ・若年層が働く場の確保、雇用創出、子育て世代が安心して暮らせる居住環境づくり。</p> <p>(課題6) 地域活力の低下 ・豊富な自然資源を活用して交流人口を増加させ地域活力の低下を抑制。</p> <p>(課題9) 誰もが抵抗なく移動できる環境の整備が不十分 ・都市拠点における徒歩や自転車で安全に移動できる環境づくり。公共交通の維持。（「皆で利用する」「ドライバーの確保」「地域交通の担い手の育成」等） ・すべての人にやさしい公共交通・施設のデザインの推進。（バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化等）</p>
<p>【安全・安心なまち】 災害の危険性が低いエリアへの居住誘導や、ハード・ソフトにわたる防災・減災対策により、安全・安心に暮らせるまちを目指す。</p>	<p>(課題7) 防災機能・避難体制の構築が不十分 ・自然災害（洪水、地震、土砂災害）への対策と避難体制の強化。</p>

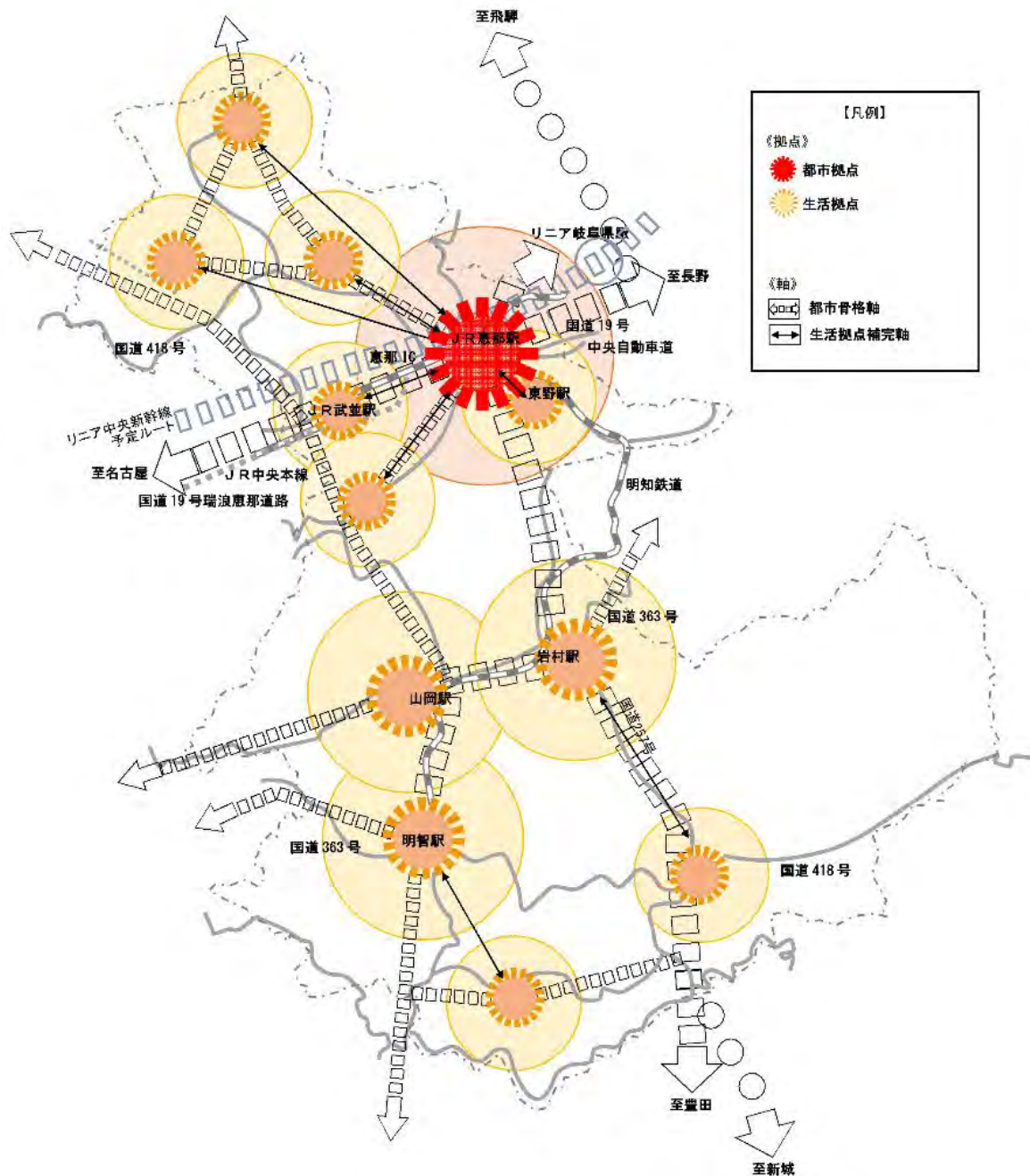
まちづくりの方針

「活力があり、便利で、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり」

2. 目指すべき都市の骨格構造の検討

(1) 市全域の骨格構造

本市全域の骨格構造は、「恵那市都市計画マスタープラン」において設定されている将来都市構造（拠点及び軸）を踏まえ、JR 恵那駅周辺を中心市街地を都市拠点、市内 11 箇所の主要拠点を地域拠点（生活拠点）として設定します。また、拠点間は道路、鉄道、公共交通などにより結ばれ、自家用車に頼らなくても移動できる「拠点ネットワーク型都市構造」を目指すこととしました。



出典：恵那市都市計画マスタープラン

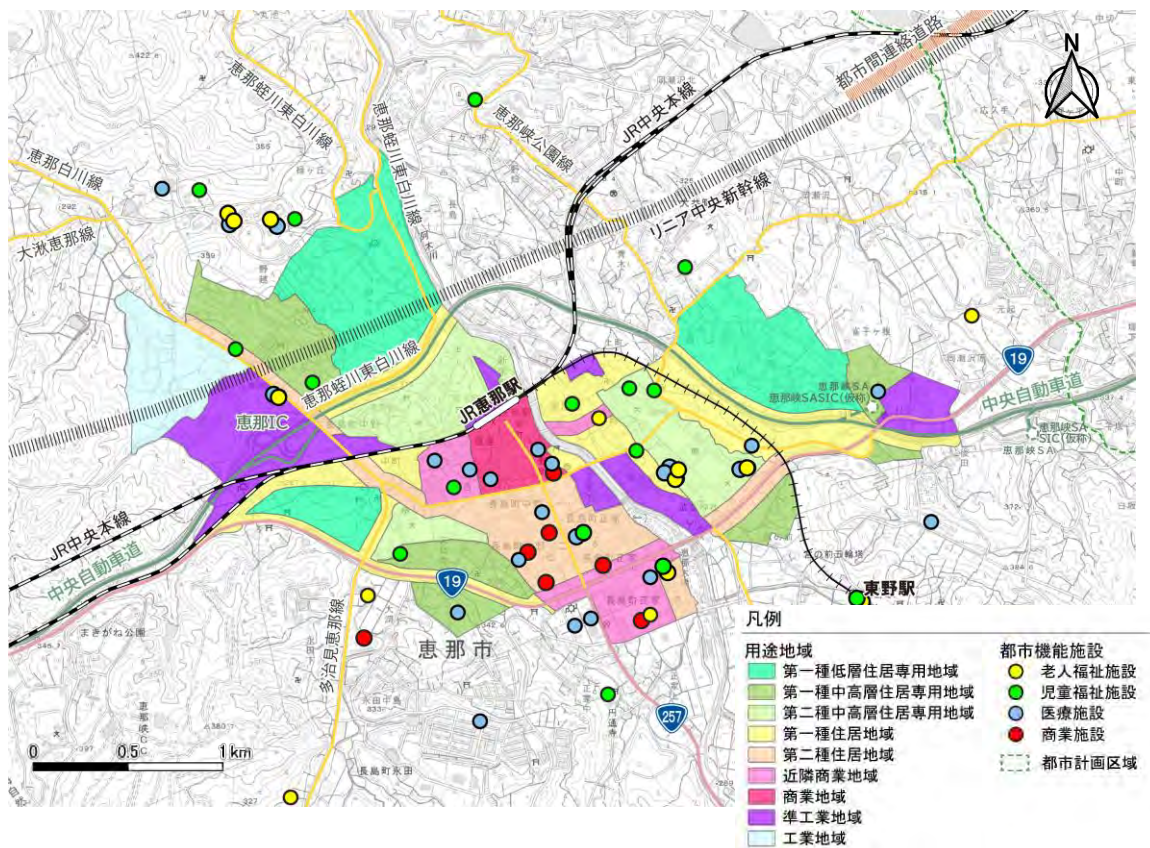
図 137 都市の骨格構造

(2) 都市拠点の骨格構造

市全域の骨格構造のうち、都市拠点について3つの観点（施設の立地状況、道路網、公共交通網）から骨格構造に関する整理を行いました。なお、都市圏の骨格構造について、図138～図140に整理を行いました。

① 日常生活サービス施設の立地状況

本市の市街地において、日常生活サービス施設（商業施設、医療施設、福祉施設）は、JR恵那駅南部の商業地域、近隣商業地域、第二種住居地域に多く分布しています。



出典：岐阜県大規模小売店舗立地法届出状況、iタウンページ、介護サービス情報公表システム、国土数値情報

図138 都市拠点の施設分布

② 道路網

本市中心部における骨格道路は、高速道路、国道、県道等で構成されており、中心部から放射状に延びる道路網形態のため交通集中による渋滞が発生しやすくなっています。本市中心部は都市拠点として機能するうえで、地域拠点（生活拠点）から円滑な移動が確保される必要があります。将来的には市街地環状道路及び市街地縦断道路が中心部の骨格道路として整備される計画であり、中心部への交通が環状道路や縦断道路による分散・導入効果により円滑な移動が確保されます。

都市拠点における道路の骨格は、放射道路、市街地環状道路及び縦断道路によって構成される道路網が考えられます。

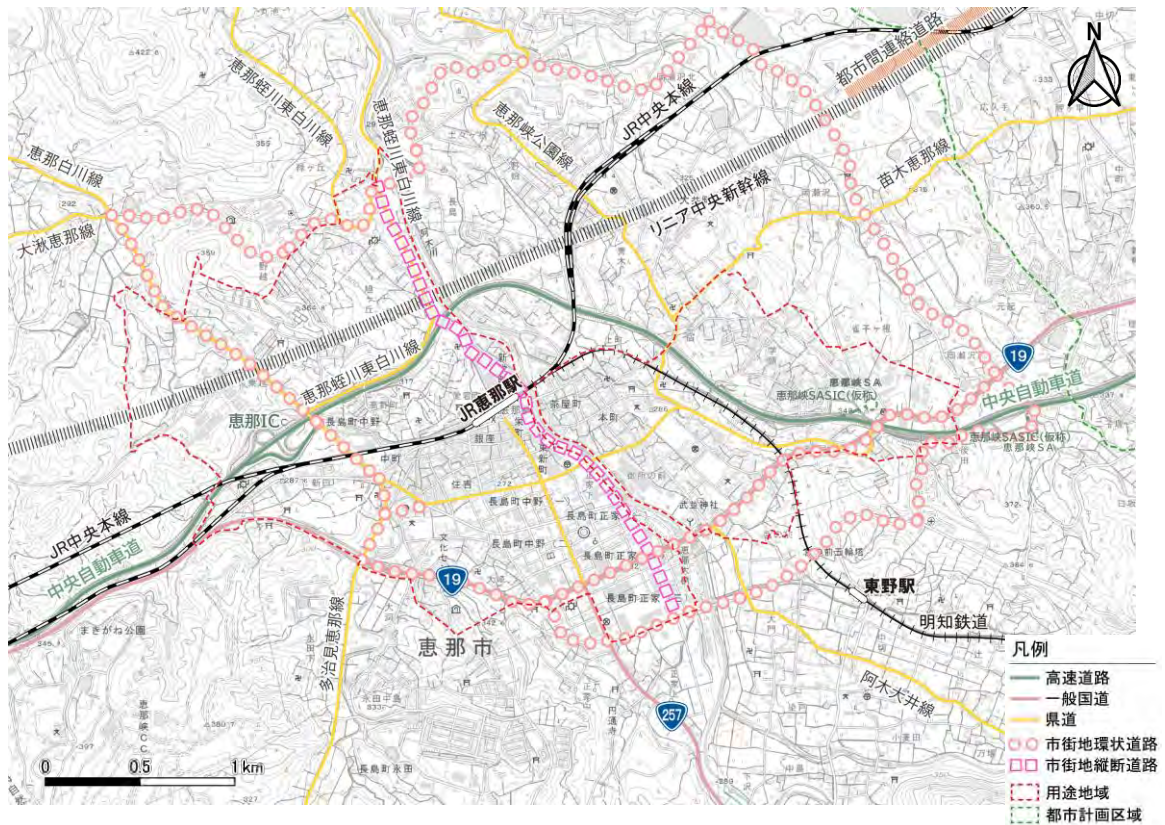
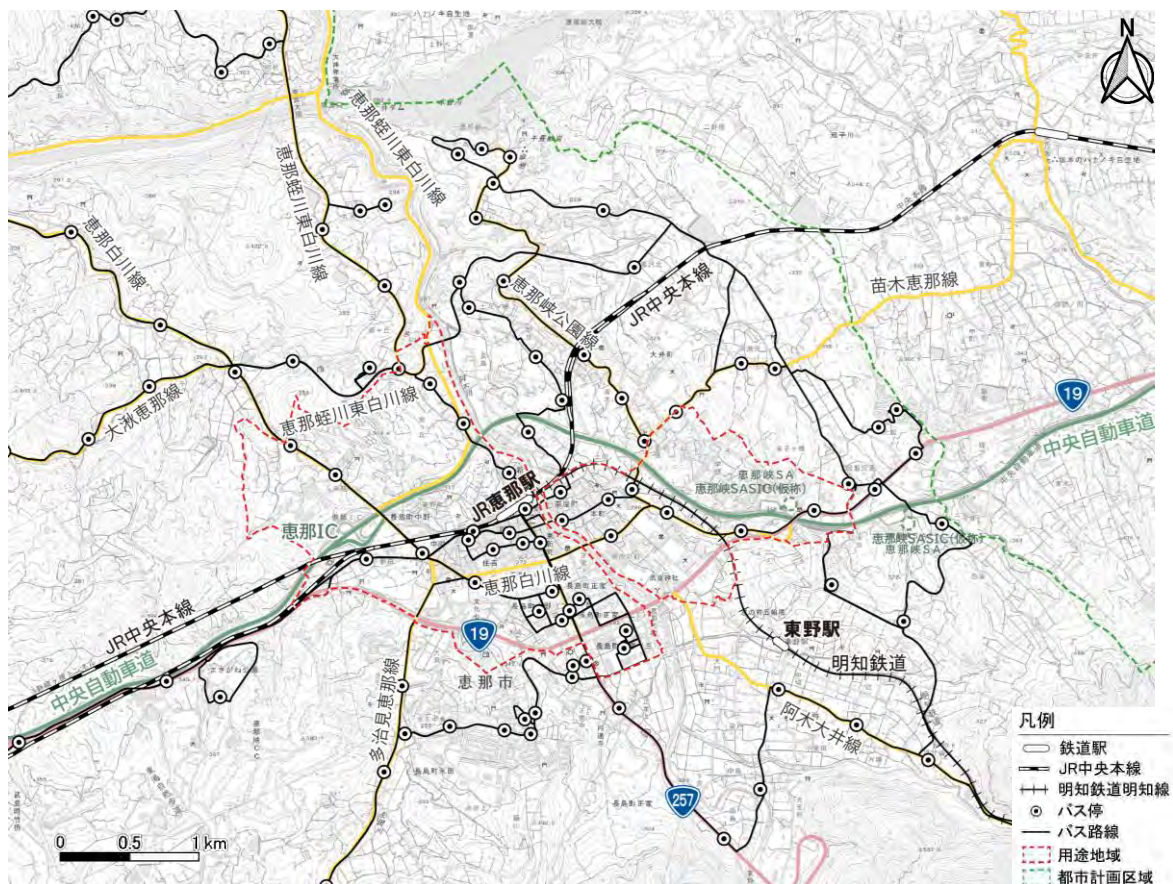


図 139 都市拠点の骨格道路 [用途地域]

③ 公共交通網

本市中心部における公共交通網は、鉄道はJR中央本線及び明知鉄道、バスは東濃鉄道路線バス、市自主運行バスが運行されています。都市拠点と地域拠点（生活拠点）とは鉄道及びバスの利用により連絡相互に往来が可能です。

公共交通網の起点は鉄道駅であり、恵那駅を中心として運行されています。現状で公共交通網の利便性を表す指標のうち「公共交通便利地域」の範囲は、用途地域を包含し、特に人口の多い区域についてほぼカバーされています。また、用途地域に隣接する人口の多い区域においても路線バスの経路が存在し、本市中心部へのアクセスが可能な状況です。運行本数として十分でないものの、現在の公共交通網は都市の骨格構造を構成する重要要素です。今後は、人口密度に応じた適切な運行規模、運行主体、運行形態、担い手の確保を行っていくことが必要です。



出典：恵那市公共交通オープンデータ、国土数値情報

図 140 公共交通網 [用途地域]

3.「まちづくり方針」を実現するための施策

恵那市立地適正化計画では、以下の4つの施策を実施することにより、第3章 1.（3）まちづくり方針の検討で示した「活力があり、便利で、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり」を実現していきます。第5章では、これらの施策の具体的な内容について示します。

「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」による都市機能の誘導

居住誘導区域及び都市機能誘導区域（誘導施設を含む）を設定することにより、必要な都市機能を適正な場所に計画的に誘導します。これにより、「まちづくり方針」を実現するための基礎を築きます。

現在の用途地域が指定されている区域でないものの、用途地域と隣接し、既に宅地等開発が進み、道路や上下水など一定の都市基盤が整備されている区域は、将来的な居住誘導区域に指定することを検討します。

「活力、暮らしやすさ、安全・安心」を充実させる施策の実施

「まちづくり方針」を実現するにあたっては、上記の区域設定による都市機能の誘導だけでは不十分です。「活力、暮らしやすさ、安全・安心」のそれぞれの要素が十分な機能を兼ね備えてこそ、誘導区域の構造が生きてきます。そのため、都市計画的な手法のみならず、それぞれの要素の充実を図るための様々な施策を実施します。

段階的な都市機能の誘導

都市機能誘導区域において、必要な都市機能を一度に整備・誘導することは困難です。そのため、計画的にエリアを選定しながら、面的な整備を段階的に進めていく取り組みが求められます。

このため、行政が主体となって、都市機能誘導区域内の重点的なエリアにおいて面的な基盤整備等を実施します。整備の手法としては、都市再生整備計画関連事業をはじめとする各種制度の活用が考えられます。

また、民間事業者による取り組みも都市機能の誘導において重要な役割を果たします。まちづくり会社等の民間事業者が主導となり、公共空間や公的不動産、民間の未利用地等を活用できる仕組みを構築することで、区域内の価値向上を図り、民間開発を呼び込む環境を整備します。

拠点間を結ぶ交通ネットワークの構築

市内の拠点となる駅、公共施設、生活サービス施設等について公共交通をメインとする交通ネットワークで結ぶことで、歩いて暮らせるまちづくりを実現するとともに、生活利便性の向上や都市の魅力・活力を増進させることで、市民生活の質の向上を図ります。

特に拠点となる駅については、人が集まり活動する場（交通結節点）として活用が図られるような整備を進めていきます。



第4章

都市機能・居住を誘導する区域

第4章 都市機能・居住を誘導する区域

1. 都市機能・居住を誘導する区域設定の考え方

都市計画運用指針によれば、「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」の基本的な考え方について、以下のとおり示されています。

居住誘導区域

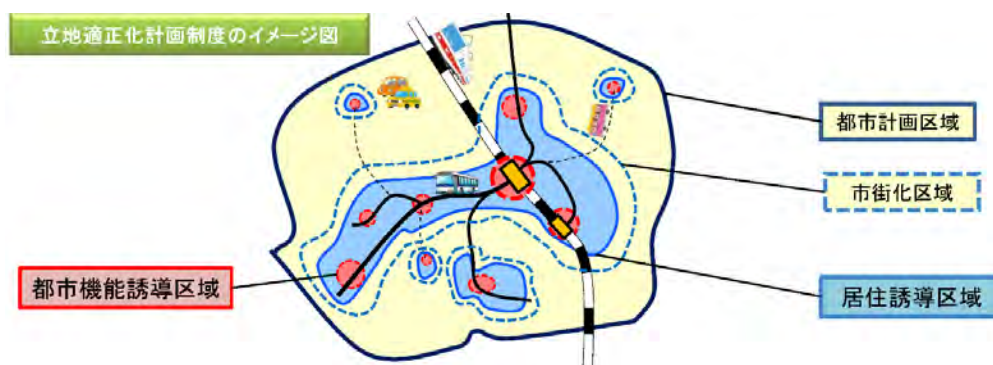
居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきです。

都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられます。

また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられます。

出典：都市計画運用指針



出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）

図 141 立地適正化計画制度のイメージ

2. 居住誘導区域の検討

(1) 居住誘導区域検討の流れ

居住誘導区域は、以下のフローのとおり検討します。

1. 居住誘導区域に定めることが考えられる区域の抽出

- ① 都市機能が集積している区域
- ② 公共交通の利便性が高い区域
- ③ 都市基盤が整備されている区域

2. 居住誘導区域に含めない区域の抽出

- ① 土砂災害
- ② 洪水浸水
- ③ 工業地域・準工業地域

3. 一定の人口集積がある地域

4. 将来的な都市計画上の指定区域との整合

(2) 居住誘導区域に定めることが考えられる区域の抽出

都市計画運用指針では、「居住誘導区域に定めることが考えられる区域」として、次のような区域が定められています。

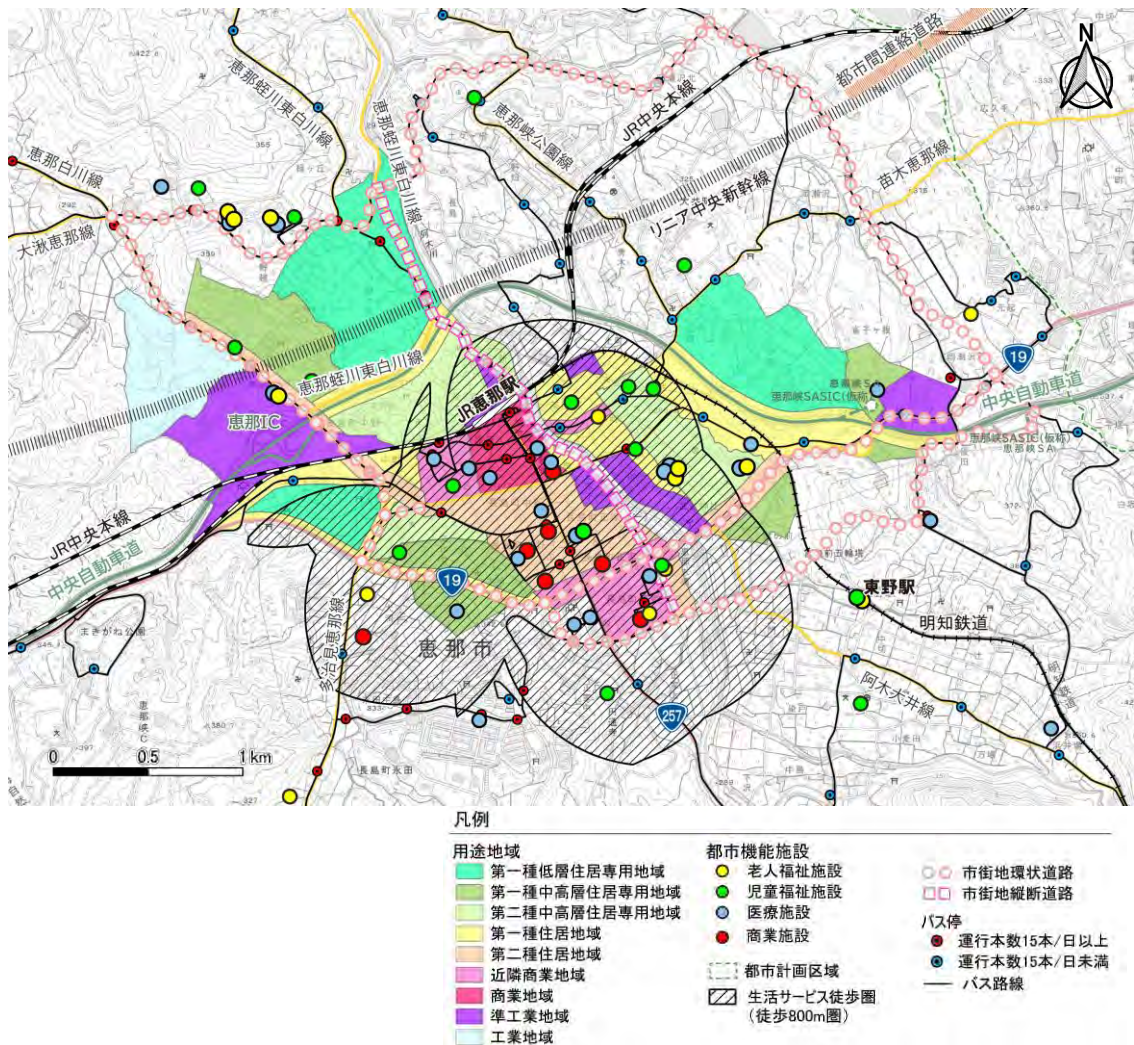
- ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ウ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

また、恵那市都市計画マスタープランでは、「拠点ネットワーク型都市構造」における中心拠点として、JR 恵那駅周辺の既成市街地（用途地域内）が想定されており、公共交通の利便性の向上や都市基盤施設の整備などとあわせて、人口と住宅、商業、業務などの各種都市機能の維持・集積を図り、市の顔にふさわしい賑わいのある中心拠点を創出することとされています。

これを踏まえて居住誘導区域は用途地域を基本として、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能の立地及び集積状況や公共交通の利便性、都市基盤の整備状況を考慮して設定します。

① 都市機能が集積している区域

JR 恵那駅の南に広がる中心市街地において、交通・生活・文化・商業などの都市機能が集積しています。こうした商業施設、医療施設及び福祉施設（以下、「生活サービス施設」という。）から徒歩 800m 圏（生活サービス施設の徒歩圏）をみると、概ね JR 恵那駅の南側の既存市街地が含まれています。

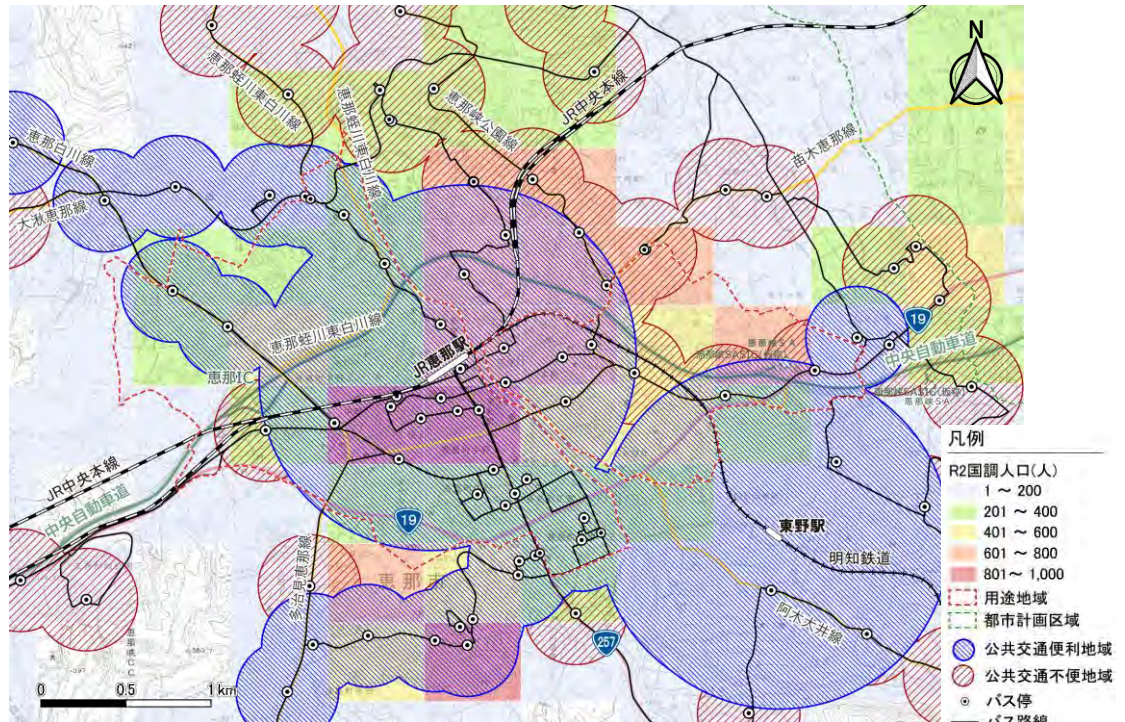


出典：岐阜県大規模小売店舗立地法届出状況、iタウンページ、介護サービス情報公表システム、恵那市公共交通オープンデータ、国土数値情報

図 142 活力がある便利な都市

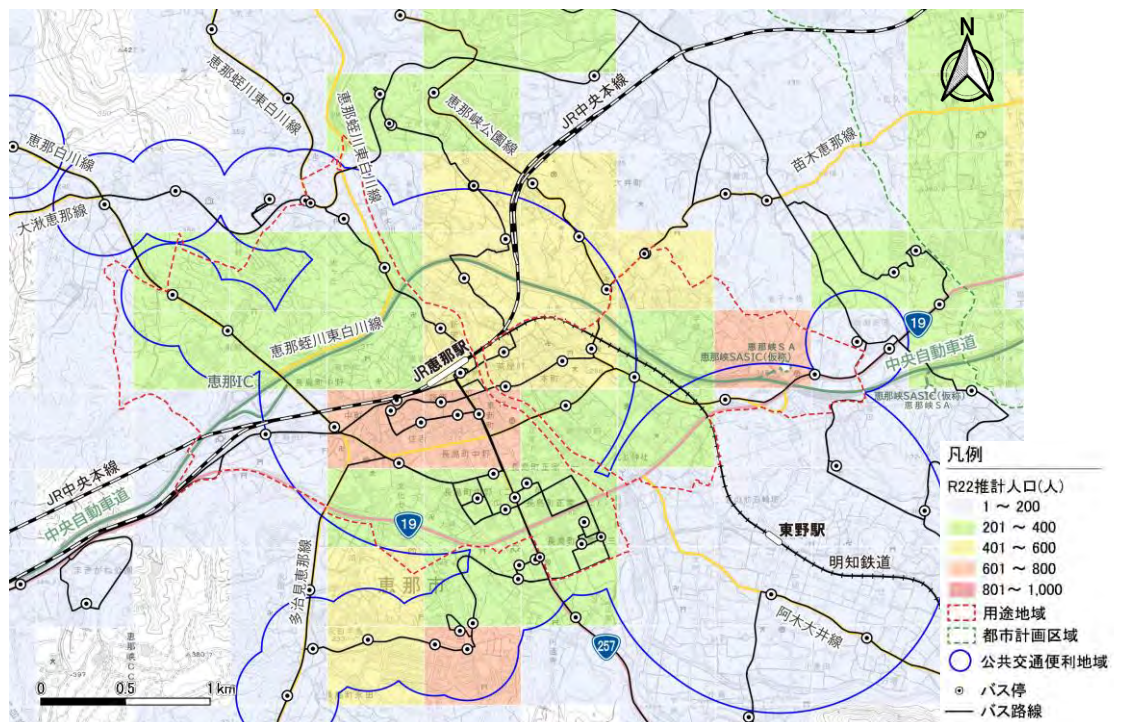
② 公共交通の利便性が高い区域

公共交通により生活サービス施設や通勤通学が容易に移動できる公共交通便利地域（鉄道駅から1km圏内またはバス運行本数が一日15本以上のバス停から300m圏内）に概ね包含されています。また、公共交通不便地域（バス運行本数が一日15本未満のバス停から300m圏内）の中でも、公共交通便利地域に隣接している地域については、移動の利便性が確保されていると考えられます。



出典：500mメッシュ人口（令和2（2020）年国勢調査）、恵那市公共交通オープンデータ、国土数値情報

図 143 令和2(2020)年人口分布(500mメッシュ)及び公共交通便利地域 [用途地域]

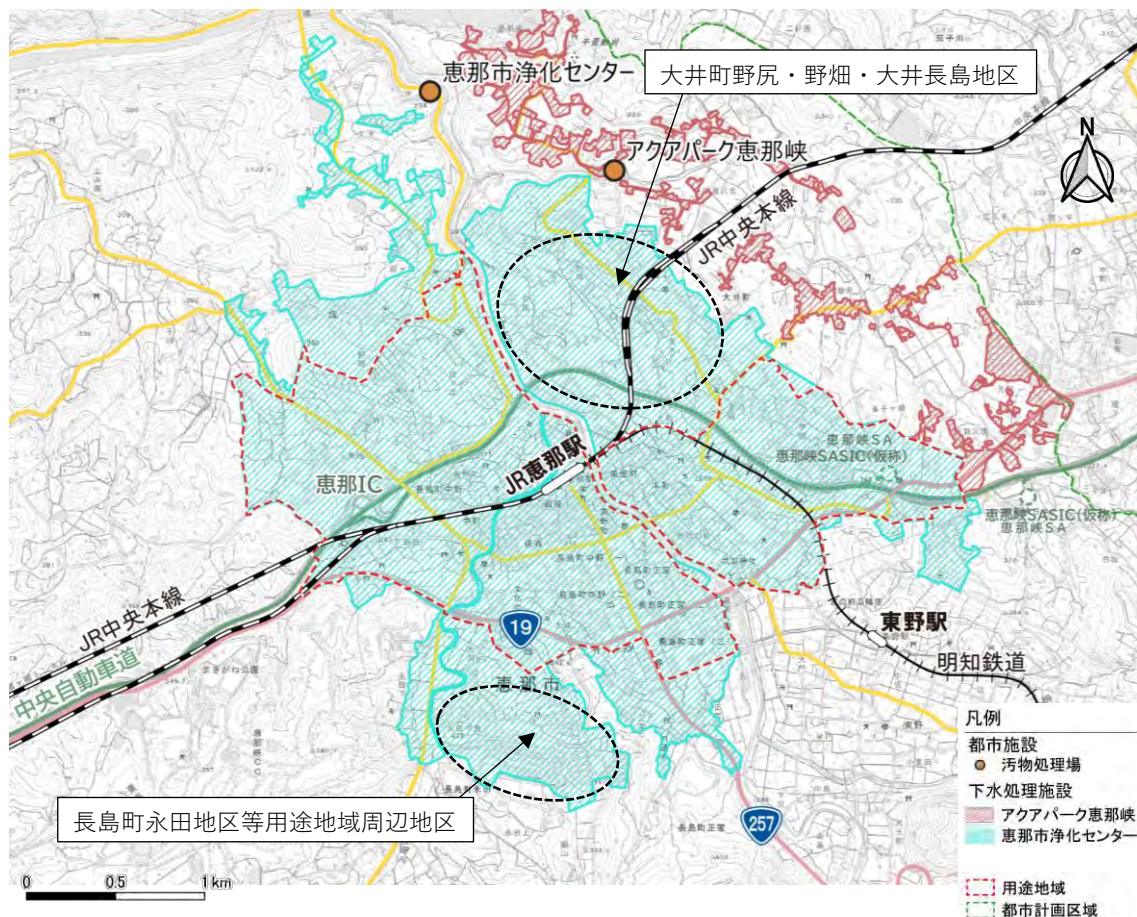


出典：500mメッシュ別将来推計人口（R6国政局推計）、恵那市公共交通オープンデータ、国土数値情報

図 144 令和22(2040)年人口分布(500mメッシュ)及び公共交通便利地域 [用途地域]

③ 都市基盤が整備されている区域

交通網は、恵那駅を中心とした JR 中央本線や明知鉄道の鉄道網や中央自動車道恵那 IC、国道 19 号、国道 257 号を基軸として用途地域から放射状に構築されています。また、公共下水道は、用途地域内及び大井町野尻・野畑・大井長島地区や長島町永田地区等用途地域周辺地区で整備されています。



出典：令和 6(2024)年恵那市都市計画基礎調査

図 145 下水処理施設及び分担範囲 [用途地域]

(3) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

都市計画運用指針を踏まえ、居住誘導区域に含めない区域についての方針を整理し、区域から除外します。

表 45 居住誘導区域を指定することができない（原則を含む）土地一覧表

区域名	不可 *法・政令	原則不可 *指針	状況を踏まえ 原則不可*指針	慎重に判断 *指針
市街化調整区域	該当	—	—	—
災害危険区域(住宅禁止)	該当	—	—	—
災害危険区域(住宅禁止以外)	—	該当	—	—
都計法施行令8-2 (用途地域指定不可地域) ・農用地区 ・農地/採草放牧地 ・特別地域/保安林等	該当	—	—	—
地すべり防止区域	該当	—	—	—
地すべり防止区域(対策工事済)	—	—	—	—
急傾斜地崩壊危険区域	該当	—	—	—
急傾斜地崩壊危険区域(対策工事済)	—	—	—	—
土砂災害警戒区域 *指定前の事前調査結果を含む	—	—	該当	—
土砂災害特別警戒区域	該当	—	—	—
津波災害警戒区域	—	—	該当	—
津波災害特別警戒区域	—	該当	—	—
浸水想定区域(洪水・内水・高潮) *指定前の事前調査結果を含む	—	—	該当	—
工業専用地域	—	—	—	該当
流通業務地区	—	—	—	該当
条例等で住宅を禁止しているエリア *特別用途地区、地区計画など	—	—	—	該当
住宅団地(空き地が散見) *人口増は困難で将来性が低い土地	—	—	—	該当
工業地域・準工業地域 *工場移転で空き地が進展している土地	—	—	—	該当

出典：都市再生特別措置法、都市計画運用指針

本市における「居住誘導区域」に含めない区域については、以下のとおりとします。

- ・「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」は、区域から除外します。
- ・浸水想定区域は原則除外ですが、河川整備計画、ソフト対策の有無を踏まえて設定可否を検討します。
- ・工業地域、準工業地域は、健康で住みよい住環境を確保するために除外します。

表 46 居住誘導区域に含めない区域

区域名	設定不可	原則不可	状況を踏まえ原則不可	慎重に判断	備考
市街化調整区域	-	-	-	-	区域区分を行っていない市町村においては、立地適正化計画を線引きの代替的措置として活用し、緩やかなコントロール手法により居住を一定の区域に誘導することが重要。
災害危険区域	-	-	-	-	住宅禁止以外は原則不可
都計法施行令8-2 (用途地域指定不可地域)	-	-	-	-	農用地区域、農地/採草放牧地、特別地域/保安林等
地すべり防止区域	-	-	-	-	対策工事済みは設定可
急傾斜地崩壊危険区域	該当	-	-	-	対策工事済みは設定可
土砂災害警戒区域	-	-	該当	-	指定条件を満たさず解除となった場合は設定可
土砂災害特別警戒区域	該当	-	-	-	
津波災害警戒区域	-	-	-	-	
津波災害特別警戒区域	-	-	-	-	
浸水想定区域 (洪水・内水・高潮)	-	-	該当	-	
工業専用地域	-	-	-	-	
流通業務地区	-	-	-	-	
条例等で住宅を禁止しているエリア	-	-	-	-	特別用途地区、地区計画 等
住宅団地 (空き地が散見)	-	-	-	-	人口増は困難で将来性が低い土地
工業地域・準工業地域	-	-	-	該当	工場移転で空き地が進展している土地

出典：都市計画法、都市計画法施行令、都市再生特別措置法、都市計画運用指針（P39～41）

① 土砂災害

本市では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という）」に基づく「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」、「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」が指定されています。また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」が指定されています。

●土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び急傾斜地崩壊危険区域

都市再生特別措置法（第81条第19項）及び同法施行令（第30条）において、「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び急傾斜地崩壊危険区域は、原則として居住誘導区域に含まないこと」とされており、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び急傾斜地崩壊危険区域は居住誘導区域に含めないこととしました。

●土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

都市計画運用指針において、「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）を居住誘導区域に含めるか否かは、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し判断する」こととされています。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、避難意識の向上や災害情報の伝達、避難体制の整備、避難路の確保等、様々な災害対策の充実に努めるものの、適正な避難行動を促すうえで課題があるといえます。以上の理由から、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は居住誘導区域に含めないこととしました。

区域	指定	(参考)行為規制等	居住誘導区域設定上の取扱い (都市計画運用指針)
災害レッドゾーン	都道府県知事	・特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項) ※制限用途： 住宅(自己用除く)、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設	原則として含まないこととすべき
	国土交通大臣、農林水産大臣	・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項) ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)等	
	都道府県知事	・急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。(法第7条第1項) ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)等	
災害イエローゾーン	都道府県知事	なし	総合的に勘案し、適切で無いと判断される場合は、原則として含まないこととすべき

出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）より抜粋・追記

【急傾斜地崩壊危険区域】

用途地域内には、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている状況です。



出典：国土数値情報

図 146 急傾斜地崩壊危険区域 [用途地域]

【土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域】

用途地域内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている状況です。



出典：岐阜県（土砂災害警戒特別区域、土砂災害警戒区域）

図 147 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 [用途地域]

② 洪水浸水

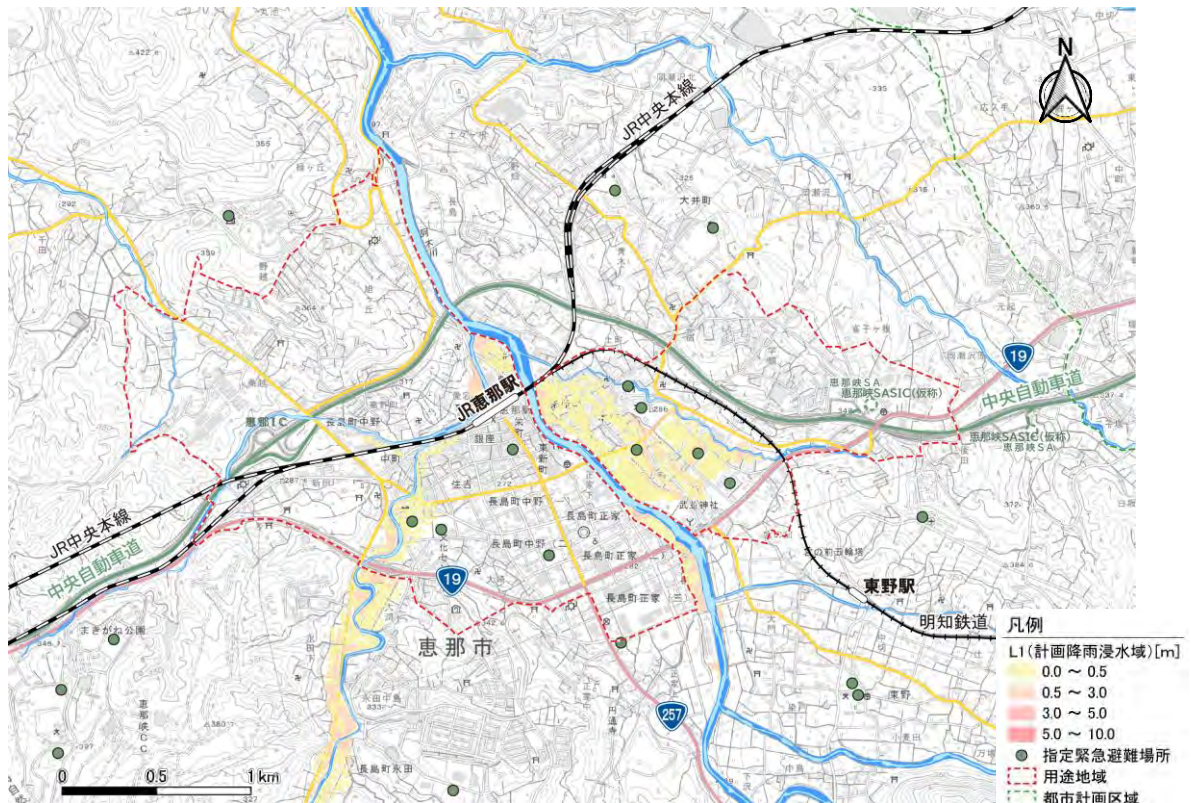
浸水想定区域は、既に市街化が進み、人口や商業・公共施設の集積がみられます。鉄道やバス路線など公共交通の結節点も浸水想定区域に含まれ、都市機能の維持や空洞化防止の観点から、居住誘導区域から浸水想定区域を除外することは現実的とは言えません。また、土砂災害と異なり浸水災害は事前避難が可能であり人的被害を回避しやすいという傾向があり、建築基準法や都市計画法上においても浸水想定区域内での住宅建築に制限はありません。

なお、市防災計画においては、L2 想定最大規模を前提に計画立案していますが、立地適正化計画では、都市の持続性や居住の利便性を重視し、現実的な居住環境の確保を目的としてL1 計画降雨を採用します。

浸水リスクに対しては、すでに堤防・排水機場などのハード整備が進んでおり一定の安全性が確保されているといえますが、避難所の配置やハザード情報の周知などのソフト面での対応を講じることで安全性を確保する方針であることなどから、L1 計画降雨を採用し、浸水想定区域を居住誘導区域に含めることとしました。

(降雨強度)

L1：洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率 1/30（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/30（3.33%））の降雨に伴う洪水により、河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

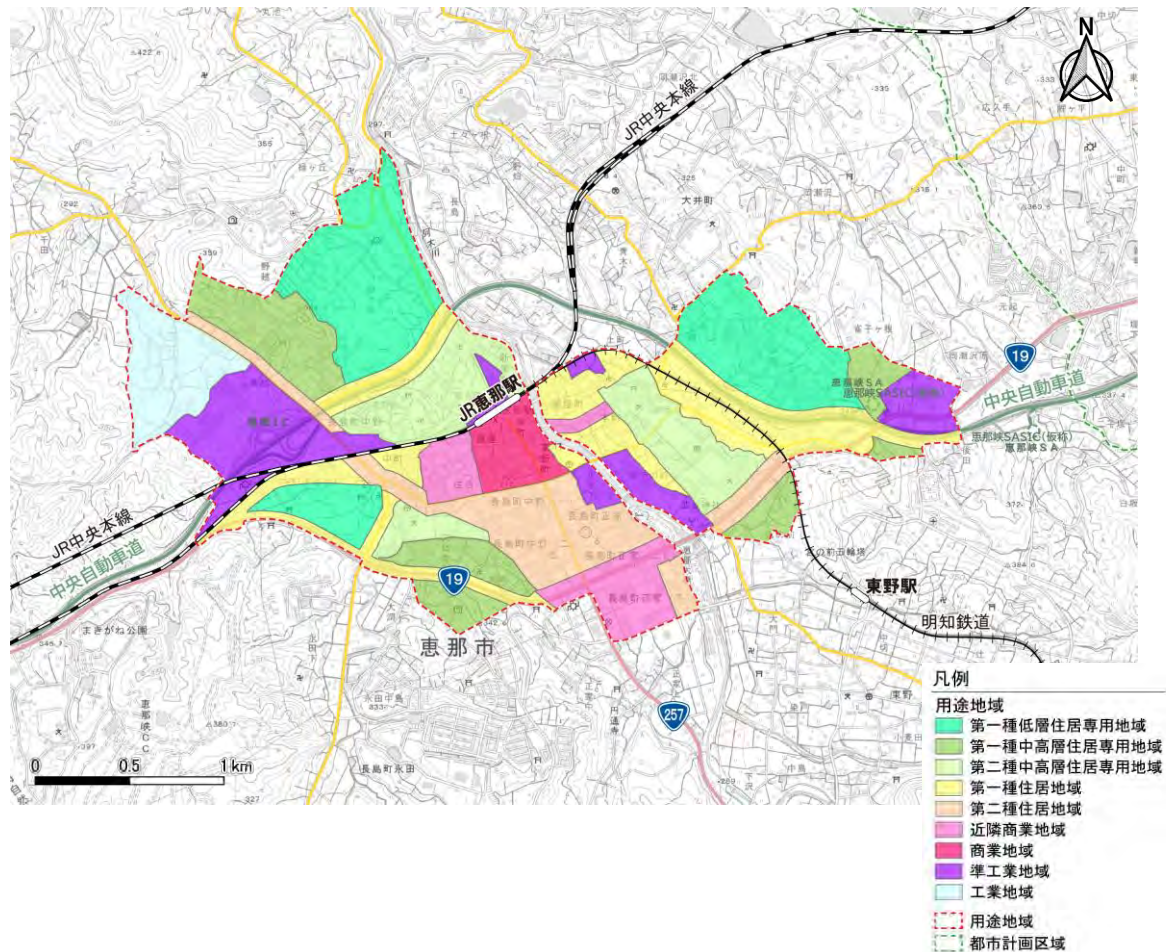


出典：岐阜県（木曾川水系阿木川、永田川、田邊川、横町川洪水浸水想定区域図（L1 計画降雨））、
恵那市 HP（避難所）

図 148 洪水浸水ハザード(L1)及び避難所の状況 [用途地域]

③ 工業地域・準工業地域

本市の用途地域は、住居系用途、商業系用途、工業系用途の指定がなされています。産業振興を図る工業系用途（工業地域及び準工業地域）は、現状で住居の立地も多くみられますが、居住誘導を促すうえで良好な居住環境は重要な要素と考えられるため、工業系用途（工業地域及び準工業地域）は居住誘導区域に含めないこととしました。



出典：国土数値情報

図 149 用途地域の指定状況

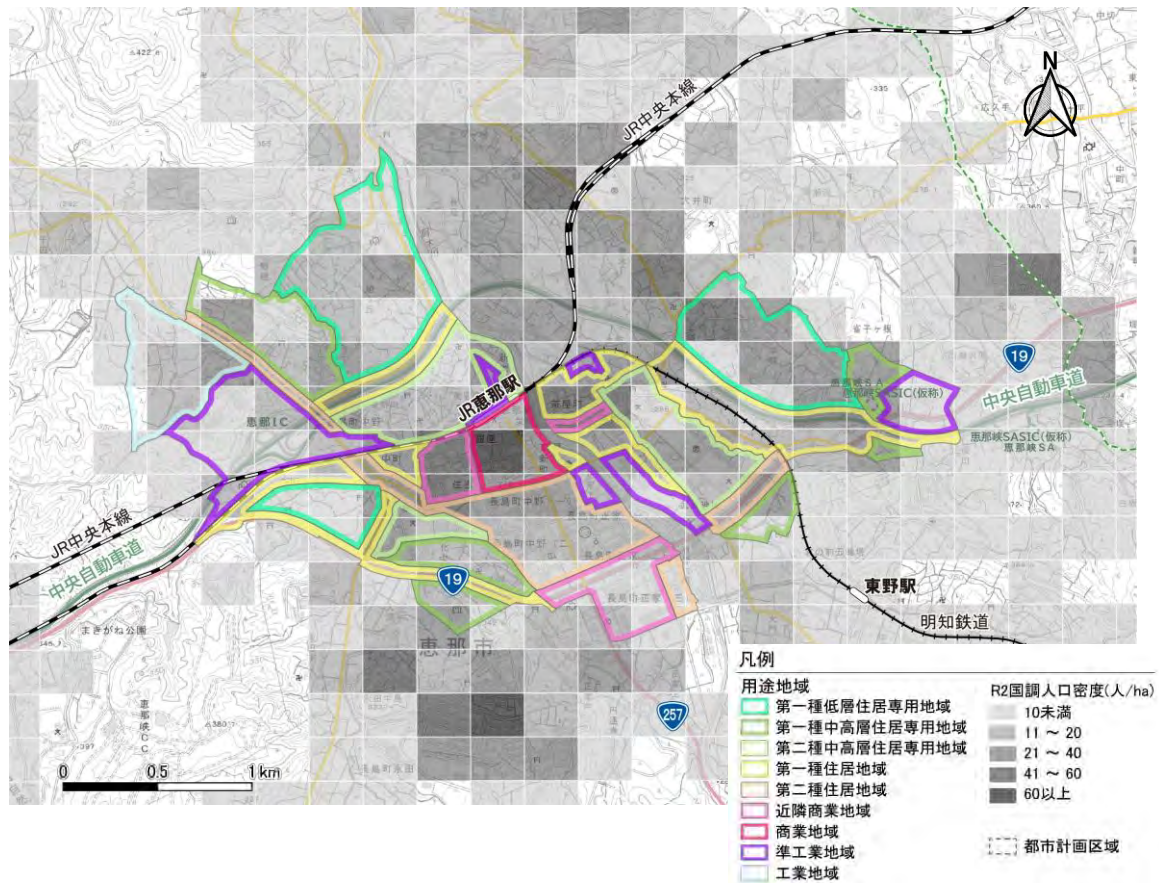
(4) 一定の人口集積がある地域

居住誘導区域内の検討にあたり、一定の人口集積がある地域を設定します。

参考値として、「都市構造の評価に関するハンドブック（H26年策定,H30年指標更新、国土交通省）」において、人口5万人未満の都市における居住を誘導する区域における人口密度の指標は18人/haです。本市の用途地域内の人口密度は、この値とほぼ同値です。

表 47 恵那市の人口密度

地域	人口密度
恵那市全域	1人/ha
用途地域内	18人/ha
地方都市(5万人未満)の 居住誘導地域	18人/ha

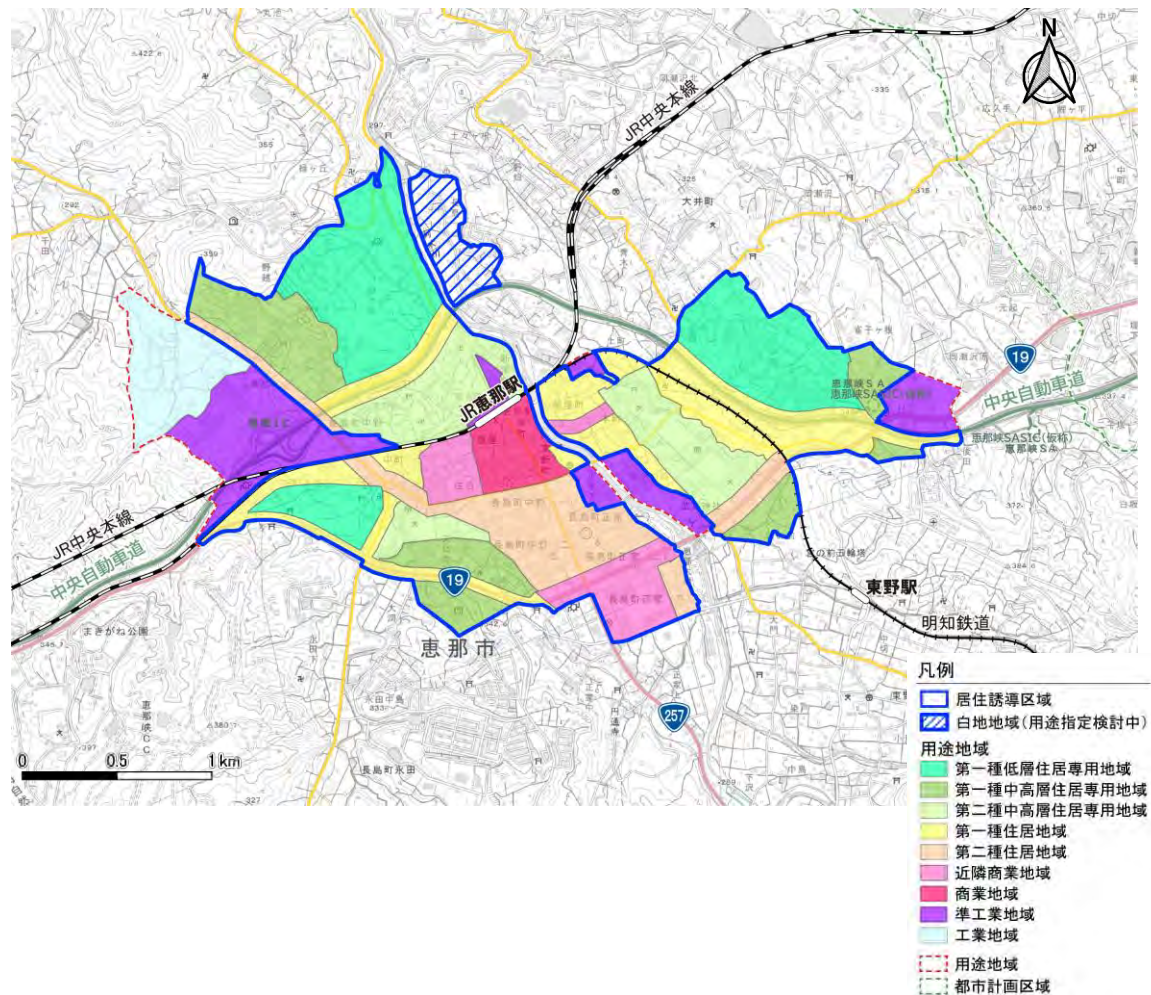


出典：250mメッシュ人口 令和2(2020)年国勢調査、国土数値情報

図 150 用途地域の人口密度

(5) 将来的な都市計画上の指定区域との整合

現在、都市計画区域内で用途地域指定がない「白地地域」のうち、将来的に良好な住環境の形成に向けて、住居系の土地利用及び住居系用途地域の指定を検討している区域は、居住誘導区域に含めることとします。



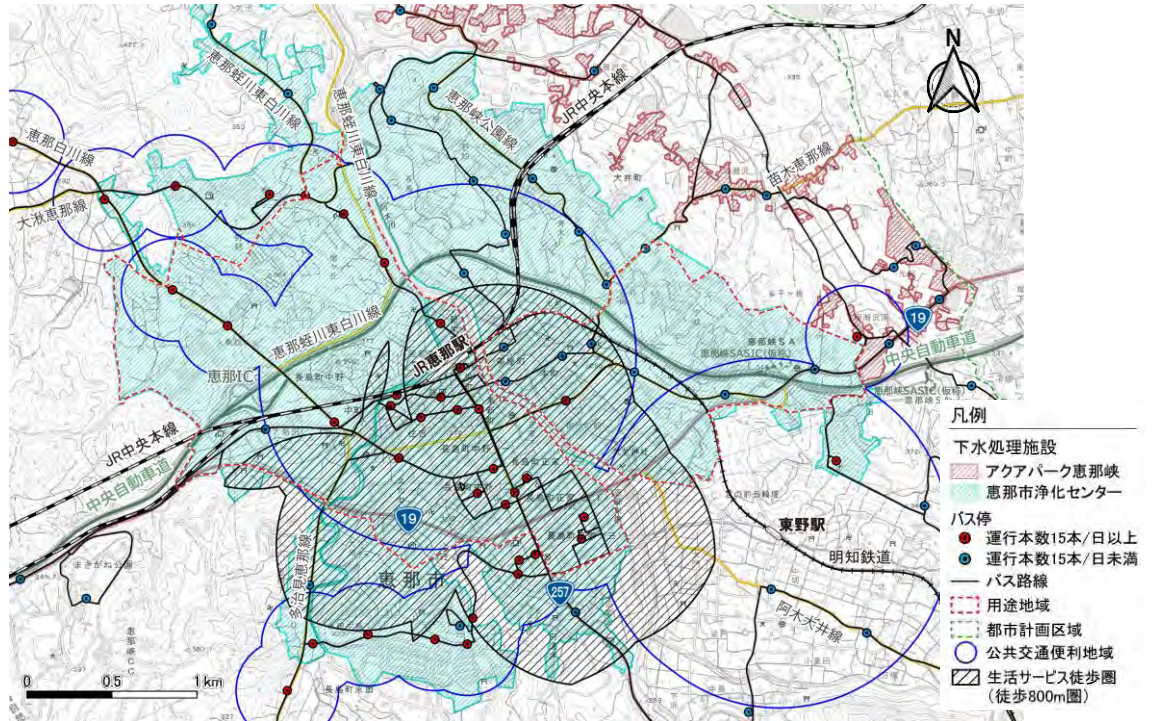
出典：国土数値情報

図 151 居住誘導区域の検討地域

3. 居住誘導区域の設定

(1) 居住誘導区域

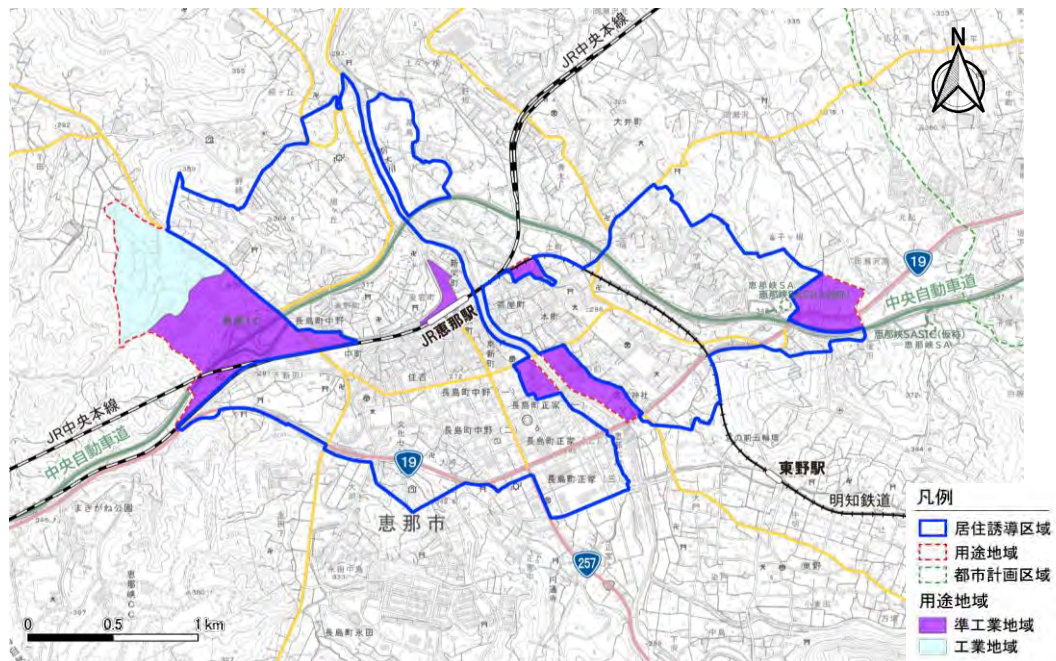
2. 居住誘導区域の検討で検討した重ね合わせ図を以下に示します。



出典：恵那市公共交通オープンデータ、国土数値情報

図 152 居住誘導区域検討の重ね合わせ図

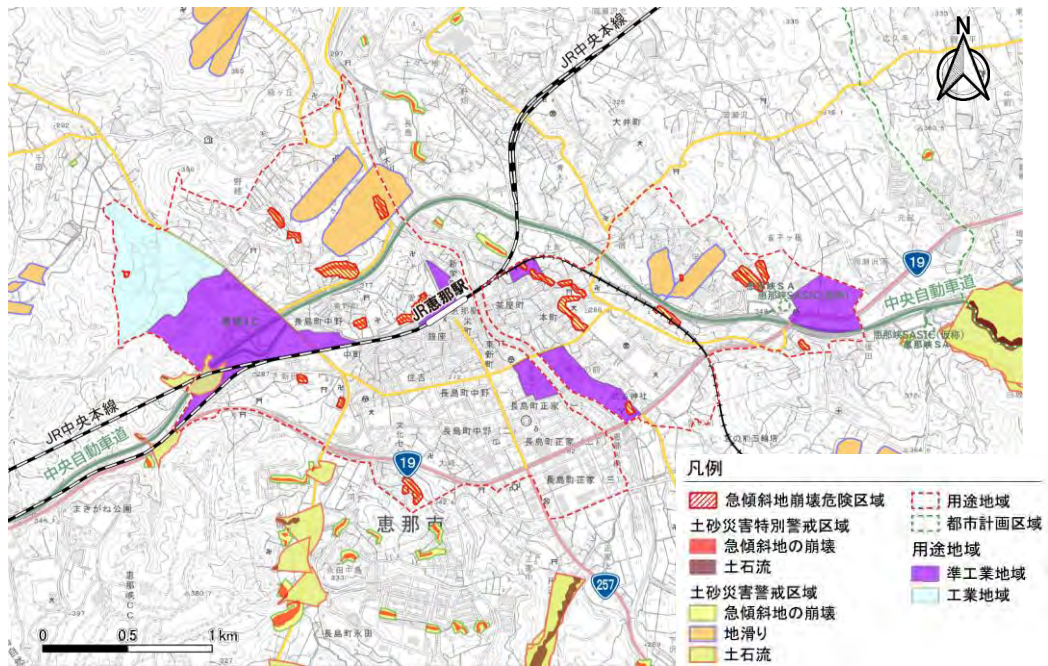
2. 居住誘導区域の検討の結果を踏まえ、用途地域を基本として居住誘導区域の候補地を設定します。



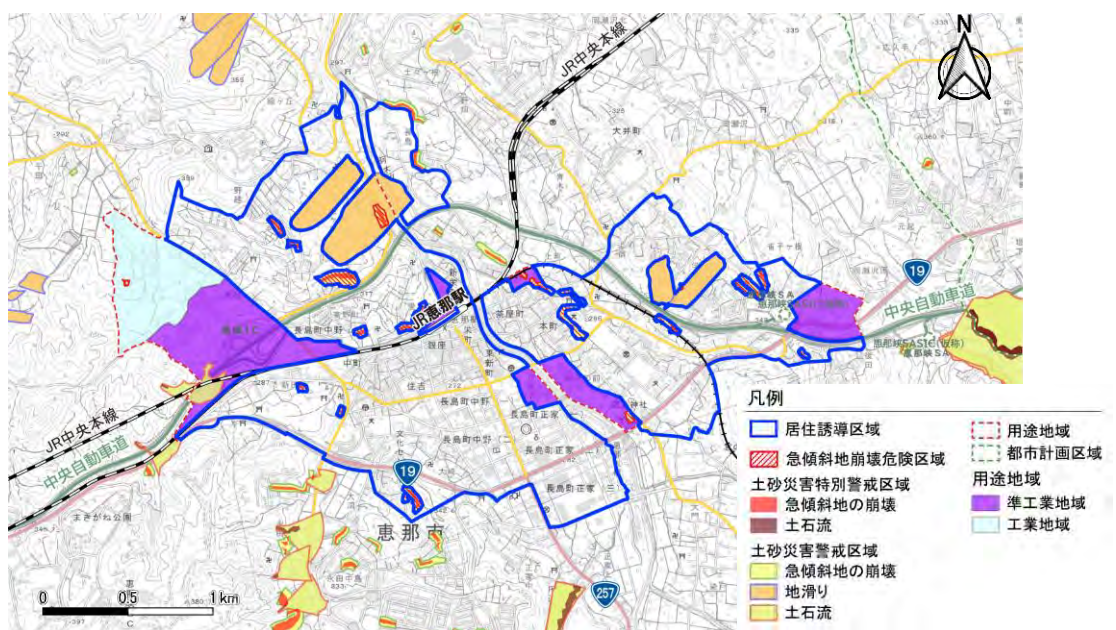
出典：国土数値情報

図 153 居住誘導区域の候補

ただし、都市計画区域のうち、以下に示す「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」、工業地域、準工業地域は居住誘導区域から除外することとします。なお、浸水想定区域については原則除外することとなっていますが、河川整備計画、ソフト対策を踏まえ、本計画においては居住誘導区域に含むこととします。また、現時点では公共交通便利地域に含まれない区域についても、現在、公共交通の充実に向けた取組を予定していることを踏まえ、本計画では居住誘導区域に含めることとします。2.居住誘導区域の検討を踏まえ、図 155 に示す区域を居住誘導区域に設定します。



出典：岐阜県（土砂災害警戒特別区域、土砂災害警戒区域）、国土数値情報
 図 154 居住誘導区域から除外する区域



出典：岐阜県（土砂災害警戒特別区域、土砂災害警戒区域）、国土数値情報
 図 155 居住誘導区域図

また、居住誘導区域について、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の表示が煩雑となるため、区域の表示は下図のとおり、除外する土砂災害と重複する箇所を表示しないこととします。

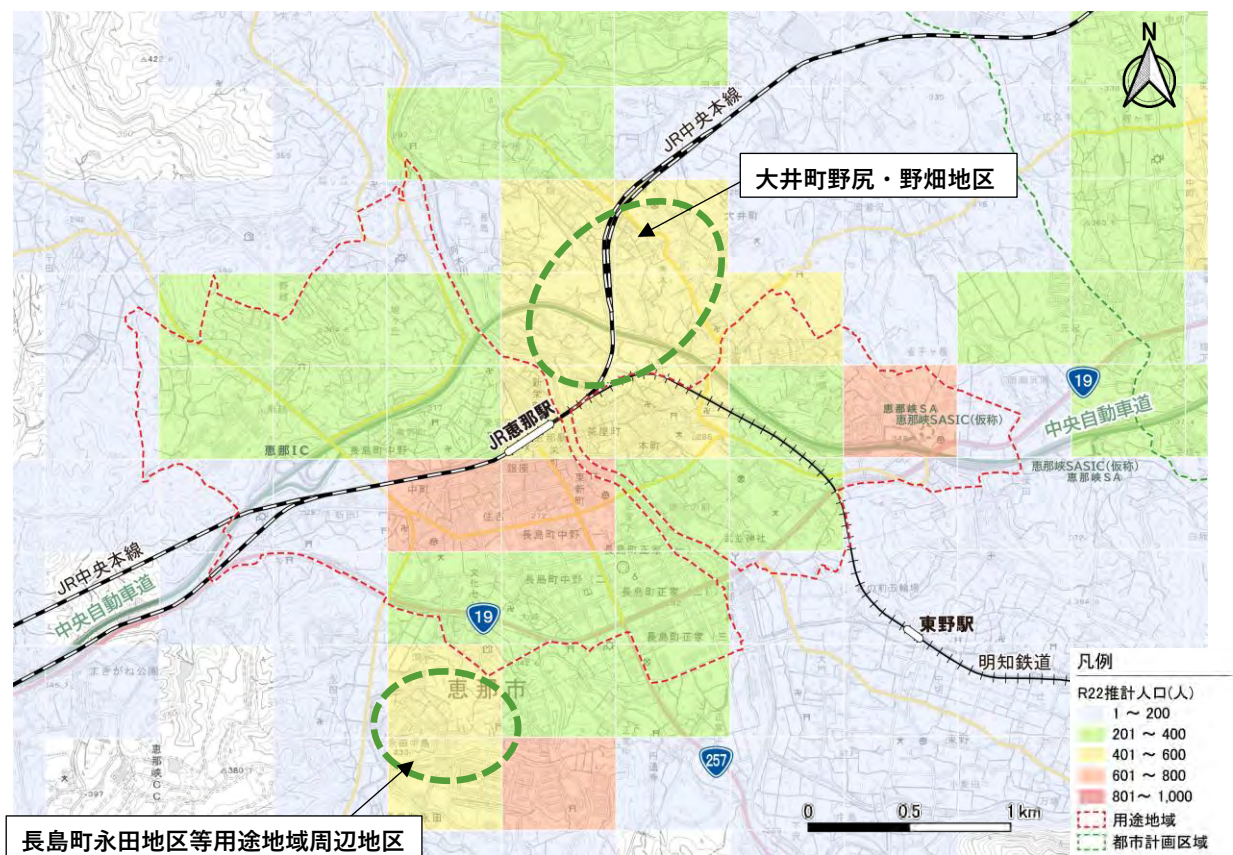


図 156 居住誘導区域（災害リスク区域との重複非表示）

(2) 居住誘導準備区域の検討

大井町野尻・野畑地区や長島町永田地区等用途地域周辺地区は、現時点で用途地域の指定がなく、本計画における居住誘導区域の設定要件を満たしていません。しかし、人口や都市機能の集積が見られ、開発行為も発生していることから、今後も一定の人口の集積が予測されます。また、公共下水道等の都市基盤が整備されており、洪水に対する危険性も低いことから居住に適した区域といえます。

以上を踏まえ、本計画では大井町野尻・野畑地区や長島町永田地区等用途地域周辺地区を「居住誘導準備区域」とし、今後、用途地域の指定等の都市計画の見直しや公共交通施策を含む関連基盤の整備状況を踏まえて、将来的に居住誘導区域への編入を検討する区域として位置付けます。以下に「居住誘導準備区域」の概ねの範囲を示します。



出典：500mメッシュ別将来推計人口（R6国政局推計）

図 157 居住誘導準備区域

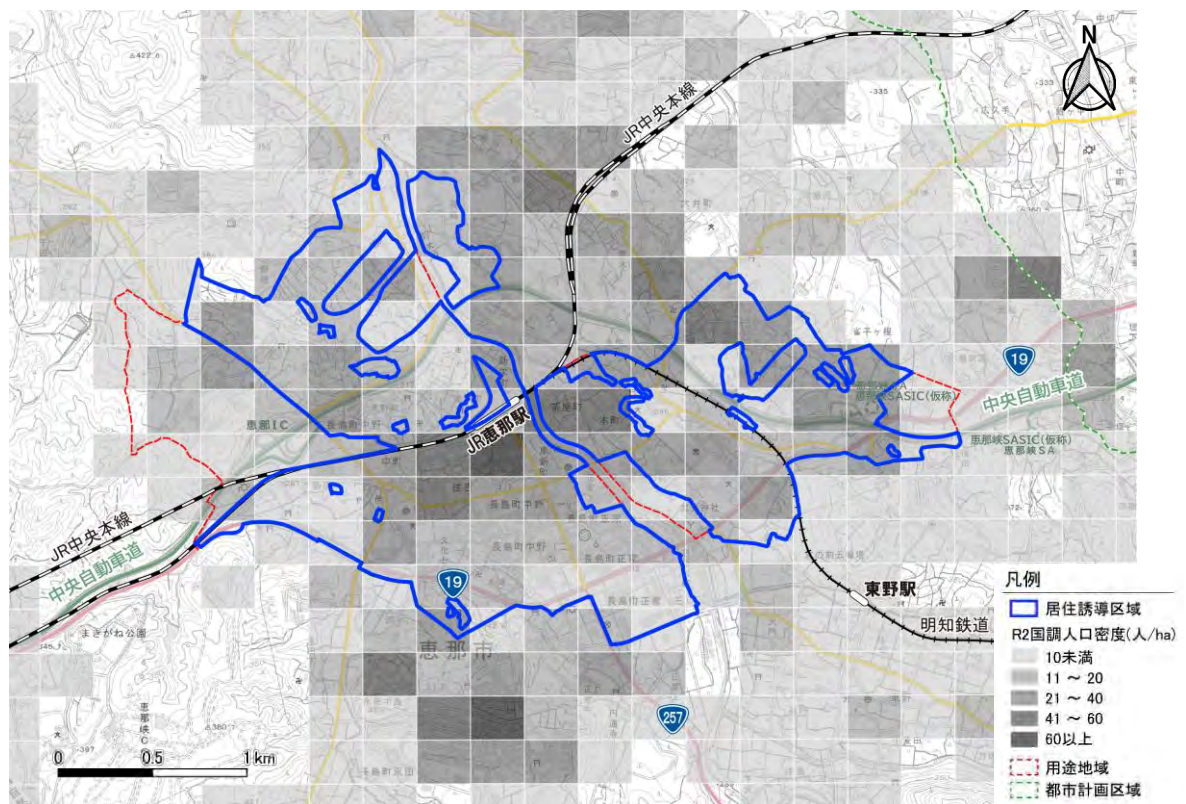
(3) 居住誘導区域の人口密度

居住誘導区域内における人口密度は以下のとおりです。

設定した居住誘導地域の人口密度は、「都市構造の評価に関するハンドブック（H26年策定、H30年指標更新、国土交通省）」の指標18人/haを満たしているといえます。

表 48 恵那市の人口密度

地域	人口密度
恵那市全域	1人/ha
用途地域	18人/ha
居住誘導区域	19人/ha
地方都市(5万人未満)の 居住誘導地域	18人/ha



出典：国土数値情報、250mメッシュ人口 令和2(2020)年国勢調査

図 158 居住誘導地域の人口密度

(4) 生活拠点となる「地域拠点」

本市は目指すまちの将来像の実現に向け、JR 恵那駅、市役所、国道 19 号付近を商業施設などの都市機能を集積させ、本市全体の中心的な役割を果たす「中心拠点」、主要駅や合併前の旧役場（現振興事務所を含む）が位置する中心拠点の周辺の区域及び、従来から生活の拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域周辺の区域を「地域拠点」（11 箇所）として設定し、道路や鉄道・バスなど、市内の拠点同士、市内と市外の広域的な連携・交流の軸となる交通ネットワークの構築を推進します。

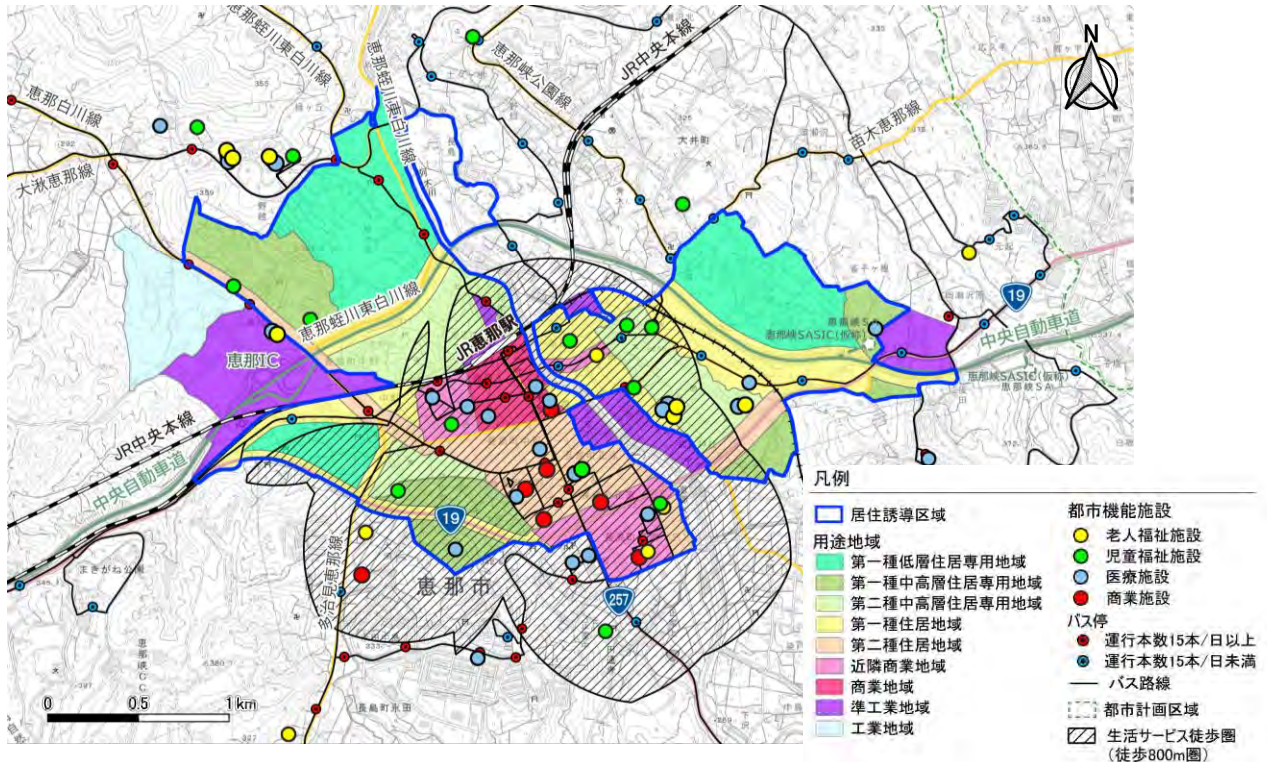
地域拠点には、都市機能誘導区域や居住誘導区域を指定しませんが、拠点となる駅、公共施設、生活サービス施設等について公共交通をメインとする交通ネットワークで結ぶことで、生活利便性の向上や市民生活の質の向上を図ります。



図 159 地域拠点のイメージ図

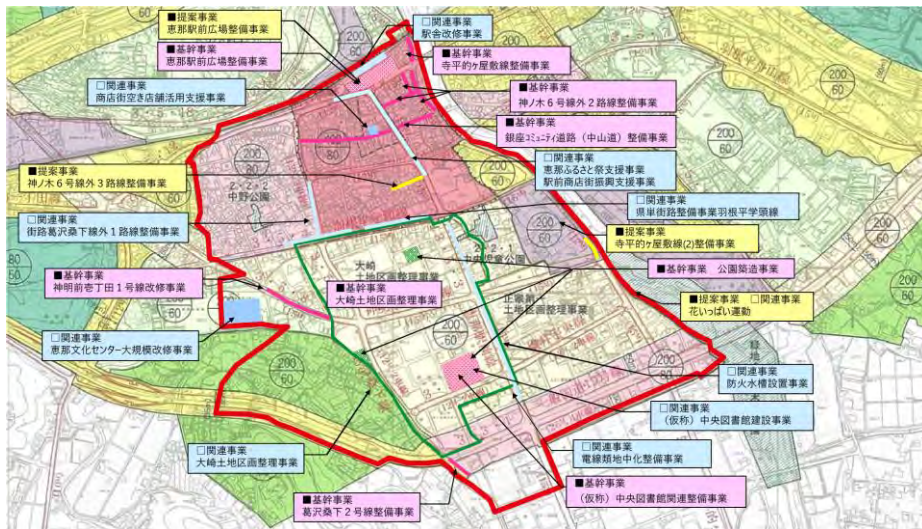
4. 都市機能誘導区域の検討

用途地域内において JR 恵那駅を中心とする中心市街地は、交通・生活・文化・商業などの機能が集積しており、生活サービス施設への徒歩圏（800m）は JR 恵那駅南側の商業地域等を包含しています。平成 21 年度には、都市再生整備計画で定める「恵那中央地区」においてに図 161 に示す各種事業が完了しました。



出典：岐阜県大規模小売店舗立地法届出状況、iタウンページ、介護サービス情報公表システム、
恵那市公共交通オープンデータ、国土数値情報

図 160 生活サービス徒歩圏 [用途地域]



出典：恵那市 HP（都市再生整備計画(恵那中央地区)事後評価報告書）

図 161 恵那中央地区完了事業

5. 都市機能誘導区域の設定

用途地域のうち、商業系地域と住居系の中でも店舗・事務所・中規模商業施設も許容される第二種住居地域に指定されている地域を中心に、下図のとおり都市機能誘導区域を設定しました。

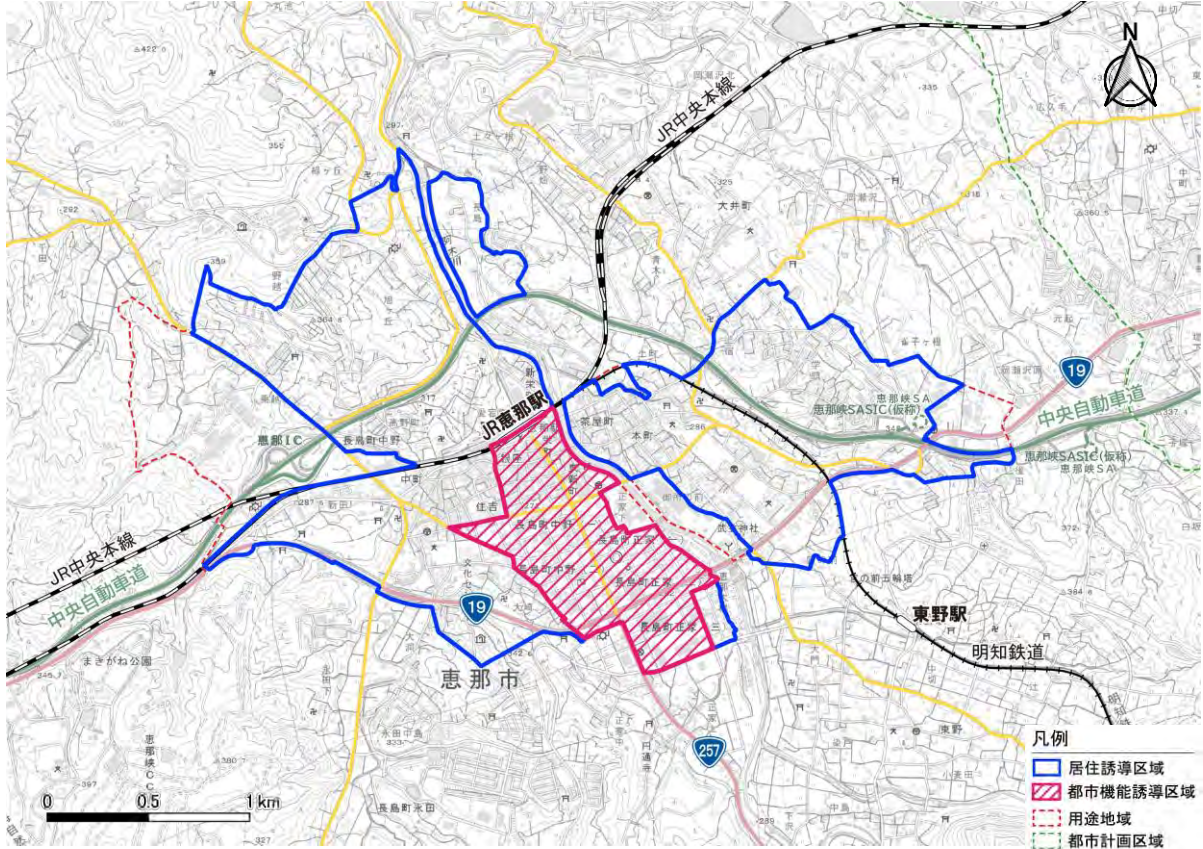


図 162 都市機能誘導区域



第5章 誘導施設及び誘導施策と 届出制度

第5章 誘導施設及び誘導施策と届出制度

1. 誘導施設の設定

(1) 誘導施設の考え方

都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設として「誘導施設」を設定します。立地適正化計画における誘導施設は、以下のように定められています。

●基本的な考え方

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

●誘導施設の設定

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
 - ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
 - ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
 - ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設
- などを定めることが考えられる。

出典：第13版都市計画運用指針（令和7(2025)年3月 国土交通省）

(2) 誘導施設の設定方針

誘導施設は、都市機能誘導区域に立地すべき施設を設定するものです。

本市が目指す都市構造である「拠点ネットワーク型都市構造」の実現のためには、中心拠点はもとより地域拠点においても必要な施設（機能）を維持する必要があります。

以下の方針で、誘導施設を設定します。

- 1) 中心拠点及び各地域拠点における各施設の立地状況を整理する。
- 2) 地域拠点の生活維持に必要であり、都市機能誘導区域（中心拠点）に積極的に誘導すべきでない施設は誘導施設に設定しない。
- 3) 都市機能誘導区域（中心拠点）への誘導を検討する施設を誘導施設とする。

誘導施設として検討するもののうち、本計画で対象とする施設及びその理由を次表に示します。

表 49 誘導施設の設定理由

施設区分	種別	誘導施設	理由
行政施設	市役所	●	手続き等で市民の皆さんが日常的に訪れる場所あるとともに、災害時の拠点としての役割も持つ重要な施設であるため、誘導施設に位置づけます。
	地区事務所		地域拠点において手続き等で市民の皆さんが日常的に訪れる施設であるため、誘導施設に位置づけません。
教育文化施設	図書館	●	広域からの利用が見込まれる施設であり、交通アクセスに優れた中心市街地への立地が望ましいため、誘導施設に位置づけます。
	文化会館・美術館等	●	芸術・文化に触れる機会を提供するとともに人々の交流を促し、中心市街地に賑わいをもたらす施設であるため、誘導施設に位置づけます。
	コミュニティセンター（公民館）		市民の皆さんの活動や交流の場としての役割を持ち、中心拠点のみならず地域拠点においても必要となる施設であるため、誘導施設に位置づけません。
	小・中学校		学校教育の場であるとともに、中心拠点のみならず地域拠点においても必要となる施設であるため、誘導施設に位置づけません。
観光施設	観光交流センター	●	地域の魅力を発信し、人々の交流を促進する観光交流センターは、都市のブランド向上や地域活性化において重要な施設であり、交通アクセスに優れた中心市街地への立地が望ましいため、誘導施設に位置づけます。
商業施設	大規模小売店舗	●	集客力の高い大規模小売店舗は、買い物利便の向上と中心市街地への人の流れを生み出し、まちのにぎわいや経済活性化に貢献することから、誘導施設に位置づけます。
	食品スーパー	●	日常的な買い物の場として市民の皆さんの生活を支える施設であり、地域拠点においても必要となる施設ですが、交通アクセスに優れた中心市街地への立地が望ましいため、誘導施設に位置づけます。
	コンビニエンスストア		日常的に多く利用され、住宅地や幹線道路沿い等に分散して配置されることで、生活圏全体の利便性を高める役割を果たすものであるため、誘導施設に位置づけません。
金融施設	銀行・信用金庫	●	日常的に多くの利用が見込まれる施設であり、交通アクセスに優れた中心市街地への立地が望ましいため、誘導施設に位置づけます。
医療施設	病院・診療所		市民の皆さんがかかりつけ医として利用する等、中心拠点のみならず地域拠点においても必要となる施設であるため、誘導施設に位置づけません。また、機能によっては緊急時や速達性を重視したアクセス性が求められ、必ずしも中心市街地への立地が適しているとは言えないため、規模や機能を定めた誘導施設の位置づけも行いません。
福祉施設	福祉センター	●	高齢者や障害のある方をはじめとする多様な住民の支援と交流の拠点となる施設であり、交通アクセスに優れた中心市街地への立地が望ましいため、誘導施設に位置づけます。
	保健センター		市民の皆さんの日常生活を支える施設として、中心拠点のみならず地域拠点においても必要となるため、誘導施設に位置づけません。
	関連サービス		
	高齢者福祉事務所（訪問・通所系）		
	高齢者福祉事務所（小規模多機能型居宅介護）		
	高齢者向け住宅		
	障がい者福祉施設		
子育て支援施設	子育て支援センター・ひろば	●	
	児童館・児童センター	●	子どもの健やかな成長を支えるとともに、世代を超えた交流の場として機能し、中心市街地のにぎわいと魅力の創出に寄与する施設であるため、誘導施設として位置づけます。
	こども園等		子どもの成長と保護者の生活を支えるこども園等は、中心拠点のみならず地域拠点においても必要となる施設であるため、誘導施設に位置づけません。

凡例：●…本計画で対象とする誘導施設

医療施設については、国からの移譲された市立恵那病院が既に郊外で地域医療の中核として定着しており新たな誘導の必要性が低いこと、機能によっては緊急時の速達性や車両での広域的アクセスが重視され必ずしも中心市街地への立地が適しているとは言えないこと、医療需要が市全域に分散していること、新設よりも既存医療機関の維持・連携によって機能確保を図る方が適切と考えられることなどから、規模や病床数による都市機能誘導区域への集約が地域医療の柔軟性や利便性を損なうおそれがあると考え、一律で誘導施設に位置づけないこととします。

(3) 誘導施設

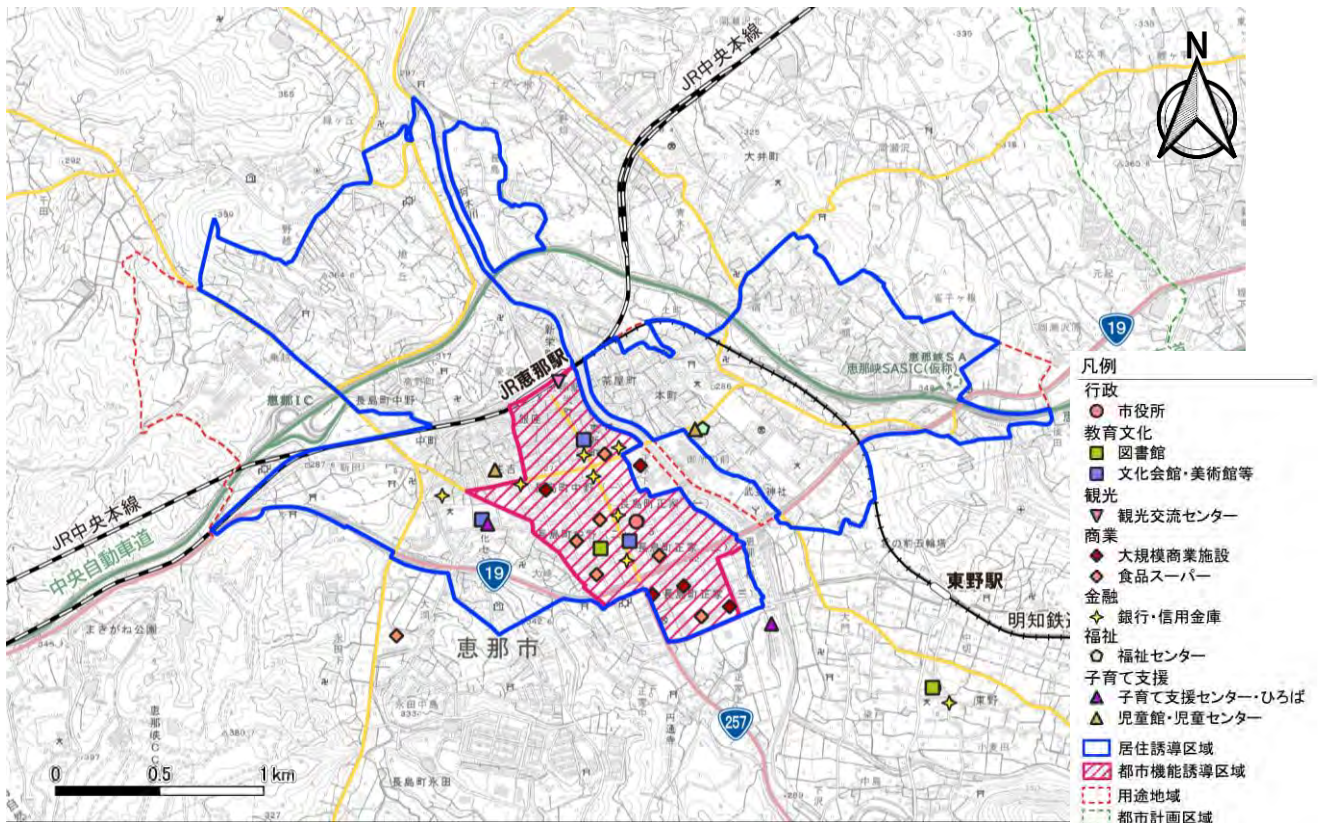
誘導施設と誘致の方針、中心拠点における各施設の立地状況を以下に示します。

表 50 誘導施設の誘致方針、立地状況一覧

誘導施設		誘致の方針	立地状況	
大分類	中分類		都市機能誘導区域	施設数
行政	市役所	○	●	3
教育文化	図書館	○	●	1
	文化会館・美術館等	○	●	2
観光	観光交流センター	◎	●	1
商業	大規模小売店舗	○	●	8
	食品スーパー	○	●	2
金融	銀行・信用金庫	○	●	6
福祉	福祉センター	□		
子育て支援	子育て支援センター・ひろば	□		
	児童館・児童センター	□		

【誘致の方針の凡例】

- ：都市機能誘導区域に現在立地 →現在の機能を維持
- ◎：都市機能誘導区域に現在立地 →現在の機能をさらに充実
- ：都市機能誘導区域外に現在立地→現在の機能を維持しつつ、建て替え・新設のタイミングで都市機能誘導区域内に誘導



出典：岐阜県大規模小売店舗立地法届出状況、iタウンページ、介護サービス情報公表システム、国土数値情報

図 163 中心拠点及びその周辺における誘導施設立地状況

(4) 誘導施設の定義

誘導施設は、以下の定義に基づく施設とします。

表 51 誘導施設の定義

施設区分	種別	該当施設
行政施設	市役所・地区事務所	地方自治法第4条第1項に規定する施設
教育文化施設	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館相当施設
	文化会館・美術館等	博物館法第2条第1項、第29条に規定する施設 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に規定する施設
観光施設	観光交流センター	観光や恵那市情報の発信拠点
商業施設	大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する面積1000m ² 以上の店舗
	食品スーパー	上記以外で、生鮮食品（3品（青果、精肉、鮮魚）すべて）を取り扱う店舗
金融施設	銀行・信用金庫	銀行法第2条に規定する銀行、信用金庫法に基づく信用金庫、日本郵便株式会社法第4条に規定する郵便局 等
福祉施設	福祉センター	恵那市福祉センター条例第2条に規定する福祉センター 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター施設
子育て支援施設	子育て支援センター・ひろば	子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳児幼児又はその保護者が相互の交流を行う場所を提供する施設
	児童館・児童センター	児童福祉法第40条に規定する児童館、児童センター等施設

2. 誘導施策の体系

本市が目指す「拠点ネットワーク型都市構造」の実現に向けて、都市機能誘導区域と居住誘導区域において以下のような誘導施策に取り組み、都市機能の維持・誘導と人口の誘導を図ります。

また、拠点間や拠点内のネットワーク形成の観点から、公共交通の利便性向上のための施策にも取り組むほか、必要な施策を適宜検討して実施します。

表 52 誘導施策の体系(1)

区分	施策	中心拠点	地域拠点
【都市機能誘導区域】 都市機能を維持・誘導するための施策	1-1 空き店舗・空き家有効活用促進事業	●	●
	1-2 事業拡大支援事業	●	●
	1-3 届出制度の運用	●	●
【居住誘導区域】 居住を誘導するための施策	2-1 住宅団地開発支援事業奨励金	●	●
	2-2 民間分譲住宅地開発支援事業補助金	●	●
	2-3 移住定住推進事業	●	●
	2-4 届出制度の運用	●	●
	2-5 都市計画道路の整備	●	●
	2-6 用途地域等の見直し	●	●
	2-7 土地区画整理事業の支援	●	
公共交通の利便性向上のための施策	3-1 公共交通を「活用」する市民の意識づくり	●	●
	3-2 公共交通を「支える」市民の活動促進	●	●
	3-3 運転手確保に向けた取り組み	●	●
	3-4 地域全体の総合的な公共交通ネットワークの形成	●	●
	3-5 快適な公共交通利用環境の整備	●	●
	3-6 関係者との連携強化	●	●
	3-7 当地域に適した MaaS の実現	●	●
	3-8 新たな技術を活用した付加価値の向上	●	●
	3-9 バリアフリー化を通じたサービスアップ（現状維持から発展へ）	●	●
	3-10 観光列車の推進	●	●

表 53 誘導施策の体系(2)

区分	施策	中心拠点	地域拠点
今後検討が必要な施策	4-1 公共施設の集約・適正配置	●	●
	4-2 都市計画区域外における都市機能・居住の集約		●
	4-3 誘導施設の立地助成	●	●
	4-4 市街地再開発事業の検討	●	
	4-5 市営住宅の利活用	●	●
	4-6 空家解体補助事業の拡充	●	●
	4-7 地区計画制度等の運用	●	●
	4-8 都市計画道路の見直し	●	●

3. 誘導施策

(1) 都市機能を維持・誘導するための施策

都市機能誘導区域内において、商業機能など生活サービス施設を将来にわたって維持・充足させるため、以下の施策を実施します。

1-1 空き店舗・空き家有効活用促進事業

既存の起業支援事業、事業拡大支援事業、新事業チャレンジ応援業務等支援メニューにおいて、空き店舗や空き家を活用する場合、上乗せ補助を行います。

1-2 事業拡大支援事業

事業活動を拡大するための、店舗の増設、空き店舗の活用にかかる、工事費、設備費、システム購入費、外注費等の一部を補助します。

1-3 届出制度の運用

都市機能誘導区域外における誘導施設の開発・整備や都市機能誘導区域内における誘導施設を休廃止する場合について、都市再生特別措置法第108条、108条の2に基づき届出制度を運用することで区域内外の動きを把握し、都市機能誘導区域内への誘導施設の立地を促します。

(2) 居住を誘導するための施策

住宅開発や移住、住環境整備に関する施策を実施し、生活利便性の高い居住誘導区域への誘導を図ります。

2-1 住宅団地開発支援事業奨励金

一定規模の宅地開発を促進するため、住宅用地開発事業における道路や上下水道、排水路調整池等公共施設の整備に要した費用に対して奨励金を交付します。

今後、都市機能の集約化及び居住環境の質的向上を図る観点から、制度の見直しを行う予定です。

2-2 民間分譲住宅地開発支援事業補助金

安心して住み続けられる住宅地開発を促進するため、民間事業者が実施する分譲住宅地開発の公共施設の整備に要した費用に対して補助金を交付します。

今後、都市機能の集約化及び居住環境の質的向上を図る観点から、制度の見直しを行う予定です。

2-3 移住定住推進事業

岐阜県外に居住されている方が本市へ来訪し、宿泊を伴う移住準備活動を行った場合に宿泊費と交通費用の一部を補助します。

2.4 届出制度の運用

居住誘導区域外における一定規模以上の住宅開発や建築行為に対し、都市再生特別措置法第88条に基づいた届出制度を運用して区域外の開発の動きを把握します。区域外での動きに対し、開発事業者等に誘導施策等の情報提供を行うことで、居住誘導区域内への住宅の立地を促します。

2.5 都市計画道路の整備

居住誘導区域内の利便性向上のため、都市計画道路の整備を推進します。歩行者等空間の確保にも配慮し、安全・安心・快適な生活環境の形成を目指します。

2.6 用途地域等の見直し

周辺のインフラ整備や住宅等の建築動向を踏まえ用途地域等を見直し、適切な土地利用を通じて住宅整備や生活サービス施設の立地を促進し、計画的な居住環境の形成を進めます。

2.7 土地区画整理事業の支援

居住誘導区域における住環境の質的向上を図るため、土地区画整理事業を活用し、都市基盤の整備と適切な土地利用の促進を支援します。特に、用途地域の指定はありませんが、居住誘導区域に含めている大井長島地区では、道路・公園などの都市施設の整備とともに、住宅地としての環境改善を図ること目的とした土地区画整理事業の具体的な検討が進められています。

2.8 国の補助制度の活用による整備支援

都市機能誘導区域及び居住誘導区域における都市機能の集約・整備を効果的に進めるため、国の補助制度の活用を積極的に検討します。具体的には、土地区画整理事業や関連する道路・公園整備事業に加え、都市計画道路の整備や公共施設の集約・再配置などの取り組みに対して、都市再生整備計画関連事業等の補助制度を活用することで、財政的支援を受けながら事業の推進力を高めていきます。

(3) 公共交通の利便性向上のための施策

持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの構築に取り組み、中心-地域拠点間や拠点内のネットワーク形成を進めます。

3.1 公共交通を「活用」する市民の意識づくり

明知鉄道の観光列車や関連イベントに市民が積極的に関わることを通じて、市民が公共交通を身近に感じる取り組みを進めます。こうした活動を広げることで公共交通の利用促進だけでなく、地域の財産として活用する意識を高め、持続可能な利用環境を整えていきます。

また、拠点となる駅については、人が集まり活動する場（交通結節点）として活用が図られるような整備を進めていきます。

3.2 公共交通を「支える」市民の活動促進

地域住民や関係者が主体となって公共交通を支える仕組みを整えます。明知鉄道が有する歴史や文化など多様な価値を発信する取組、駅や沿線環境の整備、応援定期券

などによる収入源の拡大、そして高齢者・学生・通勤者など世代ごとに利用を促すモビリティマネジメントを推進し、地域住民と事業者が協働し、公共交通を持続的に支える活動を進めます。

3.3 運転手確保に向けた取り組み

地域公共交通の持続性のため、広く運転手人材を確保する取り組みを進めます。鉄道、バス、交通空白地の有償輸送など地域の実情にあった内容で雇用・地域貢献できる体制整備を進めるとともに、運転資格の取得を支援するための奨励策について検討します。

現在、運転手の確保は喫緊の課題であり、困難な状況に陥ることを未然に防ぐことが理想ではありますが、すでに維持が困難な状況が現実的となっていることから、今後のさらなる悪化に備え、速やかに対応できる体制の構築が求められています。そのため、鉄軌道・路線バス等の維持が困難となった場合に活用可能な国の補助制度「地域旅客運送サービス継続事業」等についても、活用の可能性を含めて検討を進めます。

3.4 地域全体の総合的な公共交通ネットワークの形成

鉄道・路線バス・デマンド交通などを組み合わせた「地域公共交通ネットワーク」を構築します。特に、主要拠点間の接続強化や乗継利便性の向上を図るとともに、将来的には地域公共交通計画に基づく再編・最適化を実施します。

これらの取り組みを推進するにあたり、国の補助制度である「地域公共交通利便増進事業」等の活用についても検討を進め、地域の実情に応じた利便性向上策の具体化を図ります。

3.5 快適な公共交通利用環境の整備

安全で快適に利用できる交通環境を確保することを目的に、明知鉄道における老朽化施設の改修・更新、バス車両更新など運行環境を整備します。また、パークアンドライドやサイクルトレインの推進、鉄道・バス共通の一日乗車券の発売により利便性を向上させ、公共交通の利用促進を図ります。

3.6 関係者との連携強化

恵那峡線・大井町東線・大井町西線・明智線などのバス路線の改善や利用促進を、隣接自治体や岐阜県、バス事業者と連携して進め、広域的な公共交通の利便性を高めます。

3.7 当地域に適した MaaS の実現

スマートフォンアプリによるルート検索・予約・決済の一体化など、地域の実情に応じた MaaS (Mobility as a Service) の導入に取り組みます。将来的には高齢者や観光客も含めた利便性向上を目指します。

3.8 新たな技術を活用した付加価値の向上

自動運転は、交通事故削減、公共交通の維持・改善、運転手不足解消に貢献し、移動空間の価値向上や地域の活性化につながります。EV 車両の導入推進と合わせ、持

続可能な地域のモビリティ確保に向けた検討を進めます。

3-9 バリアフリー化を通じたサービスアップ（現状維持から発展へ）

恵那駅や明智駅をはじめとした駅舎・施設の段差解消などバリアフリー化、高齢者の介助や観光客への案内を担う「ボランティア車掌」の創設、駅やバス停、公共交通マップの英語表記などインバウンド対応を行い、誰もが利用しやすい公共交通環境を実現します。

3-10 観光列車の推進

明知鉄道の観光列車の更なる質の向上を目指し、企画・イベントの充実、町内会や高齢者団体などに対する周知で観光列車を利用してもらうよう働きかけます。

(4) 今後検討が必要な施策

上記とあわせ、下記の施策・取組についても導入を段階的に検討し、都市機能及び居住機能の誘導を図り、立地適正化計画の実行性を高めていきます。

4-1 公共施設の集約・適正配置及び機能の複合化

都市機能誘導区域への都市機能の集約を図るため、都市機能誘導区域外に立地する公共施設について、都市機能誘導区域内への集約・適正配置を推進します。特に、福祉センターについては、都市機能誘導区域内への適正な配置を検討するとともに、子育て支援施設等他の公共施設との機能集約や複合化を進めることで、施設の利便性と効率性の向上を図ります。具体的には、文化・交流機能の高度化による中心拠点における賑わい創出のため、福祉センターと併せて広域交流及び賑わいの創出に資する規模・機能を備える多目的ホール等の配置を検討します。

4-2 都市計画区域外における都市機能・居住の集約

都市計画区域以外の地域拠点においても、都市機能・居住を維持・集約させるため、移住定住促進策や生活サービス施設の立地促進策等の実施・導入を検討します。

4-3 誘導施設の立地助成

都市機能誘導区域への生活サービス施設の立地を促すため、誘導施設の整備に対する補助・助成制度の導入を検討します。

4-4 市街地再開発事業の検討

中心市街地及び JR 恵那駅周辺において、市街地再開発事業による土地の高度利用を検討します。加えて、歩行者中心の「ウォークブル」な空間整備や公共空間の利活用など、市街地活性化の取り組みについても検討します。

将来的には、都市構造再編集中支援事業などの国の補助制度の活用も視野に入れ、計画の見直し時に事業内容を具体的に位置づけることを検討しています。

4-5 市営住宅の利活用

市営住宅の集約・再編や、地域ニーズに対応した利活用方策（例：子育て世帯・高齢者向け改修）など、機能更新の方向性を整理します。

4-6 空家解体補助事業の拡充

適正管理が困難な空家に対する解体費補助のあり方として、補助額の割増し等を検討し、積極的な除却を促します。

4-7 地区計画制度等の運用

地域特性に応じた土地利用誘導のため、地区計画や景観計画等の制度を活用し、良好な居住・商業環境の維持を図ります。

4-8 都市計画道路の見直し

未整備の都市計画道路について、計画の必要性や優先順位を精査し、地域交通ネットワークに応じた見直しを検討します。

4.届出制度

住宅や誘導施設の整備動向を把握するため、都市再生特別措置法第88条又は第108条の規定に基づき、都市機能誘導区域内外と居住誘導区域外において届出制度を運用します。詳細は「市ホームページ」をご確認ください。

(1) 都市機能誘導区域に関する届出

都市機能誘導区域外において誘導施設の整備を行う場合または都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合は、その行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要になります。(都市再生特別措置法第108条、108条の2)。

① 届出の対象となる行為

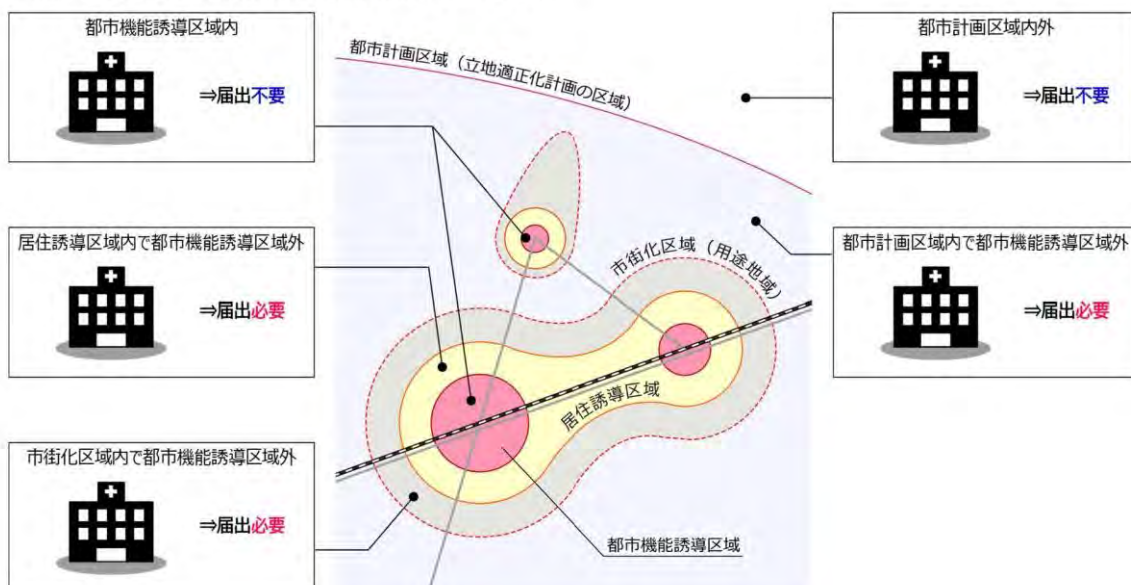
【都市機能誘導区域外】

開発行為	建築等行為
<ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 	<ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

【都市機能誘導区域内】

<ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

■ 届出の対象例（病院を誘導施設としている場合）



出典：立地適正化計画の手引き【基本編】(令和7(2025)年4月 国土交通省)

図 164 都市機能誘導のための届出制度イメージ

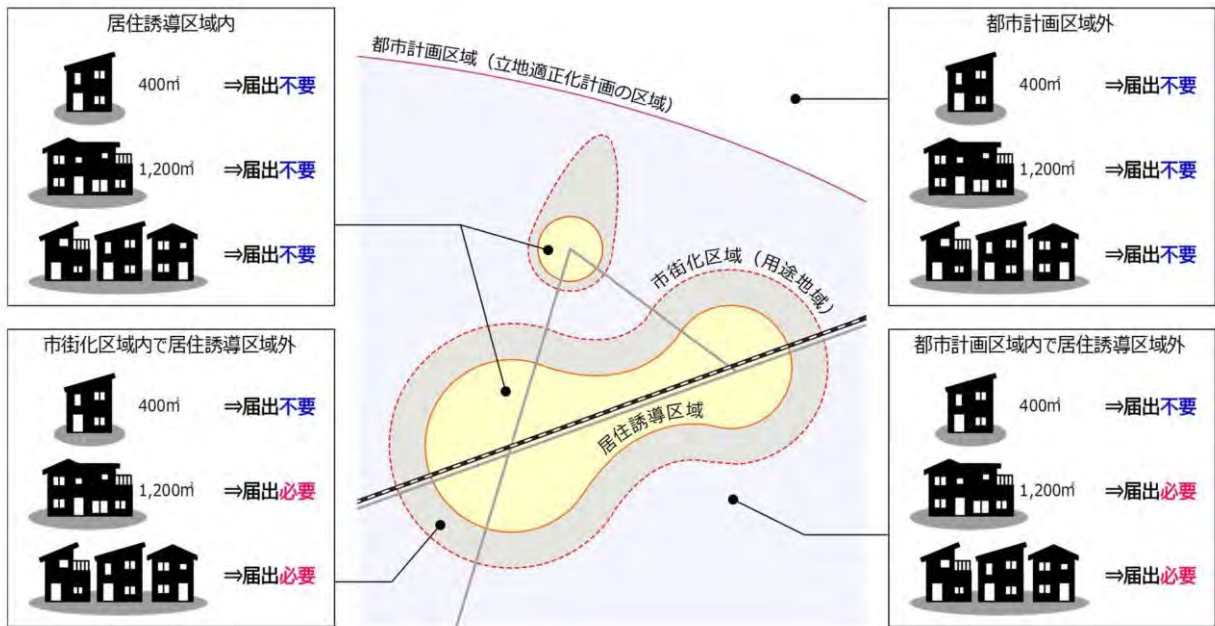
(2) 居住誘導区域に関する届出

居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅等を建築する場合は、その行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要になります。(都市再生特別措置法第88条第1項)

① 届出の対象となる行為

開発行為	建築等行為
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ・ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（今後条例で定めた場合を含む） (例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等） ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（上記内容）とする場合

■ 届出の対象例



出典：立地適正化計画の手引き【基本編】(令和7(2025)年4月 国土交通省)

図 165 居住誘導のための届出制度イメージ



第6章

計画の目標と評価

第6章 計画の目標と評価

1. 計画の目標

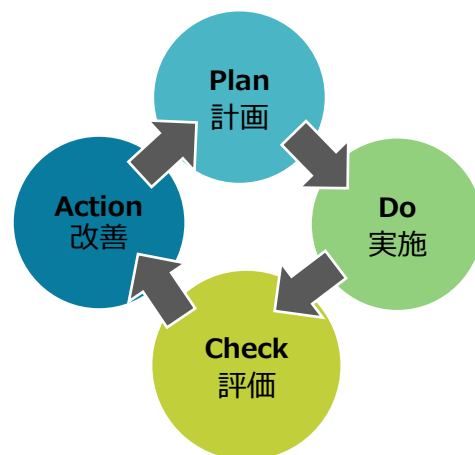
本計画の目標は、恵那市総合計画で掲げる目標を踏まえて設定を行いました。本市の目標指標、基準値及び目標値は以下のとおりです。

表 54 目標指標

目標	指標	基準値（年度）	目標値 (R11(2029)年度)
居住誘導区域内の人口密度の維持	居住誘導区域内の人口密度	19人/ha	19人/ha
	移住支援制度を利用して移住した人数	136人 (R5)	150人
公共交通の利用促進	リニア基盤整備計画事業推進率	15.1% (R6)	53.1%
	公共交通機関の年間利用者数	500,472人 (R6)	540,000人
防災意識の向上	指定避難場所を知っている市民の割合	86.0% (R6)	88.0%
	住宅用火災報知器の設置率	69.1% (R6)	73.1%
商業振興	恵那市商工振興補助金（起業支援事業）の適用件数	1件 (R7)	(R8～R11 述べて件数) 80件
財政の運営状況	財政力指数	0.45 (R6)	0.45

2. 計画の進捗管理

立地適正化計画は、概ね20年後の都市の姿を展望することとされており、本計画の計画期間は令和27(2045)年としています。しかし、都市整備や居住環境を取り巻く情勢は刻々と変化しており、本計画に基づく各種取組を実施し計画を推進するとともに、その進捗状況や効果を適宜評価・検証する中で、適切に見直しを行っていく必要があります。本計画においては、1年ごとに国と連携して実施する「まちづくりの健康診断」の結果を踏まえ、概ね5年ごとに評価検証を行い、計画の見直しを図るPDCAサイクル（Plan：計画 → Do：実施 → Check：評価 → Action：改善）を構築し、適切に対応していきます。





資料編

資料編

用語集

用語	意味
あ行	
EV 車両	ハイブリット自動車や、燃料電池自動車も含む、電気を電力として走行する車両。
インフラ	インフラストラクチャーの略称。道路、上下水道、電気、ガス、通信など、生活や経済活動を支える基盤となる設備。
か行	
基幹的公共交通路線	1日あたりの運行本数が30本以上の運行頻度（概ねピーク時片道3本以上）の鉄道及びバス路線。
行政区画	市区町村や都道府県など、行政組織が管轄する地域の区分。政策や統計が行われる単位。
国勢調査	日本国内に住むすべての人と世帯を対象に、5年ごとに実施される人口統計調査。
コミュニティバス	地域住民の移動を支援するため、自治体などが運行するバス。
さ行	
自主運行バス	民間事業者による運行が難しい地域で、自治体や住民団体が主体となって運行する公共バス。
自然増減	出生者数と死亡者数の差によって生じる人口の増減。
社会増減	転入者数と転出者数の差によって生じる人口の増減。
人口集中地区（DID）	人口密度（一定の面積あたりに居住している人口）が高く、住宅や建物が連続している地域。統計上、人口密度40人/ha（ヘクタール）以上の地域を基準に設定され、都市の中心部などが該当する。
垂直避難	津波や洪水などの災害発生時に、高い建物の上階や高台などに避難する行動。
総合計画	自治体が定める、まちづくりの最上位計画。将来の目指す姿と、それを実現するための施策や方針を体系的に示す。
た行	
地域公共交通計画	自治体が策定する、地域の公共交通サービスを持続可能な形で維持・改善するための計画。
デマンド交通	利用者の予約や希望に応じて運行される交通サービス。バスのように定時定路線ではなく、柔軟な運行が可能。

用語	意味
都市計画区域	都市計画法に基づき、市街地の整備・開発・保全を計画的に行う区域。市街化区域（すでに市街地を形成するか、今後10年以内に優先的に市街化を進める区域）と、市街化調整区域（無秩序な市街化を防ぐために開発が制限される区域）に分けられる。
都市計画道路	都市の骨格を形成する幹線道路や生活道路など、都市計画で定められた道路。
都市公園	公共空間として整備される公園。 住民の憩いの場、防災拠点、都市景観の形成など多様な役割を持つ。
都市再生特別措置法	都市の活力向上や中心市街地の再生を目的とした法律。
土砂災害警戒区域 （イエローゾーン）	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流のそれぞれについて都道府県知事が指定する。
土砂災害特別警戒区域 （レッドゾーン）	土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流のそれぞれについて都道府県知事が指定する。
土地区画整理事業	土地の形や道路などの配置を整えながら、公共施設の整備と土地利用の効率化を図る都市整備手法。
な行	
内水氾濫	大雨のときに、雨水の排水が追いつかず、下水道・用水路・マンホール・小川などから水があふれ出す現象。
農業振興地域	農業の継続と振興を図るために指定される地域。原則として宅地や工場への転用が制限され、農地としての利用が優先される。
農地転用	農地を住宅地や商業地など、農業以外の目的で利用すること。
農用地区域	市町村が農業振興地域整備計画に基づいて定める、農地として優先的に保護すべき区域。
は行	
パーソントリップ調査	人の移動実態を把握するために行われる交通調査。
ま行	
まちづくりの健康診断	立地適正化計画の適正な見直しを目的として、国と市町村が連携して1年ごとに行う取り組み。
や行	
遊休不動産	長期間使われていない土地や建物。空き家や空き地などが含まれる。
用途地域	都市計画に基づき、土地の利用目的（住宅、商業、工業など）を定めた区域。

関連計画

関連計画の概要を以下にまとめました。

1. 恵那都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。

(1) 目標年次

令和12(2030)年を目標年次としています。

(2) 都市計画の目標

【都市づくりの基本理念】

『水と緑の豊かな地域の連携による持続可能な定住・交流都市への再構築』

【都市づくりの目標】

- ・ 個性的な地域が連携した魅力と活力のある持続可能な都市の実現
- ・ 自然・歴史・文化の保全・活用による美しく環境と共生した都市の創造
- ・ 安全・安心で快適に住み働き続けられる都市の形成

(3) 区域区分の決定の有無

本区域においては、市街地の拡大の可能性があります。区域区分によらなくとも良好な環境を有する市街地を形成することが可能なことから、区域区分を定めないものとします。

(4) 主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針として、低層住居専用地域、JR恵那駅南部の中心商業地周辺などに形成されている住宅地などを住居系、JR恵那駅周辺の商業地区、幹線道路沿道、市役所周辺などを商業系、中央自動車道恵那インターチェンジ周辺地区、阿木川沿い、雀子ヶ根地区、恵那テクノパーク、恵那西工業団地周辺などを工業系として位置付けます。また、市街地東部の丘陵地における工業系の土地利用を検討します。

市街地の土地利用の方針として、市街地の拡散を抑制し、機能が集約した都市づくりを進めます。また、幹線道路沿いで商業施設の立地需要が高い地域では、背後となる住宅地の生活利便性の向上も見据えた、用途地域の変更を検討します。

交通施設の整備の方針として、本区域・市街地の骨格を形成する道路網整備の促進を図ります。また、利便性の向上に向けた公共交通ネットワークの充実を図ります。

下水道及び河川の整備の方針として、市街地を中心に公共下水道の整備を推進します。また、市街地外で自然環境や生活環境を保全する必要がある地区では、地区の実情に応じた整備を進めます。また、治山治水を進め、保水機能の維持、遊水機能の保持を図り、洪水による災害を防止するため、自然景観や生息生物に配慮しつつ河川整備を促進します。主要な市街地開発事業の方針として、中山道の宿場町を母胎にした旧市街地及びその周辺に拡大した市街地、さらに現行市街地周辺において開発された様々な住宅団地、それぞれの実情に応じた市街地整備を行います。

自然的環境の整備又は保全の方針として、北部と南部の山系及び中央部を流れる木曾川の維持保全を図るとともに、自然環境との調和に配慮しつつ観光・レクリエーション空間として活用します。



図 恵那都市計画区域総括図

2. 恵那市都市計画マスタープラン

「恵那市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、恵那市の都市計画をはじめとした都市づくりに関する基本的な方向性を示すものです。

(1) 位置付け

恵那市都市計画マスタープランは、「第2次恵那市総合計画」、および岐阜県が定める「恵那都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（恵那都市計画区域マスタープラン）」に即し、他の分野別計画などと整合性を確保しながら定めるものです。

今後、恵那市における都市計画の決定・変更は、恵那市都市計画マスタープランに即して行うものとします。

都市計画区域内外における都市計画制度に基づかない都市づくりの取り組みについても、恵那市都市計画マスタープランを一つの指針とします。

(2) 将来像

『人・地域・自然が輝く交流都市～誇り・愛着を持ち住み続けるまち～』

(3) 目標年次

令和12（2030）年为目标年次として、都市づくりに関する基本的な方向性を示します。ただし、第2次恵那市総合計画の改訂や社会経済情勢の変化などに対応して適宜見直しを行い、特に（仮称）リニア中央新幹線岐阜県駅（以下、「リニア岐阜県駅」という。）の整備に伴う見直しについては、基本的な方向性に影響を与える可能性があることから、リニア中央新幹線の開業から2、3年後を目途に見直しを行うこととします。

(4) 対象区域

恵那市の行政区域のうち、恵那都市計画区域内を主な対象にしますが、都市づくりにかかわる総合性・一体性を確保する上で、都市計画区域外を含む市全体の観点が必要であるため、将来都市像などについては、恵那市の行政区域全域を対象区域とします。

今後リニア岐阜県駅の整備に伴う影響や土地利用の動向、また社会経済情勢の変化とともに、恵那市の都市づくりに関わる総合性・一体性の確保といったことから、都市計画区域の見直しや準都市計画区域の指定について引き続き検討を行い、必要に応じて県に協議をしていきます。

(5) 将来都市構造・土地利用

第2次恵那市総合計画に掲げられた土地利用構想の実現に向けて、「拠点」「軸」「ゾーン」を設定し、都市機能が集積した各地域の拠点が公共交通などによって連携した「拠点ネットワーク型都市構造」の形成を目指します。

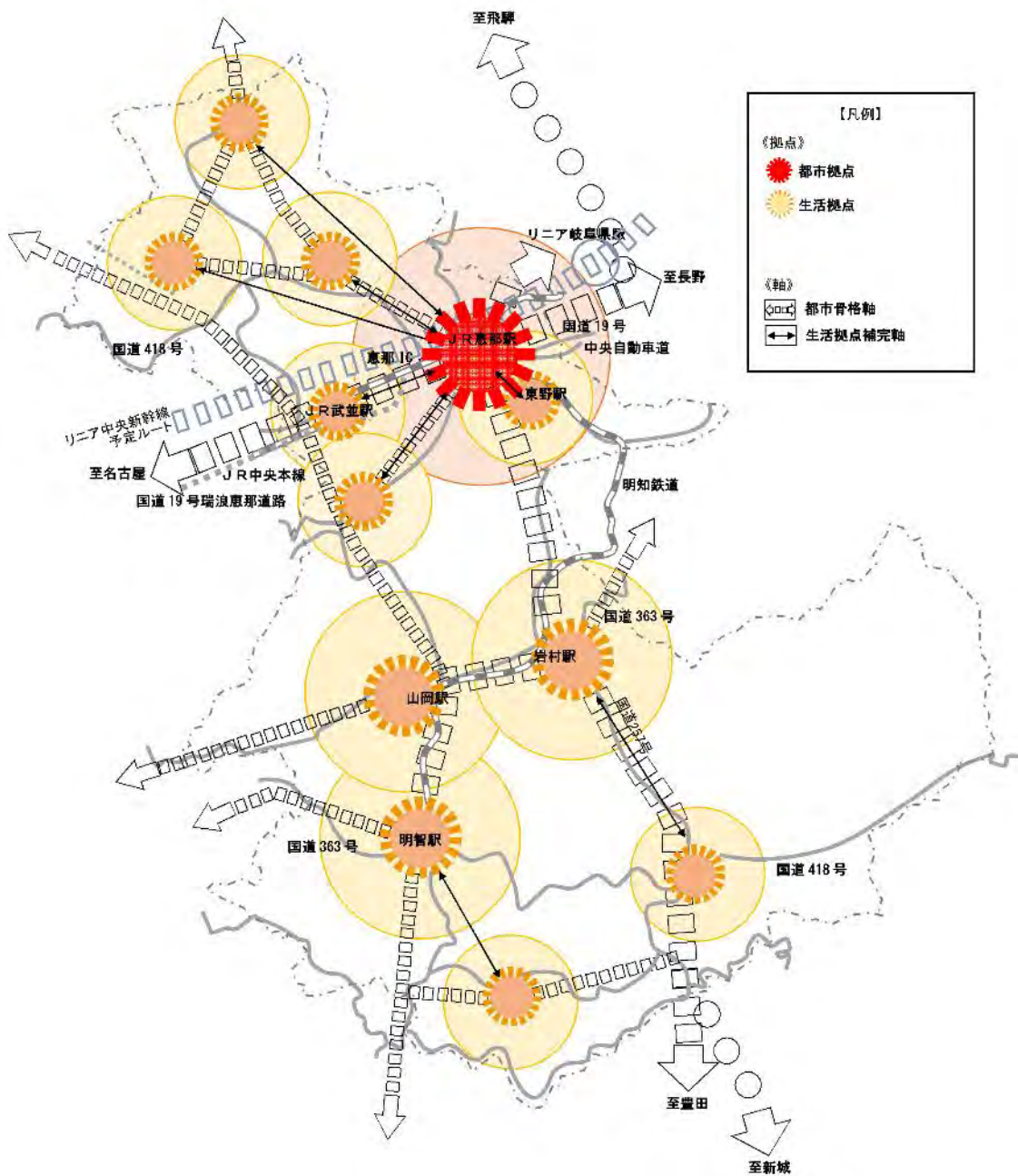


図 将来都市構造図

(6) 土地利用の方針

原則として用途地域内では都市基盤施設の蓄積を活かしながら、都市機能の集積を促進します。用途地域外では、無秩序な開発を抑制して農地や森林を保全します。都市計画区域外では、歴史文化を活かした生活拠点づくりを行うとともに、農地や森林の保全を図ります。用途地域の規模について、住居系・商業系の用途地域は、人口減少が見込まれることなどから、原則として現状の規模を維持します。ただし、住宅などの建築が今後見込まれる地域や、道路の建設などが行われる地域は、必要に応じて新たな用途地域の設定を検討します。一方、工業系用途地域は、社会経済状況の変化などにより用地需要が見込まれるなど、現時点で想定できない状況が生じた場合には適宜判断するものとします。新たな住宅などの建築・開発は、基本的に都市拠点、生活拠点などにその立地を規制・誘導しますが、必要な場合はこれらの拠点以外においても、周辺の自然環境や営農環境などとの調和に十分配慮しつつ立地を許容します。

(用途地域等)

用途地域内において計画的な土地利用を誘導するとともに、大井町東地区など、用途地域外の一部では社会情勢等のニーズを考慮しつつ用途地域を設定します。

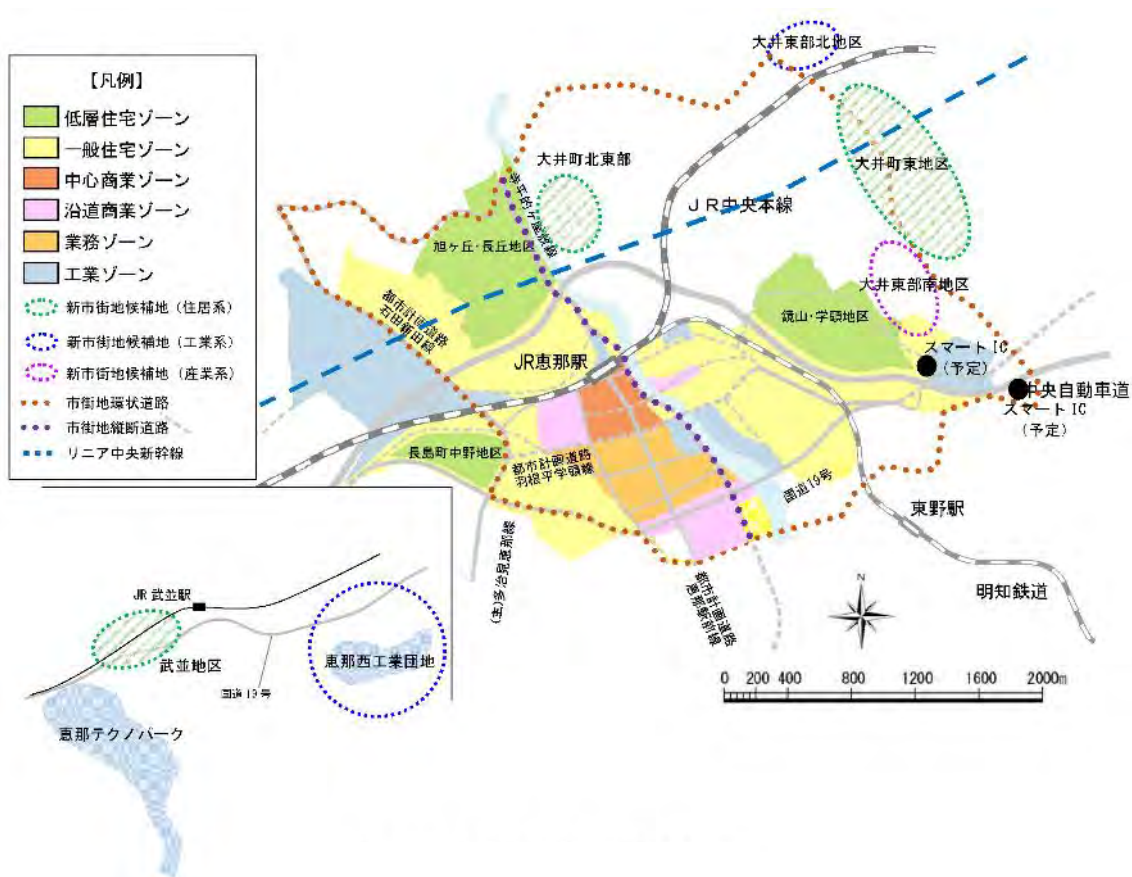


図 土地利用方針図（用途地域）

(地域別構想：中央部地域)

大井町東地区、東野地区、長島町正家地区、長島町永田地区、大井町北東部地区等は、住居系の新市街地の候補地として位置づけます。これらは、今後の人口・世帯動向や開発需要を見極め、農業政策との調整を図りながら、地域の実情に即した土地利用を図ります。



図 中央部地域の地域づくり方針図（用途地域及び周辺）

3. 恵那市リニアまちづくり基盤整備計画

本計画は、リニア中央新幹線（以下、「リニア」という。）の開業を契機とした基盤整備の方針について、「広域アクセスに関すること」「市内アクセスに関すること」「まちづくりに必要な基盤整備」の3つの施策に体系づけています。これらの施策を達成するための具体的な事業は、前期計画・後期計画・将来計画の3期間に区分して整備効果、地域の熟度の高い事業から順に位置づけ、リニアインパクトを市の活性化につなげつつ、地域振興、観光や産業の振興を目指したまちづくりを計画しています。



(1) 目標年次

令和19（2037）年を目標年次として、まちづくりに必要な基盤整備計画を示します。

前期計画：令和9（2027）年 リニア中央新幹線 東京－名古屋間開業

後期計画：令和19（2037）年 リニア中央新幹線 東京－大阪間開業

(2) 広域アクセスに関すること

リニア岐阜県駅との交通アクセスは、在来線の JR 中央本線に加え、道路が重要な役割を果たします。広域的な交通基盤において、東西方向に加え南北方向の交通基盤を整え、この地域に人やモノが集まる交通の結節点となるよう整備することにより、周辺地域との連携を強化し、観光、産業、商業の振興を図ります。

特に産業の集積している愛知県（豊田市）との結びつきを強化するために、南北の幹線ルート強化及び多重化を図ります。また、東西においては、国道 19 号瑞浪恵那道路の整備により、物流の大動脈を強化し、産業振興・観光振興に波及させていきます。



図 広域アクセス網図

(3) 市内アクセスに関すること

周辺部から市街地へ流入する交通を分散させ、市街地の慢性的な渋滞の解消を図るため、環状道路の整備を行います。既存道路を有効に利用しながら、必要な区間について順次整備を進めていきます。国道19号の南側に環状道路を設けることにより、道路軸の強化を図るとともに、都市計画道路寺平的ヶ屋敷線を市街地縦断道路と位置づけ、整備を進めます。

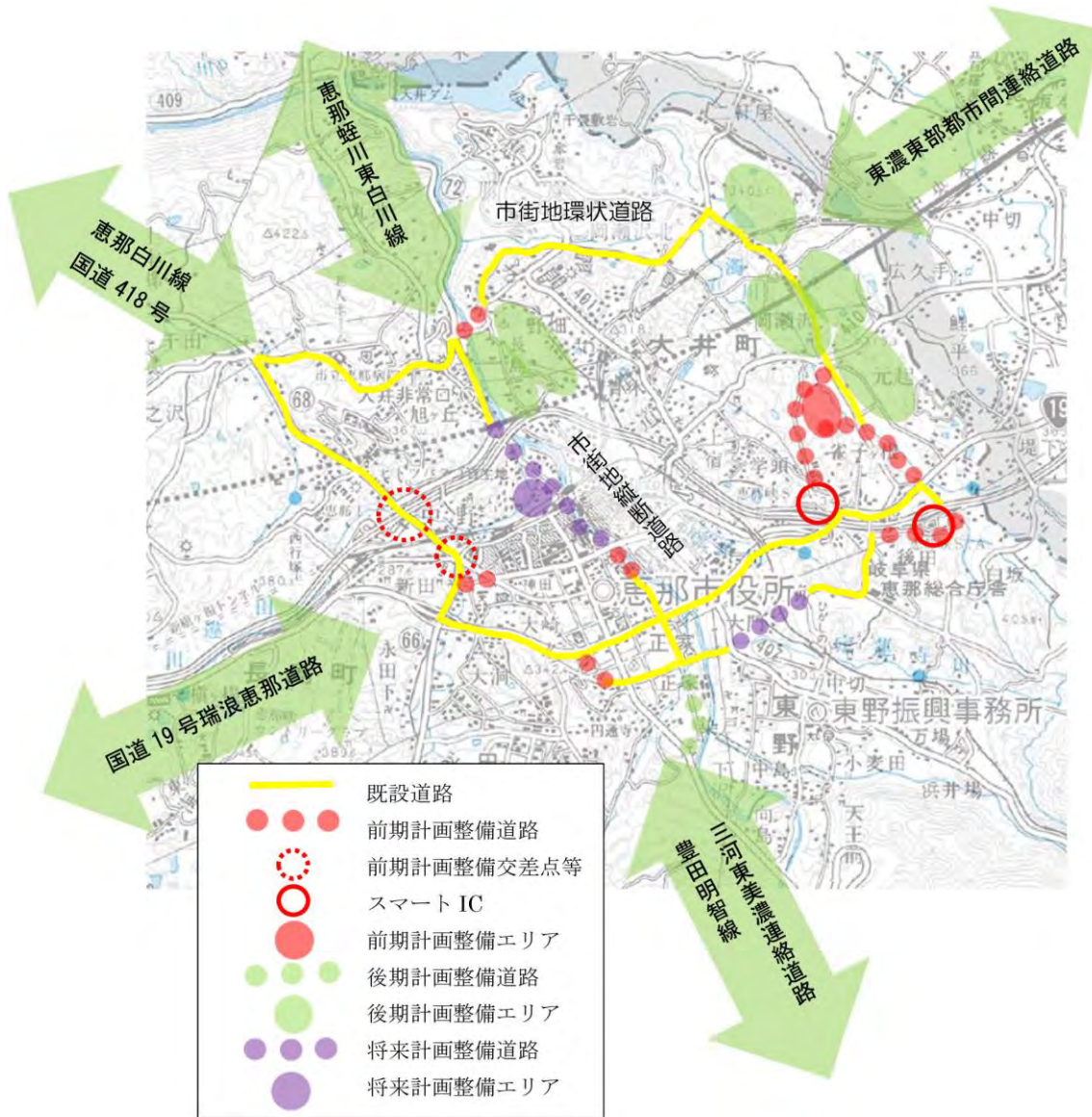


図 市街地環状道路及び市街地縦断道路

(4) スマートインターチェンジ及びアクセス道路整備

恵那インターチェンジ交差点、恵那インターチェンジ北交差点、坂の上交差点の混雑の解消を行うには、恵那インターチェンジの利用者を分散させることが肝要です。その方策の一つとして、恵那峡サービスエリアにスマートインターチェンジの設置に向けて調整を図ります。また、スマートインターチェンジへのアクセス道路として、市道 01101 号線、市道 91016 号線の改良を行います。

スマートインターチェンジの設置及び市道 01101 号線、市道 91016 号線（市道原前田線）、市道 01271 号線の改良を行うことにより、恵那峡方面からの観光客等をスマートインターチェンジに誘導することができます。また、市道 91016 号線（市道原前田線）の改良は、国道 19 号原西交差点の交差点部の利便性を向上させ、スマートインターチェンジ間のアクセス能力を高めます。これにより、沿道の商業地利用の可能性が高まり、沿道地域の活性化に繋がります。

さらに、スマートインターチェンジができることの効果を最大限に発揮するため、市道 01101 号線沿いに企業用地を設け、産業の振興を図ります。

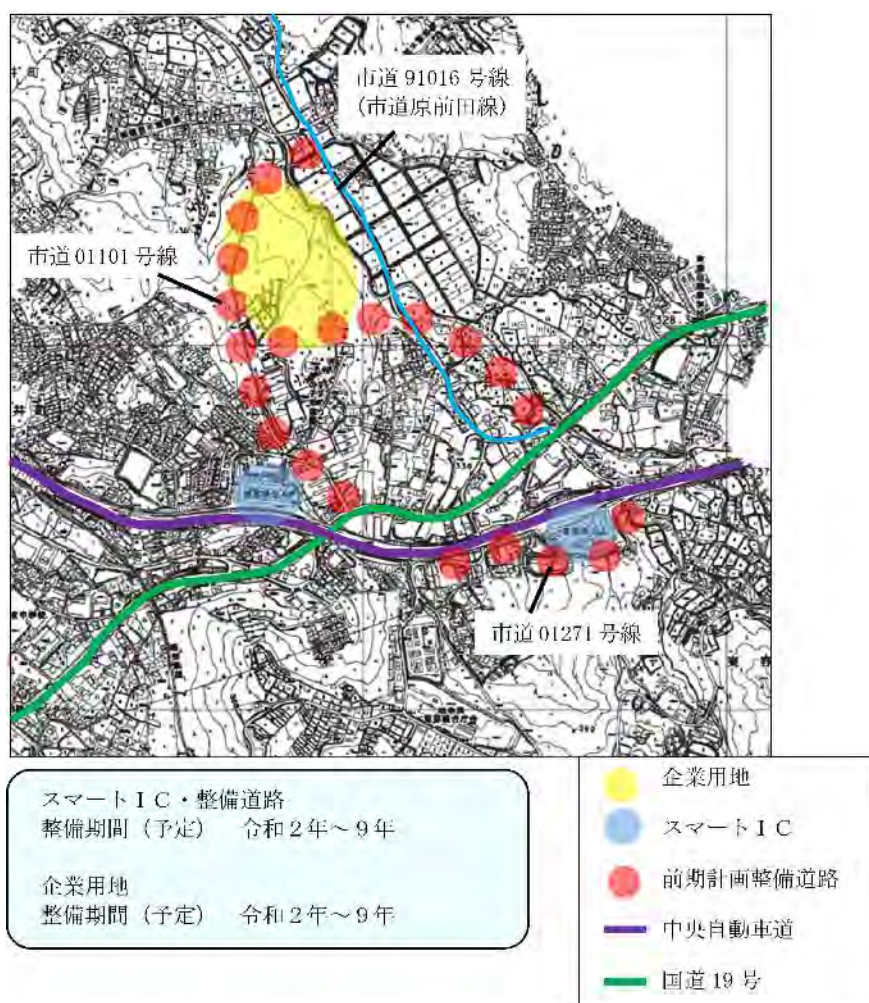


図 スマートインターチェンジ及びアクセス道路

(5) リニア及び瑞浪恵那道路沿線地域のまちづくり

大井町東地域については、恵那市の中でもリニア岐阜県駅に近く、幹線道路に接しています。こうした戦略的な土地利用を図ることができるポテンシャルを活かすために、地元と協議を行い、良質な住宅地を確保するなどの賑わいを創出できるまちづくりを地元と共に進めます。

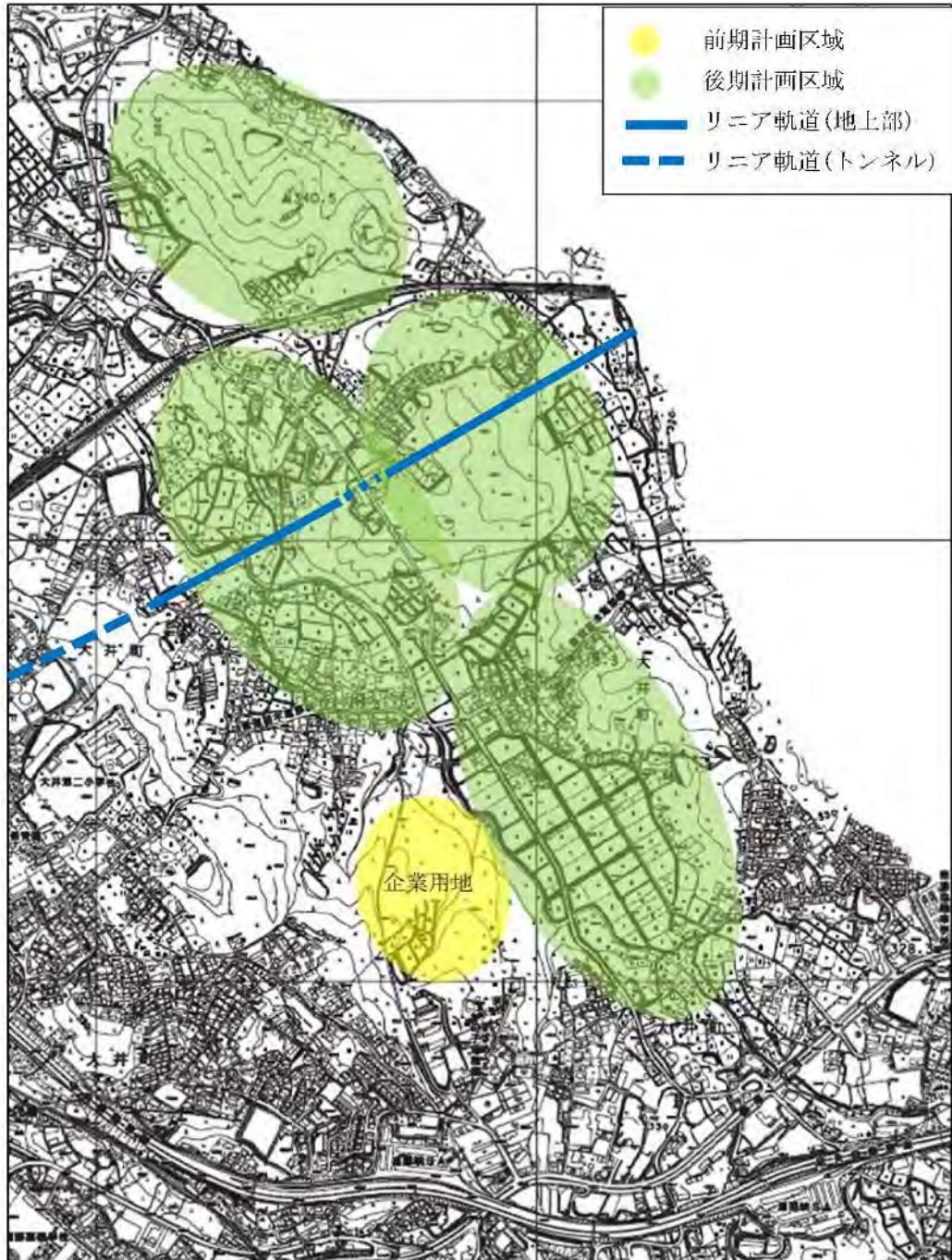
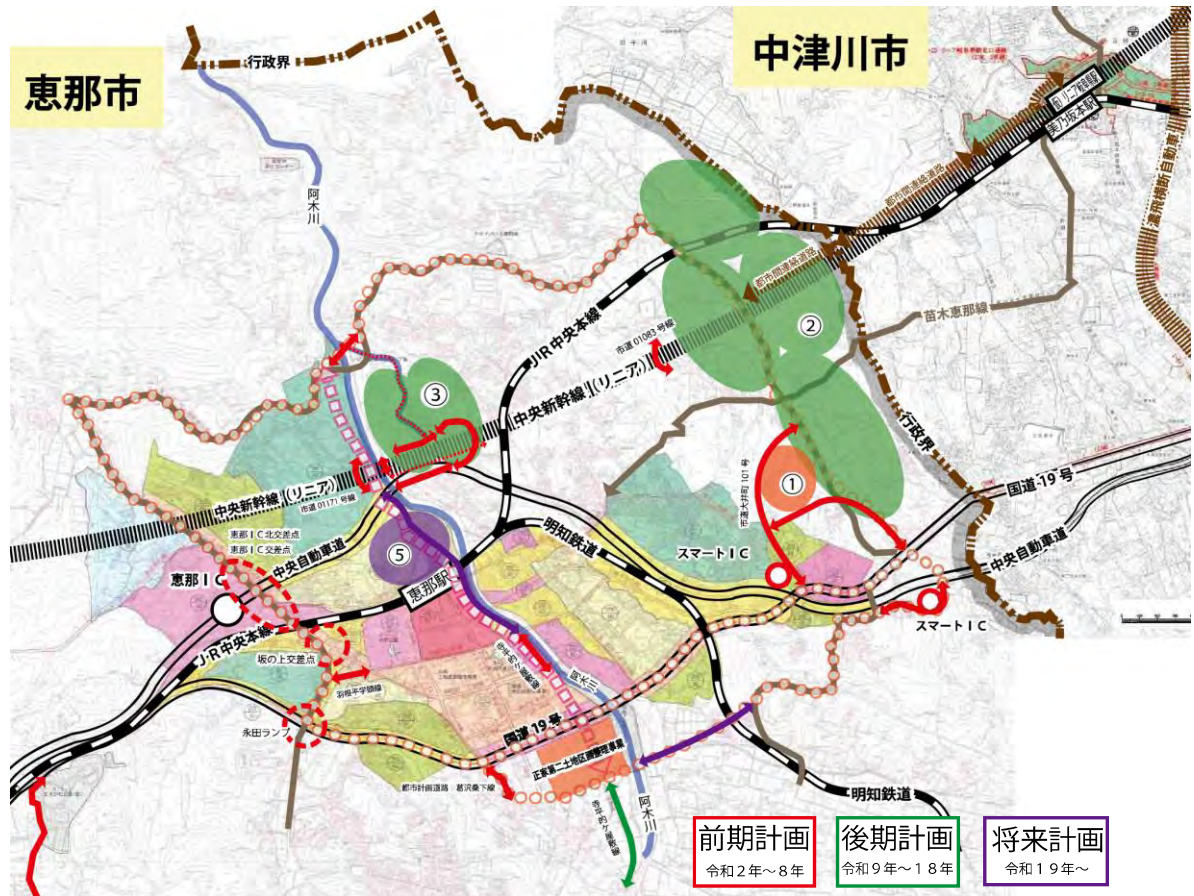


図 大井町東地域のまちづくり

(6) まちづくりに必要な基盤整備

リニア開業により分断される道路の機能回復やリニア軌道の側道など、リニアに伴う地域の分断等を最小限に抑えるための基盤整備を行います。また、広域幹線の整備に伴って発生するストック効果を活用し、土地利用の増進や商工業の発展、地域振興への効果が見込まれるアクセス道路及び周辺整備を進めます。中央自動車道恵那IC利用者を分散させて恵那IC周辺の混雑を解消するためにも、恵那峡サービスエリアにスマートICの設置に向けて調整を図ります。さらに、リニア軌道沿線地域及び国道19号瑞浪恵那道路沿線地域等の基盤整備計画を地域とともに策定し、計画的な基盤整備を進めていきます。



土地利用（市街地開発事業）

- ① 雀子ヶ根地区企業用地（仮称）
- ② 大井町東 地区
- ③ 野尻・野畑・大井長島 地区
- ④ 武並駅西部 地区
- ⑤ 恵那駅北 地区

凡 例	
	前期計画（道路）
	前期計画（河川改修・雨水幹線）
	将来計画（市街地縦断道路）
	交差点の混雑解消
凡 例	
	後期計画（道路）
凡 例	
	将来計画（道路）

凡 例	
	行政界
	濃飛横断自動車道
	瑞浪恵那道路 東濃東部都市間連絡道路
	市街地環状道路
	市街地縦断道路
	河川

図 恵那市リニアまちづくり基盤整備計画図（抜粋）

4. 恵那市地域公共交通計画

(1) 位置づけ

本計画は、明知鉄道沿線地域公共交通計画の下位計画として、主に他市を跨がず恵那市内で完結するバス交通や有償運送等のあり方を定めるものである。ただし、明知鉄道沿線地域公共交通計画とは一体的に運用し、補完するものとして位置付けることとする。

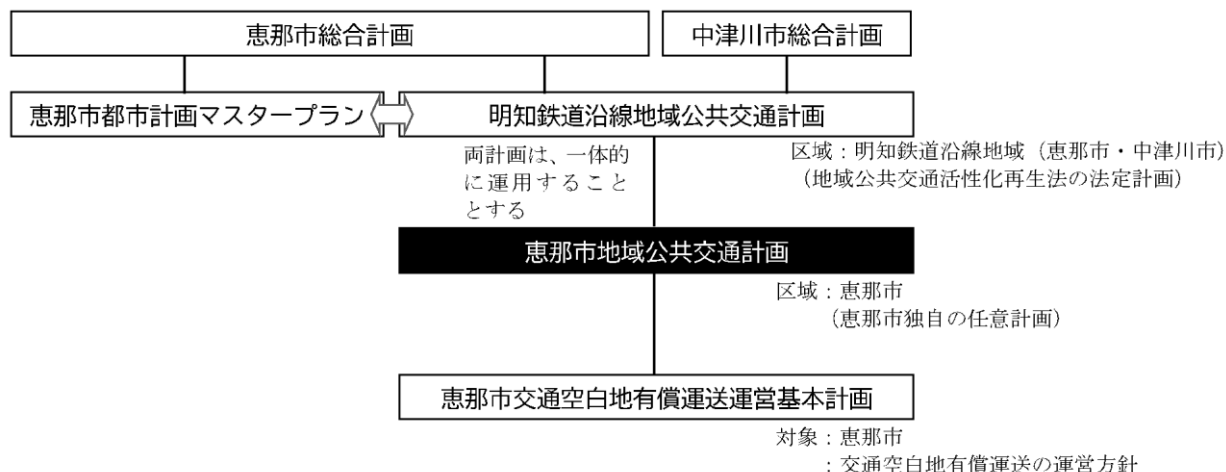


図 位置づけ

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度とする。

(3) 公共交通の概要

①鉄道

当地域では、JR中央線と明知鉄道明知線の二つの鉄道路線がある。

②バス

当地域では、営業路線は東濃鉄道があり、恵那市による自主運行バスについては定時定路線型とデマンド型があり、さらに交通空白地有償運送がある。また、中津川市、八百津町、豊田市が運営するコミュニティバスも一部乗り入れている。

※次項にバス路線などの概要を示す。

③タクシー

市内では、主に以下の4社が運行している。

表 タクシーの概要

タクシー会社名	営業所	車両台数
東鉄タクシー(株)	中津川市	30台
平和コーポレーション(株)	恵那市	3台
近鉄東美タクシー(株)	恵那市	14台
豊タクシー(株)	恵那市	23台

表 バス路線等の概要（令和7年11月時点の路線）

種別		路線名	運営主体	運行主体	
営業路線		大井町西線	東濃鉄道(株)	東濃鉄道(株)	
		大井町東線			
		恵那峡線			
		明智線			
恵那市 自主運行 バス	定時 定路線型	まちなか巡回バス	恵那市	東鉄アシスト(株)	
		丸池線		東濃鉄道(株)	
		元起線			
		小野川線			
		大洞循環線			
		三郷線			
		棕実＝武並線			
		藤線			
		笠置線			
		毛呂窪線			
		中野方線			
		飯地線			
		阿妻＝横通線			明知鉄道(株)
		明智＝峰山線			
		明智まちなか線			
		瑞浪＝山岡線			
			串原ささゆり線		
			中沢線		
			福原線		
		上矢作線			
デマンド型	よやくる号 岩村地区		明知鉄道(株)		
	よやくる号 山岡地区				
	よやくる号 上矢作地区				
	よやくる号 明智地区				
交通空白地有償運送		いいじ里山バス	飯地地域自治区運営委員会		
		くしばす	飯地地域自治区運営協議会		
中津川市 コミュニ ティバス	定時 定路線型	坂本三坂線	中津川市	北恵那交通(株)	
	デマンド型	蛭川地区コミュニティバス (蛭川線)		(株)ごとう観光	
八百津町	デマンド型	東部デマンド交通 (東部やおまる)	八百津町	八百津町社会福祉 協議会	
豊田市	定時 定路線型	旭地域バス(生駒線)	豊田市	(株)オーフ	

(4) その他輸送資源の概要

①地域移送サービス

いくつかの地域では、住民自身により運転を行う「許可又は登録を要しない運送」としての地域移送サービスが運行されており、公共交通では十分な対応ができない部分を住民自身で担っている。なお、飯地・串原地域では地域移送サービスが交通空白地有償運送に変更され、現在も運行されている。



図 現在運行されている地域移送サービス

②その他輸送資源

市内の小中学校では、児童・生徒の通学のために、自主運行バスを利用しているケースがあるが、専用のスクールバスを運行している小中学校もある。その他、医療・福祉関係の事業者が輸送資源を有している。

表 その他の輸送資源

輸送サービスの種類	運営者	目的施設
スクールバス	恵那市	○恵那西中 ○恵那北中 ○上矢作小・中 ○山岡小・中
病院バス	恵那市	○市立恵那病院 ○上矢作病院
デイサービス	恵那市（恵那病院）	○市立恵那病院 通所リハビリセンター「ほほ恵み」
デイサービス	デイサービス事業所	○市内のデイサービス事業所
福祉有償運送	（社福）社会福祉協議会 （社福）恵和会	-（市内の希望する場所）
福祉タクシー	タクシー事業者	-（市内の希望する場所）
いきいき教室	運営する8施設	○教室を運営する8施設
送迎ワゴン	恵那市（透析センター）	○恵那市透析センター
明智福祉センターバス	恵那市（明智福祉センター）	○明智福祉センター

(1) 計画の基本的な方針

1. 基本方針

本計画は、「地域」が主体となった公共交通となることを目指して、以下のように方針を定める。

**地域之力・資源を活用し、地域に適した公共交通を、
地域・市・交通事業者が協力して、創り・守り・育てる**

2. 施策の体系

上位計画である明知鉄道沿線地域公共交通計画の目標をふまえ、本計画の施策の体系を以下のとおり定める。

表 施策の体系

目標	施策	事業	実施主体
I 公共交通を「支える」「活用する」地域住民の活動促進	1 公共交通を活用する意識づくり	1 地域イベントと連携した公共交通の活用	市・地域住民・交通事業者
		2 市民活動や高校生に使いやすく人が集う結節点	市・地域住民・交通事業者
	2 運転手確保に向けた全市的な取り組み	1 職業紹介企業との連携による募集活動	市・交通事業者
		2 資格取得の奨励策の調査・検討	市・交通事業者
		3 有償運送等運転手の養成講座の開設	市
II 持続可能な地域公共交通ネットワークの形成	1 地域全体の総合的な公共交通ネットワークの形成	1 まちなか移動手段の確保	市・交通事業者
		2 タクシー昼間の利活用	市・タクシー事業者
	2 バスによる通学利用促進	1 通学路線のルートやダイヤ、運賃の検証・改善	市・交通事業者・交通会議
		2 スクールバスの調査・活用	市
		3 運賃のキャッシュレス化	市・交通事業者
	3 地域によるバス運営の展開	1 自主運行バス運営方針の遵守	市・地域住民・交通会議
		2 地域検討会の開催と地域路線の見直し	市・地域住民
		3 笠周3町内の交通の見直し（有償運送・無償運送の拡充）	市・地域住民
		4 地域移送サービスの発展支援	市
	III 皿域外から来た人や高齢者が抵抗なく自然に移動できる環境の整備	1 当地域に適した MaaS の実現	1 高校生の帰宅支援
2 デマンド運行の配車オペレータの統合			市
3 運賃のキャッシュレス化（再掲）			市・交通事業者
4 人とアプリによる「交通コンシェルジュ」			市・交通事業者・観光協会等・アプリ事業者
5 日帰り旅コースの設置・運用			市・観光協会・交通事業者
6 定額制乗り放題運賃・年間パスポート			市・交通事業者
7 モードを跨いだ運賃設定			市・交通事業者
8 移動データの取得			市・交通事業者

3. 具体的な事業

※施策の体系で示される事業のうち、立地適正化の観点から特に関りの強いと考えられる事業について抜粋した。

【目標Ⅱ】 持続可能な地域公共交通ネットワークの形成

【施策Ⅱ-1 地域全体の総合的な公共交通ネットワークの形成】

1 まちなか移動手段の確保 [市・交通事業者]

まちなかは、大規模な施設や商店街・医療機関が多く立地してその多くが駐車場を有しているものの、歩いて周遊するには距離がある。そこでまちなかの移動手段を確保し、まちの賑わいの創出や免許返納しやすい環境づくりを行う。

令和2年度に、現状のタクシーによるまちなか移動実態の把握のため、スマホなどGPSを備えた機材をタクシーに設置した実証実験を行った。



図 まちなか循環線のイメージ

この実験で得られたデータを基に、恵那駅から市街地周辺の店舗や医療機関などを巡回するような循環線を作り、高齢者の買い物・通院ニーズに応えるとともに、まちの活性化を図る。

1周30~40分程度のコースとし、運転手をおおむね2名確保することで、右回り・左回りが1時間に1回はバスが来るような設定等を商工会、関係機関とニーズに合わせて実証実験を行う。

(実施手順)

- ①試験実施
- ②本格運用

また、近年では、まちなかのラストワンマイルの移動手段として、「自転車」や「電動キックボード」を活用する動きが世界的に見られている。

これら小型の移動手段は、ダイヤの制約なく一人一人が自由にまちなかを移動できる特徴があるうえ、運転免許も不要である。(ただし、電動キックボードは原付免許が必要等の制約がある場合がある)さらに、自動車よりも安価に導入ができ、GPSや通信技術を活用することで、無人貸出・返却によりコストを下げる事が可能である。

そこで、これらの小型の移動手段をまちなかや観光エリアに配置し、シェアリングにより広く利用してもらうことで、移動手段を確保するとともに、地域の活性化にも貢献できるように検討する。

5. 公共施設等総合管理計画

(1) 計画期間

中長期的な視点に立った公共施設等の管理を実施するため、本計画の計画期間は、令和4年度から令和37年度までの34年間とする。

ただし、公共建築物については、平成28年3月に恵那市が策定した「恵那市公共施設再配置計画」に基づき、10年後の将来人口を見据えた公共建築物のあり方を示す。

(2) 公共施設等管理の方向性

公共建築物については、その配置に工夫を加え、複合化を進めるなど受益者の利便性を図り、行政サービスの向上に努める必要がある。

しかしながら、現在保有する公共施設の全てを維持し続けるのは市民への負担が大きくなり、大変困難といえる。現在だけでなく将来の人口状況と財政状況も見据え、持続可能な公共施設等のあり方について検討する必要がある。

インフラ施設については、リスクベースメンテナンスの導入、メンテナンスサイクルの構築、長寿命化の実施等により事業量と費用を平準化して財源の見通しを確保し、市民の生活基盤の安全性を高めていく必要がある。

(3) 公共建築物再配置の指針

恵那市では、高度成長期や人口増加の昭和40年から昭和50年代、景気浮揚対策事業が実施された平成5年から15年にかけて多くの公共建築物が設置されてきた。これらの公共建築物には、市民ニーズの変化や本来明確にしておかなければならない「何に利用するか」「どのように活用するか」が十分に検討されないまま事業が進められたなどの問題が散見される。また、施設を整備するために国・県から交付される補助金は、施設機能を限定した縦割り主義により、1つの機能のために1つの施設が必要との考えにより公共建築物が多く設置されてきた。

このような公共建築物の課題解決を図るため、基本指針を「施設から機能へ転換」と定め、公共建築物の再配置を実施し、時代に沿った市民ニーズを的確に捉え、利便性の向上を図りつつ、複合化・集約化を実施して効率的・効果的な行政サービスを提供する。

原則として、新設の公共建築物は設置しない。やむを得ず新設する場合や老朽化により施設を更新する場合は、上記の考えのとおり複合化「1施設・多機能化」を基本に行政サービスの向上を図るとともに、類似施設や近隣施設など既存の複数の施設を廃止する。

6. 都市機能施設一覧

第1章 5.都市機能における図中の施設名称と立地状況を示します。

(1) 行政関連施設

表 行政関連施設一覧(1)

分類	名称	用途 地域	居住 誘導区域	都市機能 誘導区域	都市計画 区域
庁舎等	恵那市役所	○	○	○	○
	笠置振興事務所				○
	岩村振興事務所				
	串原振興事務所				
	三郷振興事務所				○
	山岡振興事務所				
	上矢作振興事務所				
	中野方振興事務所				○
	東野振興事務所				○
	飯地振興事務所				○
	武並振興事務所				○
	明智振興事務所				
	岐阜労働局恵那労働基準監督署	○	○	○	○
	ハローワーク恵那	○	○	○	○
	東海農政局岐阜農政事務所美濃加茂統計・情報センター恵那庁舎	○	○	○	○
	岐阜県恵那土木事務所				○
	岐阜県恵那農林事務所				○
	岐阜県リニア推進事務所				
	岐阜県東濃家畜保健衛生所				○
	岐阜県東濃振興局恵那事務所				○
岐阜県恵那県事務所				○	
東濃県税事務所 恵那県税窓口コーナー				○	
岐阜県東濃教育事務所				○	
消防署	消防本部・恵那消防署	○			○
	岩村消防署				
	岩村消防署上矢作分署				
	明智消防署				
	中野方救急分遣所（振興事務所内）				○
上水道 関連施設	下手向浄水場				
	笹平浄水場				
	西原浄水場				
	宇連浄水場				
	島浄水場				
	漆原浄水場				
	下原田浄水場				
	吉良見浄水場				
	矢請浄水場				

表 行政関連施設一覧(2)

分類	名 称	用途 地域	居住 誘導区域	都市機能 誘導区域	都市計画 区域
上水道 関連施設	石原田浄水場				
	柏尾浄水場				
	静波浄水場				
	中沢浄水場				
	戸中浄水場				
	閑羅瀬浄水場				
	岩倉浄水場				
	中野方浄水場				○
	毛呂窪浄水場(店川)				○
	毛呂窪浄水場(新田川)				○
	飯地浄水場				○
	富田浄水場				
	飯羽間浄水場				
	岩村浄水場				
	久保原浄水場				
	兼平浄水場				
	上矢作浄水場				
	小野川浄水場				○
	横道浄水場				
	中田浄水場				
大崎浄水場		○	○		○
下水道 関連施設	河鹿橋ポンプ場				○
	上矢作浄化センター				
	岩村浄化センター				
	明智浄化センター				
	竹折浄化センター				○
	アクアパーク恵那峡				○
	恵那浄化センター				○
警察機関	恵那警察署	○	○	○	○
	恵那警察署駅前交番	○	○	○	○
	恵那警察署岩村警部交番				
	恵那警察署明智駐在所				
	恵那警察署笠置駐在所				○
	恵那警察署申原駐在所				
	恵那警察署三郷駐在所				○
	恵那警察署山岡駐在所				
	恵那警察署中野方駐在所				○
恵那警察署武並駐在所				○	
厚生機関	岐阜県恵那保健所				○

表 行政関連施設一覧(3)

分類	名 称	用途 地域	居住 誘導区域	都市機能 誘導区域	都市計画 区域
公民館	笠置公民館				○
	笠置コミュニティセンター				○
	岩村公民館				
	岩村コミュニティセンター				
	串原コミュニティセンター				
	三郷公民館				○
	三郷コミュニティセンター				○
	山岡コミュニティセンター				
	上山田コミュニティセンター				
	上矢作コミュニティセンター				
	中野方コミュニティセンター				○
	東野コミュニティセンター				○
	東野公民館				○
	飯地コミュニティセンター				○
	飯地公民館				○
	武並コミュニティセンター				○
明智コミュニティセンター					
集会施設	かみやばぎ総合保健福祉センター				
	毛呂窪体育館				○
	ふれあいひろば	○	○	○	○
	飯峽会館				
	ふるさと富会館				
	岩村福祉センター				
	山岡花の木会館				
	串原福祉センター				
	田代集落農事集会所				
	山岡ひまわり会館				
	山岡さくら会館				
	恵那市共同福祉会館	○	○	○	○
	恵那市福祉センター	○	○		○
	恵那文化センター	○	○		○
	基幹集落センター				
	上矢作体育館				
	老人福祉センター	○	○		○
	市民会館	○	○	○	○
	共同福祉会館	○	○	○	○
	まきがね公園体育館				○
	上矢作基幹集落センター				
	福寿の里ふれあいセンター				
明智文化センター					
明智武道館					
明智福祉センター					
横通集会センター					

表 行政関連施設一覧(4)

分類	名 称	用途 地域	居住 誘導区域	都市機能 誘導区域	都市計画 区域
集会施設	ふれあい会館吉良見				
	杉野集会センター				
	明智かえでホール				
独立行政法人・大学共同 利用機関法人	水資源機構中部支社阿木川ダム管理所				○

(2) 社会教育施設

表 社会教育施設一覧(1)

分類	名称	用途 地域	居住 誘導区域	都市機能 誘導区域	都市計画 区域
美術館	中山道広重美術館	○	○	○	○
図書館	恵那市中央図書館	○	○	○	○
	笠置コミュニティセンター図書館				○
	岩村コミュニティセンター図書館				
	串原コミュニティセンター図書館				
	三郷コミュニティセンター図書館				○
	山岡コミュニティセンター図書館				
	中野方コミュニティセンター図書館				○
	上矢作コミュニティセンター図書館				
	東野コミュニティセンター図書館				○
	飯地コミュニティセンター図書館				○
	武並コミュニティセンター図書館				○
	明智コミュニティセンター図書館				
スポーツ施設	恵那市市民会館	○	○	○	○
	恵那市まきがね公園多目的広場				○
	恵那市まきがね公園体育施設				○
	恵那市まきがね公園体育館				○
	恵那市上矢作体育館				
	恵那市まきがね公園野球場				○
	恵那市まきがね公園テニスコート				○
	恵那市山岡テニスコート				
	恵那市東野運動広場				○
	恵那市大井運動広場				○
	恵那市山岡グラウンド				
	恵那市毛呂窪グラウンド				○
	恵那市岩村グラウンド				
	恵那市中野方グラウンド				○
	恵那市明智グラウンド				
	恵那市山岡B & G海洋センター				
	恵那市明智B & G海洋センター				
	恵那市上矢作プール				
	恵那市まきがね公園弓道場				○
	恵那市山岡弓道場				
	恵那市上矢作弓道場				
	恵那市明智弓道場				
	恵那市明智武道館				
	恵那市南部農業者トレーニングセンター				○
	奥矢作レクリエーションセンター				
	恵那峡カントリークラブ				○
明智ゴルフ倶楽部 明智ゴルフ場					
アドニスゴルフクラブ					

表 社会教育施設一覧(2)

分類	名 称	用途 地域	居住 誘導区域	都市機能 誘導区域	都市計画 区域
資料館, 記念館, 博物館, 科学館	岩村歴史資料館				
	串原郷土館				
	日本大正村資料館				
キャンプ場	奥矢作レクリエーションセンター				
	笠置山 望郷の森キャンプ場				○
	飯地高原自然テント村				○

(3) 学校教育施設

表 学校教育施設一覧(1)

分類	名称	用途 地域	居住 誘導区域	都市機能 誘導区域	都市計画 区域
幼稚園	すずめっこ杉の子幼稚園	○	○		○
幼保連携型認定こども園	岩村こども園				
	串原こども園				
	みさとこども園				○
	山岡こども園				
	上矢作こども園				
	大井こども園	○	○		○
	城ヶ丘こども園	○	○		○
	中野方こども園				○
	おさしま二葉こども園	○	○		○
	やまびここども園				○
	東野こども園				○
	飯地こども園				○
	武並こども園				○
	明智こども園				
小学校	大井小学校	○	○		○
	大井第二小学校				○
	長島小学校	○	○		○
	恵那北小学校				○
	東野小学校				○
	三郷小学校				○
	武並小学校				○
	中野方小学校				○
	飯地小学校				○
	岩邑小学校				
	山岡小学校				
	明智小学校				
	串原小学校				
	上矢作小学校				
中学校	恵那東中学校	○	○		○
	恵那西中学校				○
	恵那北中学校				○
	岩邑中学校				
	山岡中学校				
	明智中学校				
	串原中学校				
	上矢作中学校				

表 学校教育施設一覽(2)

分類	名 称	用途 地域	居住 誘導区域	都市機能 誘導区域	都市計画 区域
高等学校	恵那高等学校	○	○		○
	恵那南高等学校				
	恵那農業高等学校				○
特別支援学校	恵那特別支援学校				

(4) 社会福祉施設

表 社会福祉施設一覧(1)

分類	名称	用途 地域	居住 誘導区域	都市機能 誘導区域	都市計画 区域
老人福祉 施設	山岡デイサービスセンターゆとり				
	デイサービスセンター福寿苑				
	メディカルフィットネスfamiliar	○	○		○
	デイサービスセンター大井シクラメン	○	○		○
	デイサービスセンターめぐみ				○
	藤の里「結い」デイサービス				○
	大井リハビリテーションクリニック	○	○		○
	恵那市デイサービスセンター恵愛				○
	くわのみデイサービス				
	串原デイサービスセンター				
	デイサービスセンター明日香苑				○
	小規模多機能型居宅介護事業所ケアホームあじさい				
	認知症対応型通所介護 こころの丘				
	3rd life	○	○	○	○
	デイサービスせせらぎの里	○			○
	デイサービスセンターもみじ				○
	デイサービス向日葵三郷				○
	デイサービス向日葵永田				○
	介護老人保健施設こころ	○	○		○
	小規模多機能型めぐみ				○
	岩村デイサービスセンター				
	市立恵那病院通所リハビリテーションセンターほほ恵み				○
	毛呂窪の里「結い」デイサービス				○
	看護小規模多機能 シェント				○
	看護小規模多機能ホーム くわのみ				
	藤の里「結い」小規模多機能ホーム				○
	認知症対応型通所介護事業所 デイサービスあじさい				
	NPO ぎふ村デイサービスセンター				○
	ハートホーム東野				○
	リハビリテーションおひさま				○
	中部デイサービスみさと				○
	恵那市介護老人保健施設ひまわり				
	明智デイサービスセンター				
GENKI NEXT 恵那	○	○		○	
恵那市養護老人ホーム恵光園				○	
ケアハウス明日香苑				○	
中部ナーシングホーム	○			○	
恵那市養護老人ホーム恵光園				○	
ケアハウス明日香苑				○	
障害者支援施設等	岐阜県立サニーヒルズみずなみ				
	アメニティーハウス・エナ				○
	恵那たんばぼ作業所				○

表 社会福祉施設一覧(2)

分類	名称	用途 地域	居住 誘導区域	都市機能 誘導区域	都市計画 区域
児童福祉施設等	岩村こども園				
	ヤクルト恵南保育ルーム				
	いわむらカントリークラブ託児所				
	串原こども園				
	みさとこども園				○
	山岡こども園				
	上矢作こども園				
	小鳩児童遊園	○	○		○
	大井こども園	○	○		○
	千草保育園				○
	デジタ 森のこども園				○
	保育所ちゃお				○
	県立白鳩学園				○
	市立恵那病院 どんぐり保育園				○
	大井児童センター	○	○		○
	城ヶ丘こども園	○	○		○
	中野方こども園				○
	やまびここども園				○
	正家こだま児童遊園				○
	ルンビニー保育園	○	○		○
	恵那市中野児童遊園	○	○		○
	中野児童センター	○	○		○
	ヤクルト恵那保育ルーム	○	○		○
	おさしま二葉こども園	○	○		○
	東野こども				○
	キッズルームこころ				○
	飯地こども園				○
	託児所わーくすK i d ' s				○
	武並こども園				○
	明智こども園				
Kaneku訪問看護ステーション アリビオ	○	○	○	○	
その他の社会福祉施設等	恵那市社協恵南ヘルパーステーション				
	岩村デイサービスセンター				
	セルフかみやはぎほのほの山荘				
	ハートウィング				
	まちなか相談所				
	いわむらの憩				
	看護小規模多機能ホームくわのみ				
	高齢者共同住宅くわのみハウス				
	放課後等デイサービスみらいふ岩村教室				
	あきの里訪問介護事業所				
	放課後等デイサービス りんごクラブ				
	こころの丘				
	明日香苑				○
	ケアホーム向日葵三郷				○
	ゆいき				
	恵那市こども発達センター・おひさま「相談室」				

表 社会福祉施設一覧(3)

分類	名 称	用途 地域	居住 誘導区域	都市機能 誘導区域	都市計画 区域
その他の社会福祉施設等	恵那市こども発達センター・おひさま				
	セルプかみやはぎ				
	福寿苑(従来型)				
	介護老人保健施設こころ(従来型)	○	○		○
	蜂谷医院	○	○	○	○
	放課後等デイサービス ホープ				○
	キッズプランありんこ				○
	おひさま山荘				○
	岐阜県立白鳩学園				○
	えな・ふれあいの家				○
	恵那市こども発達センター・にじの家				○
	就労支援事業所アミーゴ	○	○	○	○
	ありんこキッズ Building2	○	○		○
	恵那市社協ヘルパーステーション	○	○		○
	恵那市社協相談支援事業所	○	○		○
	恵那たんぼぼ福祉工場				○
	恵那たんぼぼ地域療育支援センター				○
	恵那たんぼぼ地域生活療育支援センター				○
	森の生活				○
	ほん和家				○
	万年青苑	○	○		○
	せせらぎの里				○
	ケアホーム向日葵永田				○
	アメニティーハウス・エナ				○
	恵那たんぼぼ作業所 通所部				○
	恵那市地域包括支援センター	○	○	○	○
	月とおひさま恵那	○	○	○	○
	workingめぐみ	○	○		○
	中部ナーシングホーム	○			○
	ウェル協和				○
	ニチイケアセンター恵那	○	○	○	○
	ワークステーションめぐみ				○
	E・A・P合同会社 訪問介護ステーション だんろ				○
	放課後等デイサービスホープ東野				○
	ウェルビーイング医仁館 恵那				○
	NPOぎふ村特定施設				○
	明智デイサービスセンター				
	恵那市介護老人保健施設ひまわり				
	恵那市障害福祉サービス事業所明智ひとつば たご				
	クリエイトカンパニー				
	アソブとマナブ				

表 社会福祉施設一覧(4)

分類	名 称	用途 地域	居住 誘導区域	都市機能 誘導区域	都市計画 区域
その他の社会福祉施設等	ナーシングホームいきいきキラミ				
	みんなのテラス 訪問介護ステーション				
	みんなのテラス 相談支援事業所				

(5) 医療施設

表 医療施設一覧(1)

分類	名称	用途 地域	居住 誘導区域	都市機能 誘導区域	都市計画 区域
病院	市立恵那病院				○
	国民健康保険上矢作病院				
診療所	恵那市国民健康保険岩村診療所				
	恵那市岩村保健センター診察室				
	医療法人名翔会 名古屋セントラルクリニック				
	田中クリニック				
	特別養護老人ホームこころの丘診療室				
	恵那市国民健康保険申原診療所				
	恵那市老人福祉施設明日香苑診察室				○
	恵那市国民健康保険三郷診療所				○
	一般財団法人中部公衆医学研究所 診療所	○			○
	恵那市国民健康保険山岡診療所				
	恵那市かみやばぎ総合保健福祉センター				
	恵那市特別養護老人ホーム福寿苑内診療所				
	井口ハートクリニック	○	○		○
	虹いろ在宅ケアクリニック	○	○		○
	蜂谷医院	○	○	○	○
	医療法人仁誠会大湫病院附属恵那診療所	○	○	○	○
	加藤クリニック	○	○		○
	養護老人ホーム 恵光園診療所				○
	大井リハビリテーションクリニック	○	○		○
	さつき内科・小児科クリニック	○	○		○
	上近藤診療所				○
	十全堂医院				○
	おがわ医院				○
	特別養護老人ホーム万年青苑診療所	○	○		○
	アメニティーハウス・エナ診察室				○
	岐阜県恵那保健所				○
	恵那市保健センター診察室	○	○	○	○
	恵那ファミリークリニック	○	○	○	○
	中部クリニック	○			○
	松下眼科医院				○
	河上クリニック				○
	度会医院	○	○	○	○
林外科内科	○	○		○	
森川クリニック	○	○		○	
安部医院	○	○	○	○	

表 医療施設一覧(2)

分類	名 称	用途 地域	居住 誘導区域	都市機能 誘導区域	都市計画 区域
診療所	たぐち耳鼻咽喉科	○	○	○	○
	長谷川皮膚科				○
	恵那市国民健康保険飯地診療所				○
	NexWe 恵那地域笑顔共創クリニック				○
	おおさわ医院				
	山田診療所				
	尾崎医院				